『都城市の地域福祉2019』
~都城市地域福祉実践報告書~

令和元年度
「我が事・丸ごと」の地域力強化推進事業
社会福祉法人都城市社会福祉協議会
令和2年3月31日

『都城市の地域福祉 2019』
もくじ

もくじ …… 1
はじめに …… 2

第１章　都城市の地域福祉実践トピックス 2019 …… 2
１．都城の地域福祉トピックス 2019 …… 3

第２章　都城市の地域福祉実践 - 地区社協編 …… 6
１．姫城地区社会福祉協議会 …… 7
２．妻ケ丘地区社会福祉協議会 …… 9
３．小松原地区社会福祉協議会 …… 11
４．祝吉地区社会福祉協議会 …… 13
５．五十市地区社会福祉協議会 …… 15
６．横市地区社会福祉協議会 …… 17
７．沖水地区社会福祉協議会 …… 19
８．志和池地区社会福祉協議会 …… 21
９．庄内地区社会福祉協議会 …… 23
10．西岳地区社会福祉協議会 …… 25
11．中郷地区社会福祉協議会 …… 27
12．山之口地区社会福祉協議会 …… 29
13．高城地区社会福祉協議会 …… 31
14．山田地区社会福祉協議会 …… 33
15．高崎地区社会福祉協議会 …… 35
16．各地区地域福祉座談会 …… 37

第３章　都城市の地域福祉実践 - その他各事業実践編 …… 38
１．山下道場 都城夏乃陣 2019 令和維新 事例検討会 …… 39
２．「福祉なんでも相談」相談員研修会 …… 40
３．３課長座談会 …… 41
４．九州ブロックセミナー …… 42
５．子ども未来応援連絡協議会 …… 43
６．福祉教育ガイドブック …… 45
７．みやこんじょボランティアフェスティバル 2020 …… 47

第４章　地域福祉実践報告会 …… 50

資料編 …… 68
１．「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協同の推進に関する検討会」
（地域共生社会推進検討会）最終とりまとめ（概要） …… 69

奥付 …… 97

地域福祉実践報告書２０１９作成にあたって

住民の身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり及び市町村における育児、介護、障害、貧困、さらには世帯全体の複合化した課題を包括的に受け止める総合的な支援体制づくりの支援、推進を目的に「『我が事・丸ごと』の地域づくり推進事業」が実施されています。都城市においても、2018 年４月からその一環である「地域力強化推進事業」に都城市社会福祉協議会（都城市社協）が取り組むことになりました。

この報告書は、15 地区社協で地域共生社会づくりに尽力いただいている方々の、「自分たちの地域は自分たちで守る」という思いのもと、地域への発信とともに、さらなる実践の充実に向け新たな気づきの一助となるよう、作成したところです。

第１章

都城市の地域福祉実践トピックス２０１９

平成 30 年度「ボランティアを絵にしてみたよ！」感謝のあいさつで賞
都城市立上長飯小学校　泊　彩奈さん

１．地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業「九州ブロックセミナー」

令和２年１月 30 日（木）鹿児島県鹿屋市にて、都城市の地域力強化推進事業の事例発表をさせていただきました。

今年度各地区にて取り組まれた実践の内、４つの取り組みや、市社協にて行われた２つの取り組みを報告しました。同事業に取り組む市町村の方々に事例発表をすることで、本市の取り組みを客観的に考えることができ、今後の活動内容の充実化へとつながる時間となりました。

都城市社協職員による事例発表中の様子

２.「第３期都城市地域福祉計画が完成～地域福祉の主役は市民一人ひとり～」

地域住民が地域の課題を把握し、主体的にそれらの課題に目を向け、解決に取り組むために、地域や関係機関・団体等と連携し、行政による支援も活用しながら実践していく「協働」の取り組みが地域福祉です。

その地域福祉を推進していくための総合的な方向性を示す「第３期都城市地域福祉計画」が令和元年度完成しました。計画の期間は、令和２年度から令和６年度までの５年間となります。

同志社大学永田祐教授を策定委員長に、
関係機関団体等と様々な協議を重ねてきました。

これからが計画の実践です。そして、その計画に基づいた具体的な地域福祉活動を展開するため「第４次都城市地域福祉活動計画」並びに「15 地区地域福祉活動計画」策定に向けた取組みも令和２年度よりスタートすることになります。

３．ボトムアップ体制の確立を目指して「本音をカタリバ」

社会福祉協議会内部の風通しを良くするため、主査以下の職員を対象として「本音をカタリバ」を開催しました。新人職員や経験の浅い職員が、普段なかなか言えない悶々とした気持ちを吐き出し、風通しを良くする事を目的としました。コーディネーターには、桃山学院大学社会学部社会福祉学科講師南友二郎氏をお招きしました。

４．福祉教育プログラム検討委員会

平成 30 年度より、小・中・高等学校の各発達段階に応じた効果的な福祉教育を行うために、福祉教育プログラム検討委員会を設置しました。2 年目となる今年度は、教員チームに加え、社協内検討チームを立ち上げ、新たなプログラムの内容も検討しながら、より実用的なガイドブックにしていくために、協議を重ね、福祉教育ガイドブックを完成させました。

教員チームと社協内検討チームの合同検討会の様子

社協内検討チーム検討委員会

回	日　程	内　容
第１回	７月 29 日（月）	共通理解・現状分析
第２回	９月 13 日（金）	ガイドブック案について意見交換
第３回	10 月 16 日（水）	各分野の福祉教育プログラムについて検討
第４回	11 月 11 日（月）	ガイドブック案について意見交換

福祉教育プログラム合同検討会・役員会

回	日　程	内　容
第１回	９月 19 日（木）	顔合わせ・各チームの役割について確認
第２回	10 月 21 日（月）	ガイドブック案について意見交換
第３回	11 月 21 日（木）	ガイドブック案について意見交換
	12 月 12 日（金）	ガイドブック案最終確認
	１月	ガイドブック製本作業
	２月 10 日（月）	「福祉教育・ボランティア学習実践研修会」にて、福祉教育ガイドブックについて説明・配布

５．みやこんじょボランティアフェスティバル 2020

「令和へ拡散！！　Mallmall であつまる　つながる　ボランティア」をテーマに当フェスティバルをとおして、多様なボランティア・市民活動を知り、ともに考え、体験し、実践できる市民への発信を目的に、令和２年２月２日にMallmallで開催し、10,500 人の来場者でにぎわいました。

市内の中学生・高校生の 243 人がボランティアとして参加し、ボランティア市民活動団体や関係団体等の 72 団体と共にフェスティバルを盛り上げ、市民へボランティアの発信と拡散を行いました。

６．都城市社協が取り組むべき地域福祉専門職のあり方を考える ～３課長座談会～

現在、地域福祉を推進するにあたり、15 地区社会福祉協議会が設けられ、チーム体制が取られています。しかし、本社協内部の目指すべき方向性がそれぞれ異なっていると、組織としてどの方向に歩んでゆくべきなのかが不明確になってしまいます。この「３課長座談会」を通して、本市社協が何を目指して地域福祉を実践していくのか、どの課に属している職員も知り、本社協の体制強化を図りました。

座談会開催中の一コマ

第２章

都城市の地域福祉実践・地区社協編

平成 30 年度「ボランティアを絵にしてみたよ！」ともだちになれるで賞
都城市立高崎小学校　白川　響華さん

トピックス1

「将来のなりたい自分へ～夢のランチ会～」

●と　き　令和２年２月 15 日（土）11 時～13 時
●ところ　都城市中央公民館
●参加者　35 名

姫城地区土曜学習会は、姫城地区まちづくり協議会教育文化部会が主催し平成 28 年度から行われています。令和元年度は９月７日（土）に開校し、隔週土曜日に合計 12 回開催されました。

昨年度から土曜学習会最終日に姫城地区出身の社会人をお招きし、「夢のランチ会」を開催しております。当日の夢のランチ会には児童生徒が 10 名、学習支援ボランティア（南九州大学生や都城工業専門学校生など）の方が４名、まちづくり協議会や地区社会福祉協議会 18 名、講師３名を含めて合計 35 名の方が参加されました。今回のランチメニューはカレーライスとサラダ、プリンです。

今年度は西浦耳鼻咽喉科から医師、都城市消防局から都城市初の女性消防士、旭丘神社から禰宜に夢のプチ講話をしていただきました。普段は聴くことのできないお医者さんや消防士、神社の仕事に児童生徒、協力者の方も興味津々に話を聴いていました。

最後に、参加した児童生徒は旭丘神社の絵馬に将来の夢を書き、夢への一歩を踏み出しました。

トピックス2

「三世代交流餅つき大会」

三世代交流餅つき大会は、姫城地区で実施されている「ふれあいいきいきサロン活動」です。

毎年、11 月中旬から 12 月上旬にかけて自治公民館で世代間交流を目的として開催されます。

今年度は８自治公民館（姫城、早鈴、蔵原、西町、八幡、宮丸西団地、甲斐元、松元）で実施され、子どもや保護者、地域住民で共同作業をし、つきたての餅入りぜんざいを美味しくいただきました。

■ 姫城地区社会福祉協議会

項　目	内　　容
会　　議	①総会　（５/20） ②役員会（年 10 回）
小地域福祉活動	①ふれあいいきいきサロン活動「いたっみろかい」 ・世代間交流事業として餅つき大会を、８自治公民館で実施 ②登下校の見守り活動 ・登校時の見守り活動として毎週月曜日から金曜日まで各学校で実施
研修・交流活動	①姫城地区ふれあい文化祭における福祉健康相談コーナー設置 （10/26、10/27） ②在宅介護者へのタオル配布（３月中に実施予定） ③三世代交流餅つき大会/実施自治公民館数：８自治公民館 ④視察の受け入れ：宮崎小戸地域自治区（９/13） ⑤役員研修：ひかりの森こども園（９/25） ⑥南小・明道小読み聞かせ活動支援 ⑦高齢者による友愛訪問活動 ⑧姫肥育社会福祉協議会だより発行 ⑨土曜学習会（９/７～２/15　第１・３土曜日　年 12 回開催）
福祉なんでも相談 （２月末時点）	①開設日　　毎週木曜日開設　９時～12 時 ②開設日数　年間　49 日 ③相談件数　５件 ④相談内容 ・後見人に関する相談 ・紙おむつ支給にかかる相談　など
紙オムツの支給 （支給事務・管理）	支給件数　36 件
事務局活動 ※毎週木曜日 事務局開設 （２月末時点）	①福祉なんでも相談 ②紙おむつ給付 ③事業の企画 ④事務作業及び会計 ⑤事務局来場者数　286 名
地区担当より	急遽、産休に入る前からお休みをいただき、姫城地区の皆様には心配とご迷惑をおかけいたしました。１年以上ぶりにお会いした姫城地区の方々は非常に優しく明るい笑顔で私を迎えてくださいました。 姫城地区は「誰かのために力になりたい」と思われている方が多いような気がします。今年度は短い期間でしたが、その思いに寄り添いながら、姫城地区の方々と行事などに取り組んでいきました。 次年度は姫城地区の基本目標である「みんなでつくるひめぎの輪・みんなで取り組む元気なまちづくり・学び合うことからの人づくり」の実現に向けて、姫城地区住民の方々やサブ担当職員、地域サポート職員によるチームプリンセス等と協力・連携を図りながら目指していきたいです。 （担当：松永愛子）

トピックス１

「先進地視察研修会と子育てサロン“にじ”」

●と　き　令和元年 11 月 18 日（月）10 時～12 時
●ところ　日南市子育て支援センター「こととこと」
●参加者　28 名

先進地視察研修会として、日南市子育て支援センター「こととこと」を視察しました。施設内の見学や専門家による“こととこと講座”を受けました。子育てに関する講座や遊び、相談などの重要性を学ぶ機会になりました。

子育てサロン“にじ”は、毎月第４水曜日に開催。地域の民生委員・公民館・高齢者クラブ・ボランティアが協力して、毎回、レクレーションや季節の行事などを取り入れながら、親子が気軽に参加できる場所の提供を行っています。

「こととこと」視察研修の様子

子育てサロン“にじ”でのそば打ち体験

トピックス２

「小鷹地区の高齢者の暮らしを考えよう」

「小鷹地区の高齢者の暮らしを考えよう」と題して、小鷹自治公民館にて、子ども会、こけない体操リーダー、高齢者クラブ、スポーツ推進員、小学校長等との意見交換会を行いました。さらに、住民主体の助け合いについて学ぶために、「泉ヶ丘きばいもんそ会（鹿屋市）」を地域リーダー等９名で視察しました。

そこで、小鷹地区でも高齢者のニーズをアンケートで把握する必要性があることがわかり、住民アンケートを実施しました。次年度は、生活支援サービスの仕組みについて、具体的に検討していきます。

地域の代表者の意見交換の様子

■ 妻ケ丘地区社会福祉協議会

項　目	内　　容
会　　議	①総会　（５/17） ②理事会（年８回） ③役員会（年９回）
小地域福祉活動	①ふれあいいきいきサロン活動「いたっみろかい」 ・実施自治公民館数/14 自治公民館
研修・交流活動	①男性料理教室指導者講習会（６/17）40 名 ②生活おたすけサービス事業研修会（10/28）60 名 ③先進地視察研修：宮崎市（11/18）28 名 ④在宅介護者のつどい（９/30）30 名 ⑤福祉総合研修会（２/17）51 名 ⑥小鷹地区意見交換会（９/５）22 名（10/30）15 名 ⑦子育てサロン“にじ” ・毎月第４水曜日：延べ参加者数/152 名/スタッフ 165 名 ⑧男性料理教室 ・実施自治公民館数/７自治公民館 ⑨福祉広報「えがお」の発行 ・第 94 号～第 95 号　年２回発行
福祉なんでも相談 （２月末時点）	①開設日　　毎週水曜日開設　９時～12 時 ②開設日数　年間　46 日 ③相談件数　14 件 ④相談内容 ・相続について　・高齢者のゴミ出しについて ・移動支援について　・子育て支援について　など
紙オムツの支給 （支給事務・管理）	支給件数　211 件
事務局活動 ※毎週水曜日 事務局開設 （２月末時点）	①福祉なんでも相談 ②紙おむつ給付 ③事業の企画 ④事務作業及び会計 ⑤事務局来場者数　101 名
地区担当より	毎年行っている地域支援事業をより深めるためにも、活動を振り返り地域に必要なことを地域の皆さんと検討したり、各種研修会等で出た意見を地域活動につなげていったりすることが大事だと考えます。 今年度は、生活支援コーディネーターを中心として、モデル地区とした小地域において地域生活課題の把握と意見交換会を行い、住民アンケートに取り組みました。一つひとつの工程を住民の方々と丁寧に進めていくことの大切さを改めて感じました。 今後の課題としては、ちょっとしたお手伝い、助け合いが必要な状況に対して、住民を主体として話し合い、よい方法を考えていくことを具体的に進めていくことです。 新しい都城市地域福祉計画が策定されましたので、来年度は、妻ケ丘地区の地域福祉活動計画を作っていく年になります。妻ケ丘らしい計画ができるよう取り組んでいきます。 （担当：内田文子）

トピックス１

「買い物支援サービス（わくわく❤ワゴン）」

●と　き　毎週水曜日（志比田町管内の買い物困難な方）
●ところ　買い物先（パシオ志比田店）※年末にニシムタ五十市店
●参加者　64 名

今年度から、志比田町管内にお住いの日常的に自分で買い物に行くことが困難の方を、定期的に買い物ができるようお店まで送迎する“わくわく❤ワゴン”事業を実施しています。

送迎の車輌及び運転手は「社会福祉法人まりあ（志比田町）」にご協力いただき実施しています。利用者からは、「買い物で重いものを運ぶことがたいへんだったが、このサービスを利用することで便利になった」「ほかの利用者さんとの行き帰りでの会話が楽しい」「旬の食べ物を見ることで季節を感じられる」などの感想が聞かれます。

トピックス２

「夏休み子どもサロン（志比田・志比田北）」

●と　き　夏休み期間（志比田自治公民館４回・志比田北自治公民館３回・大王自治公民館１回）
●ところ　志比田自治公民館・志比田北自治公民館・大王自治公民館
●参加者　52 名

夏休み期間に志比田自治公民館と志比田北自治公民館・大王自治公民館において、「子どもサロン」を開設しました。宿題や習字・工作・理科実験など地域の方々の協力のもと、参加した子どもたちは、楽しく過ごすことができました。

この事業は、一昨年度から実施しており、今年度は新たに大王自治公民館で子ども会の保護者や自治公民館、地域のボランティアなども事業に協力いただき、「子どもたちを地域で支える仕組み」として定着しつつあります。今後もより多くの自治公民館で実施できるよう、地区社協で支援いきたいと思います。

■ 小松原地区社会福祉協議会

項　目	内　　容
会　　議	①総会 ②役員会（毎月１回） ③理事会（年３回）
小地域福祉活動	①在宅介護者のつどい（年２回①６/26②１/29） （①参加者 13 名②参加者 12 名） ②いきいき 90 歳写真展（10/27） （小松原地区まつりにおいて展示） ③子どもサロン（夏休み期間　地区内の３自治公民館で実施 （志比田自治公民館４回・志比田北自治公民館３回・大王自治公民館 1 回）
研修・交流活動	①防災研修（ハイゼックスによる炊出し訓練）（10/27） （小松原地区まつりにて実施） ②小松原地区福祉関係団体交流会（11/23） （グラウンドゴルフ大会：参加者→民生委員・自治公民館長・地域ボランティア・社会福祉施設等）
福祉なんでも相談 （２月末時点）	①開設日　　毎週火曜日開設　10 時～15 時 ②開設日数　年間　49 回 ③相談件数　４件 ④相談内容 ・紙おむつの支給条件等について ・買い物支援サービスについて　など
紙オムツの支給 (支給事務・管理)	支給件数　174 件
事務局活動 ※毎週火曜日 事務局開設 （２月末時点）	①福祉なんでも相談 ②紙おむつ給付 ③事業の企画 ④事務作業及び会計 ⑤事務局来場者数　334 名
地区担当より	・地区内の方々を多く知ること（掘り起こす）。 ・多くの団体や関係機関と連携し情報を共有すること。 ○今年度は、子どもサロンを新規に１館が取り組まれました。保護者と自治公民館が連携して企画段階から協議なされました。次年度以降も新たな自治公民館での実施に向けて支援していきたいと思います。 ○買い物支援サービス（志比田町管内）で社会福祉施設とスーパー、地域が一体となって実施することができました。 ○自治公民館単位での福祉活動の支援を更に図っていきたいです。 （担当：川﨑博志）

トピックス１

「ボランティア学習会」

●と　き　令和元年９月３日（火）10 時～11 時 30 分
●ところ　祝吉地区公民館
●参加者　12 名

祝吉地区では多くのボランティアが活動をしています。その中でも子育てサロン・茶ってぃサロンや小学校での参観日預かり保育など昔から活発に行っています。茶ってぃサロンは平成 16 年、預かり保育は平成 20 年に活動を開始しました。ボランティアの入れ替わりや月日が経つにつれ、茶ってぃサロンが立ち上がった経緯や当時の思いなどを知らない人が増えています。また今の変化の多い時代に、子どもやその親へのボランティアとしての接し方も課題としてあがっています。そのため令和元年度はボランティア学習会を開催しました。都城市内にある児童発達支援事業所の方を講師にお招きし「子育てサポートについて～ボランティア活動を通して～」をテーマに研修を行いました。立ち上げに関わった方にも、茶ってぃサロンが立ち上がった経緯や背景、当時の思いなども話してもらい、当時関わったメンバーは思い出して涙を流された方、初心にかえり決意を新たにしたメンバーもいました。初めて聞いたボランティアメンバーも多く、これからの活動がより思いのあるものになった様子でした。

今後も知識などの勉強はもちろん、目的や歴史などもしっかりとボランティアメンバーで共有をし、良いものは残し時代の流れに合わせながらもより良い活動ができるようにボランティアをするほうも気持ちよく活動できるよう取り組んでいきたいと思います。

ボランティア学習会の様子

中郷地区社協との情報交換会

トピックス２

「中郷地区社協との情報交換会」

中郷地区社協からお声をかけていただき、祝吉地区公民館にて情報交換会を行いました。それぞれの活動を紹介しあい、自分たちの地区の良いところを改めて感じたり、他地区を知ることでさらなる向上心が生まれたようでした。中郷地区の取組を参考に新たに祝吉地区で実施し、次年度も他地区社協との情報交換会をしたいという声が聞かれました。

■ 祝吉地区社会福祉協議会

項　目	内　　容
会　　議	①総会　（4/23） ②役員会（年 12 回） ③スマイルカフェ祝吉実行委員会（年 12 回） ④スマイルカフェ祝吉年間反省会（2/18）
小地域福祉活動	①ふれあいいきいきサロン活動「いたっみろかい」 ・実施自治公民館数/全 18 自治公民館
研修・交流活動	①在宅介護者の集い（8/27：22 名） ②ボランティア学習会（9/3：12 名） ③生活おたすけサービス生活援助員研修（11/12：27 名） ④視察研修：せんだんの樹、杉の子会（11/25：16 名） ⑤料理教室（7/9：19 名、12/9：16 名） ⑥中郷地区社協との交流研修会（12/20） ⑦自治公民館長・民生児童委員合同研修会（2/6：55 名） ⑧スマイルカフェ祝吉 ・10 回開催：延 266 名 ⑨親子ふれあいサロン「茶っていサロン」 ・毎月第３火曜日：延 643 名 ⑩小学校参観日預かり保育（祝吉小/年６回実施：VO 数延 50 名 川東小/年４回実施：VO 数延 15 名） ⑪施設ボランティア活動 ⑫祝吉小・川東小　授業補助ボランティア（年５回：VO 数延 49 名） ⑬広報誌「あやめ」発行（年１回）
福祉なんでも相談 （２月末時点）	①開設日　　毎週月・火曜日開設　10 時～15 時 ②開設日数　年間　88 日 ③相談件数　16 件 ④相談内容 ・家族の介護について ・生活おたすけサービス活動について　など
紙オムツの支給 （支給事務・管理）	支給件数　257 件
事務局活動 ※毎週月・火曜日 事務局開設 （２月末時点）	①福祉なんでも相談 ②紙おむつ給付 ③事業の企画 ④事務作業及び会計 ⑤事務局来場者数　673 名
地区担当より	祝吉地区を担当させていただき２年が経ちますが、日々地区社協の皆様から多くのことを学ばさせていただきました。 今年度は特に過去の祝吉地区社協の取組や歴史を振り返る時間があり、現在の取組の見直しや改善、レベルアップなどが行われました。既存の取組の継続と更なる充実が推進され、さらに祝吉地区を良くしたいという思いが伝わりました。 地区社協の役員さんからも活発な様々な意見が出たことがうれしいとともに地区担当として自分自身のレベルアップの必要性を感じました。 地域で子どもたち、高齢者を支え合おうという思いがある祝吉地区がさらに素敵な地区になるようにチーム祝吉全体で支えられるよう活動していきたいと思います。　（担当：岩﨑美華）

トピックス１

「今町っ子まなび館（や）」

●と　き　令和元年８月３日（土）10 時 30 分～15 時
●ところ　今町多目的研修会施設
●参加者　41 名

今年度初めて、今町小学校の児童を対象とした学習支援事業を行いました。五十市中学校を対象とした学習支援事業は平成 28 年度より行っていますが、今町小学校は校区外であるため、今町でも学習支援を実施したいと役員会でも何度か話し合いが行われました。

今町小学校全学年を対象として、勉強を教えるボランティアには地域の教員退職者のほか、五十市中学校の生徒に協力していただきました。参加した児童は夏休みの宿題を進めており、昼食には地区社協の役員、今町校区の民生委員などが協力して作ったカレーライスをみんなでおいしくいただきました♫

１日のみの開催でしたが、参加した児童からは「また来年も来たい！」と好評であったため、次年度は回数を増やして実施したいです。

トピックス２

「地区社協役員・理事合同視察研修」

●と　き　令和元年 12 月 18 日（水）
●ところ　合志市社会福祉協議会（熊本県）
●参加者　17 名

毎年行っている地区社協の役員研修ですが、今年度は理事の方々も同行していただきました。熊本県の合志市社会福祉協議会に視察に行き、先進地の取り組みについて学んだほか、お互いに意見交換を行いました。普段は役員と理事が集まることはめったにないため、役員・理事同士の交流も深まり、より一層五十市地区社協の活動を強化していく機会となりました。

■ 五十市地区社会福祉協議会

項　目	内　　容
会　　議	①総会　（５/15） ②理事会（年１回） ③役員会（年 11 回）
小地域福祉活動	①ふれあいいきいきサロン活動「いたっみろかい」 ・実施自治公民館数/12 自治公民館 ②おじいちゃんクッキング ・毎月第２金曜日/延 103 名 ③今町おじいちゃんクッキング（１/16：13 名）
研修・交流活動	①生活援助員研修（７/９：12 名） ②今町っ子まなび館（８/３：41 名） ③五十市・明和小校区ふれあい交流のつどい（９/29：170 名） ④今町校区ふれあい交流のつどい（10/27：151 名） ⑤在宅介護者のつどい（11/12：33 名） ⑥五十市地区学習支援事業「いそいち StudyRoom 土曜の朝」 ・11/２～２/15　毎月第１・３土曜日：延 160 名 ⑦役員・理事研修：合志市社会福祉協議会（12/18：17 名） ⑧五十市・明和小校区タイムトラベルボード（１/21：28 名） ⑨五十市地区地域福祉座談会（２/18：30 名） ⑩子育てサロン「いそいちピヨピヨひろば」 ・毎月第４土曜日/延 223 名 ⑪広報紙「あゆみ」の発行（年１回）
福祉なんでも相談 （２月末時点）	①開設日　　毎週金曜日　９時～15 時（今町事務局/９時～12 時） ②開設日数　年間　49 日 ③相談件数　18 件 ④相談内容 ・紙おむつ支給にかかる相談　　・介護保険申請にかかる相談 ・生活保護に関する相談　　など
紙オムツの支給 （支給事務・管理）	支給件数　220 件
事務局活動 ※毎週金曜日 事務局開設 （２月末時点）	①　福祉なんでも相談 ②　紙おむつ給付 ③　事業の企画 ④　事務作業及び会計 ⑤　事務局来場者数　558 名
地区担当より	五十市地区担当も３年目になり、今年は「こんな事業ができるといいね」と話していたものが実際に事業として実施できたことが大きな成果だと感じています。８月に行った「今町っ子まなび館」は、今町小学校の校長先生とも数回にわたって話し合いを進めた結果、学校側からも多くの意見をいただき、その意見を事業に活かせたと思っています。参加した児童からも「また来たい！」と言ってもらえ、やりがいに繋がりました。五十市地区は年間を通して数多くの事業を行っているため、負担が偏らないように今後も地区担当者としてできることはバックアップしていきたいと思います。同時に、サブ担当・サポーターの職員にも情報を共有し、チームで五十市地区を支えていくという意識を持って業務を遂行していきたいです。 （担当：仙波愛美）

トピックス１

「横市地区みそ汁の会」

●と　き　①令和元年　7月 29 日（月）11 時～13 時
　　②令和元年 11 月 12 日（火）11 時～13 時
　　③令和２年　1月 29 日（水）11 時～13 時
●ところ　①加治屋地区　②中蓑原地区　③出水地区
●参加者　①15 名　②33 名　③33 名

令和元年度より、高齢者や地域住民の居場所づくりや交流の場を目的に、生活支援コーディネーターと地区社協の働きかけで実現しました。参加者の皆様も、とても楽しんでいる様子で、思い出話にも満開の花が咲いていたように感じます。今後、全 18 自治公民館で広がっていくように、まずは、各地区に趣旨をご理解いただき、今後地域住民が主体となって活動できるように一緒に支援していきます。そして、地域の皆様に負担とならず、長期的な活動に繋がるように献立はご飯（おにぎり）・みそ汁・漬物・お茶です。頻度などは参加者の話し合いで決め、参加者も限定せずに幅広く呼びかけていきます。

トピックス２

「横市地区生活援助員養成講座」

地域力を高めていくために、「生活おたすけサービス」の普及推進及び生活援助員の養成講座を実施しました。介護保険の実情や、なぜ今この事業が必要なのかをご説明いただき、とても有意義な講座となりました。

そして、今回の講座を通して５名の方が生活援助員にご登録いただき、今後の活動に積極的につながると期待されています。また、制度に興味がある方々にとっても、詳しい内容を知ることで、普段の生活を安心して送れるとの声も聞かれました。

現役の援助員さんの体験談もあり、より具体的に活動内容を知るきっかけにもなりました。

■ 横市地区社会福祉協議会

項　目	内　　容
会　　議	①総会（５/７） ②理事会（年２回） ③役員会（年 12 回） ④横市地区ふれあいウオーキング実行委員会（年１回）
小地域福祉活動	①世代間交流・ふれあいサロン ・実施自治公民館数/12 自治公民館
研修・交流活動	①高齢者（70 歳以上）ふれあい事業（１月） ②西中学校１年生認知症サポーター養成講座（６/13：184 名） ③さくらランドふれあい子育てサロン（年２回：延 14 名） ④明和小託児ボランティア（年２回：延 11 名） ⑤横市地区みそ汁の会（加治屋７/29・中蓑原 11/12・出水１/29） ⑥横市地区まつりへの参加：活動パネルの展示（11 月） ⑦横市地区地域と施設との意見交換会（12/17・24 名） ⑧横市地区ふれあいウオーキング（３/21）中止 ⑨横市地区社協便り「さくら」発行（３月）
福祉なんでも相談 （２月末時点）	①開設日　　毎週水曜日開設　10 時～15 時 ②開設日数　年間　46 日 ③相談件数　25 件 ④相談内容　新規オムツ等
紙オムツの支給 (支給事務・管理)	支給件数　251 件
事務局活動 ※毎週水曜日 事務局開設 （２月末時点）	①福祉なんでも相談 ②紙おむつ給付 ③事業の企画 ④事務作業及び会計 ⑤事務局来場者数　395 名
地区担当より	今年度より横市地区を担当し、まずは地域を知り、人を知り、社会資源を知る１年に努めました。横市は、こども達の数が市内で上位である一方で、高齢化が進んでいる地域もあり、多種多様な地域と感じました。 また、学校、施設などの社会資源が豊富で、元気な地域であると共に団結力が強い地域であると感じます。例えば、新たに今年度より取り組んだ「みそ汁の会」においても、地元の方々もご理解いただき、スムーズに開催することができています。みそ汁の会では、こけない体操に参加していない住民の方も多く参加し「この会が無ければもう何 10 年会っていなかった、久しぶりに会えてとても嬉しかった」などの感想も聞かれました。同じ地域、近所に住んでいてもきっかけがないと会うことが少ない、また何か困ったことがあっても、長年会っていないと相談がしにくい。そのような方々のためにも、横市地区社協のスローガンでもある「顔の見える地域づくり」を積極的に推進していく必要性があると考えます。 そして、地区社協と市社協（チーム横市）も交流する機会も多々あり、今後ますます一緒に地域を盛り上げていくことが期待できます。 せっかくこども達が多い横市地区です。こども達の賑わいの場作りが、そのまま地域づくりに直結すると確信していますので、これからもどっぷりと浸かって一人ひとりの幸せのために全力を尽くしていきます。　（担当：下徳真吾）

トピックス１

「沖水のくらしまるごと相談」

●と　き　令和元年９月より実施（第３水曜日 13 時～15 時）
●ところ　沖水地区公民館
●参加者　３名

今年度で２年目となる沖水のくらしまるごと相談は、年々、深刻化・複雑化している相談内容を地域で“まるごと”受け止める場として、地区社協と市社協（沖水地区担当者）の協働にて開設しています。

また、沖水地区内の高齢、障がい、児童分野の施設職員の方々にも同席いただき、より専門的なアドバイスも実施しています。施設職員の方は、相談者への懇切丁寧な対応はもとより、まるごと相談に参画いただくことで、地域と施設の顔の見える関係にも繋がり、今後の連携もとりやすくなっています。

地域の方々が、住み慣れた沖水で相談を行うことにより、「まるごと相談」が身近な存在となり、少しでも安心し課題解決への大きな一歩となるように、今後も地域住民への広報、周知活動を積極的に行っていきます。

トピックス２

「沖水まつりで福祉標語表彰」

今年度も、沖水小学校５・６年生と沖水中学校１・２年生を対象に、「福祉」への興味をもってもらうことを目的に福祉標語を募集しました。とても素敵な作品が集まり、こども達の福祉に対する熱い思いや優しい気持ちを感じることができました。多くの作品の中から最優秀作品が決まり、沖水地区まつりでの表彰や、ポスター作成、地区社会福祉協議会の広報誌に掲載し学校や地域の方々に見て、知っていただきました。

こども達の福祉標語を通して、沖水地区全体の福祉力アップと「住みよいまち沖水」に向け、今後も地区社協一丸となって、取り組んでいきます。

■ 沖水地区社会福祉協議会

項　目	内　　容
会　　議	①総会　（５/15） ②役員会（年 12 回開催） ③理事会（年２回開催）
小地域福祉活動	①ふれあいいきいきサロン活動「いたっみろかい」 ・実施自治公民館数/12 自治公民館 ②世代間交流活動への取組み ・実施自治公民館数/12 自治公民館
研修・交流活動	①在宅介護者のつどい：恵寿苑（７/12：８名） ②男性料理教室（１回目：10/30：25 名、２回目：２/12：25 名） ③生活おたすけサービス援助員のつどい（１/29：13 名） ④子育てサロン ・毎月第 4 水曜日：延 121 名 ⑤参観日預かり保育（年 4 回実施：延 32 名） ⑥福祉便り発行（年 1 回）、まるごと相談（年７回）
福祉なんでも相談 （２月末時点）	①開設日　　毎週水曜日開設　10 時～15 時 ②開設日数　年間　51 日 ③相談件数　29 件 ④相談内容 ・借金問題について・家族のトラブルについて ・高齢者のもの忘れについて・新規オムツ申請　など
紙オムツの支給 （支給事務・管理）	支給件数　313 件
事務局活動 ※毎週水曜日 事務局開設 （２月末時点）	①福祉なんでも相談 ②紙おむつ給付 ③事業の企画 ④事務作業及び会計 ⑤事務局来場者数　660 名
地区担当より	沖水地区は、地域を思いやる気持ちや、困っている方への寄り添い支援がとても素敵な地区だと思います。こども達に対しては、福祉標語を通して一つの福祉教育に繋がっています。今年度より新たに男性料理教室がスタートしましたが、参加者の皆様はとても楽しそうに調理し、住民の繋がりになっています。また、今年度で２年目となる「くらしまるごと相談」も地域住民の声を受け止める身近な窓口として今後も大きな役割を担っていくと期待されています。 今後も、チーム沖水も一丸となって地域と一緒に活動していきたいと思います。 沖水地区を担当させていただき、多くの熱意や、元気、優しさをいただき、私自身の大きな誇りと財産となりました。 （担当：下徳真吾）

トピックス１

「小学校参観日預かり保育の実施」

●と　き　①志和池小学校　②丸野小学校
●ところ　①４月 21 日、６月　２日、７月　５日、８月 30 日、11 月 10 日
　　②４月 21 日、６月 23 日、１月 10 日
●参加者　①延 80 名　②延 33 名

志和池地区社会福祉協議会では、子育て支援の事業として『小学校日曜参観日預かり保育』を実施し、今年度で２年目になります。未就学児のお子さんを授業参観に連れていけない…という保護者の皆さまに大変喜ばれております。ボランティアの方は、志和池小学校が延べ 24 名、丸野小学校が延べ 14 名で、民生委員児童委員、生活援助員等へお声かけし、ご協力いただいております。

また、夏休みには志和池地区まちづくり協議会との共催で『寺小屋サロン』を２ヶ所の公民館（上水流中自治公民館、森田自治公民館）で実施しました。『寺小屋サロン』も保護者の方に喜ばれており、今年度で２年目になります。合計 84 名の児童が参加され、参加人数は昨年の倍となり、子ども達も和気あいあいとした雰囲気で夏休みの課題に取り組んでいる様子でした。

トピックス２

「地区社協カレンダーの作成」

赤い羽根共同募金の助成金を活用し、志和池地区社協で実施している事業の紹介や、お気軽に相談にお越しいただけるよう、地区社協の連絡先を載せた社協カレンダーを作成しました。

また、志和池地区の自治公民館（19 か所）へ脳トレ木工パズルを配布予定です。こけない体操等で活用していきます。

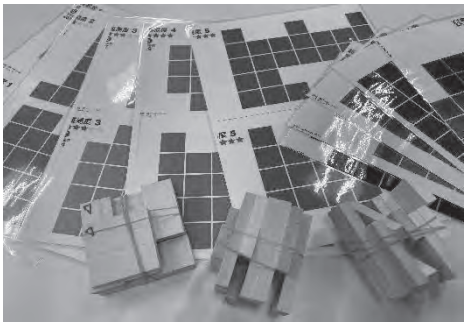

■ 志和池地区社会福祉協議会

項　目	内　　容
会　　議	①総会　（５/20） ②役員会（年 11 回） ③理事会（年２回）
小地域福祉活動	①一館一福祉推進事業 ・実施自治公民館数/19 自治公民館
研修・交流活動	①志和池小学校参観日預かり保育（年５回：延 80 名） ②丸野小学校参観日預かり保育（年４回：延 33 名） ③夏休み寺子屋サロン（まちづくり協議会への協力）７/23～７/31 ④おたすけサービス調整会議（２/21） ⑤生活援助員の情報交換会（６/４） ⑥生活援助員研修 （８/23 施設視察研修 まるのキンダーガーテン・山田りんどう福祉会） ⑦在宅介護者のつどい（11/８） ⑧地区文化祭（11/３） ⑨福祉座談会（12/５） ⑩各自治公民館へ木工パズルの配布（２月～） ⑪地域・福祉施設意見交換会（１/30） ⑫地区社協カレンダーの発行（12 月） ⑬地区社協だよりの発行（年１回）
福祉なんでも相談 （２月末時点）	①開設日　　毎週火曜日開設　10 時～15 時 ②開設日数　年間 50 日 ③相談件数　17 件 ④相談内容 ・障害について ・介護サービスについて　など
紙オムツの支給 （支給事務・管理）	支給件数　278 件
事務局活動 ※毎週火曜日 事務局開設 （２月末時点）	①福祉なんでも相談 ②紙おむつ給付 ③事業の企画 ④事務作業及び会計 ⑤事務局来場者数　269 名
地区担当より	平成 31 年４月から志和池地区の担当をさせていただき、入職したばかりの私にとって不安な部分もありましたが、志和池地区の皆さまに支えられ、担当として自分にできることは何かを考えながら大きく成長できた１年でした。 実施した研修や交流活動については、志和池地区の皆さまと一緒に「身近な福祉」の充実を図るため、今後より充実した地域福祉を推進していくため、研修や意見交換を通して自分自身も含め、地区の皆さまの気持ちがより一層高まったように思います。 今後はさらに、志和池地区が一丸となって住民一人ひとりの“幸せな暮らし”を支えていけるような体制をつくっていきたいと思います。 （担当：松本あかり）

トピックス１

「夏休み企画！子ども達との世代間交流」

●と　き　令和元年７月 29 日（月）９時 30 分～13 時 30 分
●ところ　乙房公民館
●参加者　70 名

庄内地区では、地域の元気高齢者・通称「支え隊」が一人暮らし高齢者を支える活動を展開してきましたが、今年度は、さらに地域がひとつになり、高齢者だけではなく子ども達の居場所支援にも力をいれたいと、近隣のこども園やＰＴＡ・公民館で組織する「まる・ベリー」を新たに立ち上げました。そして、第一弾として夏休み中の子ども達との交流を計画！「そうめん流し＆宿題終わらせようデー♪」と題して、近隣の小学校に呼びかけ、当日は 33 名の子ども達が集まりました。中学生ボランティアの協力もあり、子ども達は、お兄さんお姉さんに手伝ってもらいながら習字をしたり、支え隊と一緒に郷土料理を作ったり、そうめん流しや昔遊びを体験したりと盛りだくさんで、保護者からも「子どもたちが楽しかった！と言っています」とお礼の電話を複数いただき、子どもから高齢者まで世代を超えて繋がる第一歩となりました。この世代間交流の取組は翌年２月の「子どもフリーマーケット」にも繋がります。今後も、地域がひとつに繋がるよう、定期的に世代間交流を意識した子ども達の居場所支援を行っていきたいと考えています。

トピックス２

「介護者のつどい」

在宅介護者を対象に、介護技術を学んだり、介護者同士で日頃の悩みや情報交換を行ったり、リフレッシュする場として、毎年取り組んでいます。今年度は、庄内地区に出来る小規模多機能型施設について、施設長より説明を受け、その後最新の介護器具体験や参加者同士で情報交換を行いました。身近なところに、自宅での生活を一緒に支えてくれる施設が出来て心強い、という声も多く聞かれました。今後も介護者が一人で抱えこまないような場や仕組みを、介護者の意見も取り入れながら考えていきたいと思います。

■ 庄内地区社会福祉協議会

項　目	内　　容
会　　議	①理事会（４/23） ②総会（５/15） ③役員会（毎月１回） ④生活支援会議（毎月１回）
小地域福祉活動	①介護者のつどい（10/24）25 名 ②訪問座談会　今年度：今屋自治公民館（10/27）70 名 ③ふれあいいきいきサロン（10 自治公民館） ④おじゃったもんせ～（乙房地区：４地区に分かれ毎月１回実施） ⑤めあげもそ～（乙房地区）
研修・交流活動	①福祉協力員・援助員合同研修会：石井十次記念館（７/24）16 名 ②夏休み企画！近隣小学校児童との世代間交流（７/29）70 名 ③福祉ふれあい意見交換会（１/31）46 名 ④ふるさと祭り（11/２・３） ⑤YOU 遊駅伝（12/１） ⑥住民向け研修 人生 100 年時代 素敵に暮らすお片付け講座（12/15）90 名
福祉なんでも相談 （２月末時点）	①開設日　　毎週火曜日開設　10 時～15 時 ②開設日数　年間　42 日 ③相談件数　20 件 ④相談内容 ・近隣住民とのトラブルについて　・施設入所について ・高齢者の移動手段について　など
紙オムツの支給 （支給事務・管理）	支給件数　256 件
事務局活動 ※毎週火曜日 事務局開設 （２月末時点）	①福祉なんでも相談 ②紙おむつ給付 ③事業の企画 ④事務作業及び会計 ⑤事務局来場者数　313 名
地区担当より	庄内地区社協では、高齢者を支える活動が活発である一方で、子ども達に目を向けた取組みが後回しになっているのではないかという課題もありました。そこで、今年度は今ある資源を利用して、出来るところから子ども達の居場所づくりを進めてはどうかとの意見があがり、夏休み中の居場所支援・世代間交流を行ったところです。ようやく第一歩を踏み出したところなので、今後も子ども達を含め地域全体がつながるような取組みを、チーム庄内として支援していきたいと考えています。 （担当：井上優子）

トピックス１

「にしだけ福祉映画会　part2」

●と　き　令和元年 11 月 30 日（日）13 時 30 分
●ところ　西岳小中体育館
●参加者　165 名

“にしだけ福祉映画会”Part2 を今年も開催しました。今回の作品は、以前、高崎映画まつりで上映されて好評だった『夢は牛のお医者さん』を上映しました。来場された方からは「久しぶりに涙を流しました」「とても素敵でした、夢、いいですね。感動しました」「来年も楽しみにしているよ」など、とても嬉しい感想を多数いただきました。児童・生徒の皆さんに夢を持つことの素晴らしさ、大切さを伝えることができたのではないかと思いました。

トピックス２

「地域の居場所“はるおさんげぇ”開店　！」

西岳地区まちづくり協議会地域づくり部会では、西岳地区の活性化と住民が気軽に集える場として“はるおさんげぇ”を開店しました。地域づくり部会には、西岳地区社会福祉協議会も参加し、地域の拠点としての活用を共に検討しています。今後は、いきいきサロンやいたっみろ会などを開催して、地域住民が気軽に！いつでも！集える場（茶のみ場）にしていくことを地域づくり部会の方々とすすめていきたいと思います。

■ 西岳地区社会福祉協議会

項　目	内　　容
会　　議	①総会　（4/23） ②役員会（年 12 回開催） ③理事会（年 1 回開催）
小地域福祉活動	①ふれあいいきいきサロン活動「いたっみろかい」 ・実施自治公民館数/10 自治公民館
研修・交流活動	①男性料理教室「よろっで食遊会」（7/24, 9/11, 11/13：延 55 名） ・場所/西岳地区公民館、折田代公民館、夏尾中学校 ②なつやすみ！のびのびスクール（7/30, 8/5, 8/8, 8/9, 8/22） ・場所/西岳地区公民館、吉之元小学校、夏尾小学校 ③社会教育福祉総合研修会（8/25） ④ボランティア研修会（8/21：60 名） ⑤こけないからだづくり講座リーダー等情報交換会（9/26：48 名） ⑥にしだけ福祉映画会（11/30：165 名） ⑦在宅介護者のつどい（1/30：35 名） ⑧こけないからだづくり発表会＆地域医療セミナー（12/18） ⑨西岳地区防災の日研修（1/26） ⑩ふれあい訪問活動 ⑪元気西岳ささえ隊のとりくみ（年 3 回開催） ⑫西岳地区社会福祉協議会だより発行（年 3 回発行） ⑬西岳まちづくり協議地域づくり部会（はるおさんげぇ）毎月 1 回
福祉なんでも相談 （2 月末時点）	①開設日　　毎週水曜日開設　10 時～15 時 ②開設日数　年間　49 日 ③相談件数　10 件 ④相談内容 ・紙おむつ ・認知症について　など
紙オムツの支給 （支給事務・管理）	支給件数　89 件
事務局活動 ※毎週水曜日 事務局開設 （2 月末時点）	①福祉なんでも相談 ②紙おむつ給付 ③事業の企画 ④事務作業及び会計 ⑤事務局来場者数　77 名
地区担当より	数年ぶりの地区担当で、少し（かなり）戸惑いを感じながらのスタートになりました。地域に入ることで、改めて地域の元気を肌で感じ、元気をもらいました。西岳は、高齢化率が 50%を超えていますが、とても元気な地域で、個別の課題を「我が事」をして捉えることができています。また、現在の事業を充実させながら、新たなことにも取り組んでいます。 今後は、これまでの事業見直しと事務局体制強化、身近な場所での参加・相談の在り方（御池、吉之元のサテライト化）を検討することが必要になると思われます。また、来年度は地区の地域福祉活動計画を作るために福祉座談会等も開くことになります。５年後 10 年度の西岳地区を皆さんと作っていければと思っています。 （担当：大牟田智子）

トピックス１

「金御岳スクール～ひまわり勉強会～開講」

●と　き　令和元年８月７・８・９日（水・木・金）９時～13 時
●ところ　中郷地区公民館
●参加者　19 名（ボランティアスタッフ別）

今年度から子ども達の居場所づくりの一環として、生活・学習支援事業を開始しました。第１回という事もあり、子ども達にこの活動の名付け親となってもらい「金御岳スクール～ひまわり勉強会～」という名称で立ち上がりました。

中郷地区に２カ所ある小学校の３年生を対象とし、２校の交流だけでなく、自身の暮らす地域の中学生のお兄さん・お姉さん、高齢者のみなさまとの交流が図れる場ともなりました。

自主学習時には他校の生徒同士で教え合う姿、お兄さん・お姉さんや高齢者のみなさまから教わる姿も見られました。「勉強をする場所というだけでなく、楽しみも必要だ！」という地域の方の意思からバルーンアート体験や調理体験なども実施しました。その際には、地域住民のみなさまだけでなく、社会福祉法人の職員にも協力をいただき、中郷地区全体で子ども達の健やかな「育ち」にも直結したのではないかと思われます。「来てよかった！」「また来たい！」という子ども達の声「この活動を続けてほしい！」「帰ってきてから笑顔で話を聞かせてくれた！」という保護者の声が寄せられており、今後も継続し学校・福祉施設・地域で連携した居場所づくりを行っていきたいと思います。

トピックス２

「中郷の魅力発見マップ作成に向けて」

「雲海と史跡の里」とされる中郷地区だが、どこに何があるのかご存じない方も多くいらっしゃいます。今回、地域にある福祉施設や美味しいパン屋さん、公園など、中郷地区の魅力を１つのマップに落とし込み魅力発見マップの作成に踏み出しました。その為の情報収集・意見繁栄の場として、地域と施設の意見交換会を行いました。授業の一環でも地域探索でも使いやすいマップ作成を目標に多くの意見が寄せられる時間となりました。

■ 中郷地区社会福祉協議会

項　目	内　　容
会　　議	①総会（５/14） ②理事会（５/７） ③役員会（毎月開催） ④市社会福祉協議会連絡協議会関係会議
小地域福祉活動	①いきいきサロン「いたっみろかい」 ②中郷地区ふれあい福祉まつり・文化祭（11/９・10） ③見守りネットワーク構築訓練
研修・交流活動	①生活援助員の集い（10/21） ②在宅介護者のつどい（３/10）※中止 ③中郷中学校ボランティア教室（11,12,２,３月毎週火曜日） ④子育ちサロンなかんＧＯ！！（毎月第４土曜日） ⑤男前料理教室（９/25）（10/23）（２/５） ⑥地域福祉座談会（１/22） ⑦ふれあいふくし祭り・文化祭（11/９.10） ⑧生活・学習支援事業「金御岳スクール」（８/７・８・９、12/26） ⑨中郷地区ふくし便り発行（１回発行） ⑩中郷ふくしマップ作製
福祉なんでも相談 （２月末時点）	①開設日　　毎週水曜日開設　９時～１２時 ②開設日数　年間　65 日 ③相談件数　18 件 ④相談内容 ・新規オムツ相談 ・被害妄想のある近隣女性に関する相談　など
紙オムツの支給 （支給事務・管理）	支給件数　298 件
事務局活動 ※毎週水曜日 事務局開設 （２月末時点）	①福祉なんでも相談 ②紙おむつ給付 ③事業の企画 ④事務作業及び会計 ⑤事務局来場者数　537 名
地区担当より	中郷地区担当２年目となり、地域で関わる方も段々と増えつつあります。また、初めは関係も薄くなかなか相談されることもありませんでしたが、「こんなことがあった」「どうすればいいかな」と相談されることが徐々に増えていきました。地域の方との関係性が構築されていることを実感できる１年となりました。 また、生活・学習支援事業や魅力発見マップなど、新たな取り組みにも挑戦することができました。これまで地区社会福祉協議会を知らなかった方々にも知っていただけるように、地区社協を知っていただける機会にもなったと思っています。 さらに、個別支援から地域支援へとつながったケースが複数件あり、ご協力いただいた皆さまからも「また、何かあればいつでも連絡して」と言っていただき、我が事の意識醸成に向けて大きな進展があった１年となりました。（担当：貴島健太）

トピックス１

「夏休み子ども教室」

●と　き　令和元年７月 23 日（火）～８月 23 日（金）12 日間
　　９時 30 分～11 時 30 分
●ところ　山之口ふれあいの館
●参加者　94 名（申込 19 名）

夏休み期間中に山之口地区内の小学生を対象に学習見守りと地域の方とのふれあいを目的とした居場所づくり自主学習の場「子ども教室」を開催しました。麓小学校、山之口小学校、富吉小学校の１年生から３年生の 19 名が申込みをしてくれました。

期間中は、宿題の見守りを中心に紙粘土花瓶製作、麓文弥節人形浄瑠璃資料館での人形操り体験と人形浄瑠璃の人形絵画制作、防災もしもの時に役立つ物について、消防士と防災士の方から教えていただきました。また、ディサービスの利用者とゲーム遊びを通して交流を深め、最終日には、食生活推進委員の指導で全員が包丁を使って果物を切りフルーツポンチを作りました。

開催後の課題として、指導者や見守りボランティアの人材不足、実施期間の見直しやプログラム内容の見直しが必要などの反省点が上がりました。また、子どもたちのアンケート結果からは、「どのプログラムも楽しかった。」「また参加したい。」などの意見が出されました。期間中にたくさんの大人とのふれあいの場と経験の場を提供できたと思います。

トピックス２

「青井岳地区のあしたの暮らしを考えよう」

「青井岳地区のあしたの暮らしを考えよう」（地域住民意見交換会）を１月 19 日（日）青井岳営農研修館において開催しました。山之口地区生活支援コーディネーター２名を中心に青井岳地区の「高齢者の生活課題把握のためのアンケート」調査の結果を受けて実施したものです。

青井岳地区の天神ダム、青井岳荘の展望について、九州農政局、都城ぼんち地域振興㈱より説明をしていただき、次に都城市の介護保険の現状を踏まえて今回実施した「高齢者の生活課題把握のためのアンケート」調査で見えてきた課題を説明していただきました。その後、タイムトラベルボードを地域住民、都城ぼんち地域振興㈱の方々も一緒に体験していただきました。

■ 山之口地区社会福祉協議会

項　目	内　　容
会　　議	①総会　（４/24） ②役員会（毎月開催） ③理事会（年２回開催：４/12・10/16）
小地域福祉活動	①ふれあいいきいきサロン活動 ・実施自治公民館数：14 自治公民館（会員数 309 名）
研修・交流活動	①山之口中学校３年生　福祉用具体験授業　５/９（生活支援 Co 参加） ②親子ふれあい木工教室事前協議５/17（林業研究グループ） ③第 24 回親子ふれあい木工教室　８/４（参加者：51 名） ④夏休み子ども教室　７/23～８/23　12 日間（延べ 94 名） ⑤ふれあいいきいきサロン全体研修会　10/10（参加者：125 名） ⑥生活援助員＆日常生活支援員合同調理教室　11/１（参加者：７名） ⑦生活援助員＆日常生活支援員と地区社協役員との意見交換会 11/１ （参加者：12 名） ⑧青井岳地域座談会及び意見交換会　１/19（参加者：38 名） ⑨６地域公民館長及び民生委員児童委員との意見交換会　２/６ （参加者：26 名） ⑩生活援助員との意見交換会（毎月１回） ⑪生活支援コーディネーターとの意見交換会（毎月１回） ⑫福祉広報紙「あじさいだより」の発行（年２回：７/１、２/１）
福祉なんでも相談 （２月末時点）	①開設日　　毎週火曜日開設　10 時～15 時 ②開設日数　年間　51 日 ③相談件数　18 件 ④相談内容 ・介護について　・ふれあいサロン活動について ・ボランティア活動について　など
紙オムツの支給 （支給事務・管理）	支給件数　176 件
事務局活動 ※毎週火曜日 事務局開設 （２月末時点）	①福祉なんでも相談 ②紙おむつ給付 ③事業の企画 ④事務作業及び会計 ⑤事務局来場者数　396 名
地区担当より	今年度、青井岳地区をモデルとして生活課題アンケート調査、アンケート結果に基づく住民意見交換会を実施しました。意見交換会後の住民インタビューからは、「私たちでも地域支援ができるのではないか。」などの建設的な意見が聞かれました。今後は、住民主体の地域支援が構築できるように住民との対話を深め、他の地域にも同じ手法でアプローチしたいと考えます。 山之口地区担当になり最も気がかりなことは、子育て世帯、障がい児を抱える世帯からのＳＯＳを全く拾えてないことです。関係する機関との繋がりがありません。食材や日用品の提供をフックに声をあげつらいと感じている家庭にアプローチしていくアウトリーチ型予防福祉を直接「届ける」必要性を感じています。 （担当：下ノ薗康浩）

トピックス1

「地域・福祉施設意見交換会」

●と　き　令和２年２月 25 日（火）11 時～12 時
●ところ　都城市高城老人福祉館
●参加者　22 名

高城地区内の新しい取り組みを知っていただきたいという想いから、高城地区学習支援事業「高城地区土曜こども学習会　観音（かのん）くらぶ」について、外勢（ほかせ）浩子氏よりお話をしていただきました。主任児童委員としての活動を継続する中で、児童の生活学習支援の必要性を感じた外勢氏が令和元年 10 月に立ち上げた「観音くらぶ」では、保護者から相談を受ける場として、また、学習支援ボランティアの高校生達の成長等、大きな成果が出ています。なお、この意見交換会では外勢氏の活動をサポートされている、むさしの児童文化協会会員橋爪邦子氏にも、腹話術・南京玉すだれ等を交えながら活動報告をしていただきました。お二人の話を踏まえ、「高城地区でこんなことができたらいいな～」をテーマに意見交換を行いました。

高齢者の運転免許証返上後の生活や買物支援のニーズ等について活発な意見が出されました。参加者は、児童・高齢・障がいと多職種の方々が参加され、異職種・多機関が横につながることの大切さや、地域の課題を今後の地域福祉活動計画につなげていくことの重要性を共通理解しました。

トピックス2

「有水地区地域生活支援会議」

高城地区では、４小学校区ごとに活動目標を定め、地域生活支援会議を開催しています。令和元年 10 月 24 日に、有水地区地域生活支援会議を高城地区公民館有水分館にて実施しました。
参加者は、地区社協役員や自治公民館長・民生委員児童委員・地域包括支援センター等です。「こけない体操」や「いきいきサロン」運営に関する工夫等、活発な意見交換がなされました。

■ 高城地区社会福祉協議会

項　目	内　　容
会　　議	①総会（５/16） ②役員会（月１回） ③理事会（年２回開催）
小地域福祉活動	①ふれあいいきいきサロン活動 ・実施団体数/18 団体 ②レクリエーションゲーム機材貸出
研修・交流活動	①高城中学校防災ボランティア研修（８/21） ②理事・役員研修（９/30）宮崎市みやづるデイサービスセンター きんかん小規模多機能ホーム ③有水地区地域生活支援会議（10/24） ④ボランティア福祉まつりの実施（11/３） ⑤高城小学校３年生　車椅子・アイマスク体験サポート（11/20） ⑥地域福祉合同研修会（１/29） ⑦地域・福祉施設意見交換会（２/25） ⑧石山小学校３年生　車椅子・アイマスク体験サポート（２/26） ⑨地区社協だより発行（年２回）
福祉なんでも相談 （２月末時点）	①開設日　　毎週火曜日開設　10 時～15 時 30 分 ②開設日数　年間　50 日 ③相談件数　39 件 ④相談内容 ・電動カーのレンタルについて ・紙おむつについて　など
紙オムツの支給 （支給事務・管理）	①支給件数　303 件
事務局活動 ※毎週火曜日 事務局開設 （２月末時点）	①福祉なんでも相談 ②おむつ給付 ③事業の企画 ④事務務作業及び会計 ⑤事務局来場者数　797 名
地区担当より	今年度、高城小学校や石山小学校の３年生の車いす体験・アイマスク体験のサポートを地区社協役員、地域ボランティア、福祉用具会社のご協力を得て実施しました。子ども達は体験する前からとても楽しみにしており、実施後は感想文やお礼状をいただき、私達も励みになりました。車いす体験・アイマスク体験も、子ども達が「ふくし」に関心を持つきっかけになっていることを強く感じました。 地区社協総会で周知をしたり、広報紙「高城地区社協だより」の中で、紙おむつ支給やフードバンク事業へのご協力を呼びかけたところ、「公民館長さんから教えてもらった。」「広報紙で見ました。」と窓口に来られる方々が増えました。口コミや広報紙の力を改めて感じているところです。 （担当：宮川文映）

トピックス１

「山田地区認知症徘徊防止訓練」

●と　き　令和元年６月 29 日（土）13 時 30 分～15 時 30 分
●ところ　山田総合社会福祉センター（けねじゅ苑）
●参加者　86 名

近年、山田地区において認知症の相談や課題が増加している事を受け、子どもから大人まで認知症を正しく理解し、認知症になっても住み慣れた地域で生活を続けられる誰もが高齢者に優しい地域づくりを目的に、山田地区まちづくり協議会と共催で実施しました。

徘徊防止訓練の実施前の６月 15 日(土)に事前学習会を行い、認知症についての基礎知識について学びました。

訓練当日は寸劇を用いて認知症の方への対応を理解してもらい、実際に役割を決めグループごとに寸劇に参加してもらいました。小学生から高齢者まで多くの方々に参加していただき、認知症への理解を深めていただきました。

グループ別に意見交換

寸劇の様子（ゴミ出しの場面）

トピックス２

「子ども達の未来を応援します！」

山田地区社会福祉協議会では、週１回生活・学習支援事業(火曜日)及び食の支援事業(水曜日)を行っております。課題を抱える子どもたちの明るい未来のために、学校と地域と連携し、全力で応援しています。

学習支援事業の様子

食の支援による作り置きおかず

■ 山田地区社会福祉協議会

項　目	内　　容
会　　議	①理事会（４/23）②総会（５/13）　③役員会（年 12 回開催） ④学習支援運営検討会(年２回開催)・学校との情報交換会(中止) ⑤子育てサロン「つくしんぼ」情報交換会（年６回開催） ⑥生活支援会議（年１回開催）⑦ケア会議（随時）
小地域福祉活動	①高齢者や障がい者を対象にしたいきいきサロン活動の推進 ・実施団体数/21 団体 ②子どもや高齢者の見守り活動　③福祉協力員活動の推進（43 名委嘱） ④認知症や学習会の啓発・支援活動の推進
研修・交流活動	①いきいきサロンサポーター研修（５/24：30 名） ②認知学習会（６/15：84 名） ③福祉協力員と民生児童委員との合同研修（６/24：60 名） ④認知症徘徊防止訓練（６/29：86 名） ⑤福祉教育サポーター研修（７/２：10 名） ⑥公民館長と民生児童委員との意見交換会（７/５：46 名） ⑦地域生活支援会議（７/８：22 名） ⑧子育て交流会と学習会（７/25：62 名） ⑨共同募金学習会及び環境美化学習会・清掃活動（８/２：68 名） ⑩講話及び世代間交流会「世界の子ども達」子どもボランティアひまわり隊参加（８/９：36 名） ⑪災害ボランティア学習会（８/17：37 名） ⑫視察受入/赤江地区社協との意見交換会（10/８：56 名） ⑬視察受入/小松台地区社協との意見交換会（11/26：31 名） ⑭介護者のつどい（11/27：25 名） ⑮学習支援事業先進地視察研修（菊池市：12/２） ⑯福祉のつどい「子どもフェスティバル」（２/23：約 400 名） ⑰子育てサロン交流（年 16 回開催） ⑱福祉広報紙「山田福祉だより」の発行（年２回）
福祉なんでも相談 （２月末時点）	①開設日　　毎週月・火曜日開設　９時～16 時 ②開設日数　年間　96 日 ③相談件数　82 件 ④相談内容 ・生活支援について　・ボランティアについて　など
紙オムツの支給 (支給事務・管理)	支給件数　327　件
事務局活動 ※毎週月・火曜日 事務局開設 （２月末時点）	①福祉なんでも相談 ②子育て応援事業「つくしんぼ」の相談窓口(第１・３木曜日) ③紙おむつ給付　④生活・学習支援事業 （毎週火曜日/小学生 17 時～18 時・中学生 19 時～20 時 30 分） ⑤食の支援（毎週水曜日）⑥有償ボランティア「たすけ愛隊」事業 ⑦事業の企画立案・連絡調整⑧事務作業及び会計⑨事務局来場者　1,332 名
地区担当より	山田地区は地区社協を中心に地域福祉推進活動が充実しており、子どもから大人まで幅広く活動をしています。地域住民が一丸となり、様々な課題を「我が事」と受け止め多岐にわたり事業展開をしています。各方面とも連携が取れており、個別支援にも力を入れています。 地区担当としては、地域主体を心掛けながらも、地域に寄り添いながら相談や意見には丁寧にかかわるように努めてきました。逆に地域の方々から学ぶことも多く、日々成長させていただいています。今後も、地域の方々と同じ方向を向き、共に、明るい未来の山田をつくるお手伝いをさせていただきたいと思います。　（担当：山森歌織）

トピックス1

「健康づくりふれあい交流サロン」

●と　き　令和元年９月～令和２年１月
●ところ　高崎地区５地域（縄瀬、笛水、大牟田、東霧島、前田）
●参加者　320 名

ひとり暮らし高齢者や家の中で過ごしがちな高齢者等が地域住民やボランティアとのふれあいを通して、生きがいづくり・仲間づくりの輪を広げ、健康な生活が維持できるように、“健康づくりふれあい交流サロン”を実施しました。また、高崎地区まちづくり協議会環境・安全部会との共催により、安心安全な地域生活のために「くらしの安全講座」を同時に開催しました。

内容：救急法（消防署高崎分署）　暮らしの安全講座（川原利彦高崎交番長）
　　高齢者の運転について（都城ドライビングスクール）　茶話会

場所：各地域公民館等

実績：縄瀬地域　（９/28　68 名）笛水地域　（11/4　32 名）
　　東霧島地域（12/５　49 名）大牟田地域（12/10　103 名）
　　前田地域　（１/14　68 名）

トピックス2

「高崎映画まつり『母さんがどんなに僕を嫌いでも』」

地区内の子ども達の健やかな成長と地域住民の憩いの場として、高崎地区まちづくり協議会青少年育成部会との共催で「母さんがどんなに僕を嫌いでも」の上映会を開催しました。本年度で６回目となります。開催日：10 月 20 日（日）３回上映　場所：都城市高崎福祉保健センター　入場数：436 名

―アンケート―
- 今問題になっている家庭内問題を分かりやすく取り上げていて、とてもよかった。10 代女
- 感動しました。周囲の気持ちを打ち明けられる存在がいることは大切だと思います。30 代男
- 主人公の心の強さと母親に対する消えない愛情が強く心に残った。40 代女
- 息子の強さを感じました。60 代男

■ 高崎地区社会福祉協議会

項　目	内　　容
会　　議	①総会　（４/26：124 名） ②役員会（年６回開催） ③理事会（年６回開催）
小地域福祉活動	①自治公民館福祉部助成事業 ・対象自治公民館数/31 自治公民館 ②生活おたすけサービス生活事業援助員調整会議（随時） ③ふれあいいきいきサロン活動 ・実施団体数/28 団体
研修・交流活動	①認知症学習会（10/16：25 名） ②熊本市 NPO 法人「あやの里」認知症カフェ アズアカフェ視察研修 （11/27：12 名） ③高崎小今昔物語「昔を語る会」（10/20：47 名） ④在宅介護者のつどい（11/29：９名） ⑤高崎映画まつり「母さんがどんなに僕を嫌いでも」上映会 （10/20：436 名） ⑥高崎地区地域福祉研修会（２/13：150 名） ⑦福祉協力員研修（２/13：150 名） ⑧夏休み「寺子屋サロン」開催（前期３回 69 名・後期４回 90 名） ⑨「健康づくりふれあい交流サロン」開催（５地域） ・縄瀬地区　（９/28：68 名）　・笛水地区　（11/14：32 名） ・東霧島地区（12/５：49 名）　・大牟田地区（12/10：103 名） ・前田地区　（１/14：68 名） ⑩福祉広報の発行（年１回、全戸配布）
福祉なんでも相談 （２月末時点）	①開設日　　毎週水曜日開設　10 時～15 時 ②開設日数　年間　51 日 ③相談件数　9 件 ④相談内容 ・オムツ申請について　・近隣による窃盗について ・障害児の性について　・金銭トラブルについて　など
紙オムツの支給 （支給事務・管理）	支給件数　607 件
事務局活動 ※毎週水曜日 事務局を開設 （２月末時点）	①有償ボランティア「ぽかぽかサービス」事業(毎週水曜日) ②福祉なんでも相談 ③紙オムツ支給 ④事業の企画 ⑤地域生活支援の連絡調整 ⑥事務作業及び会計 ⑦事務局来場者数　345 名
地区担当より	高崎地区は、人の繋がりが強く（子どもから高齢者まで）、地区を良くしよう、盛り上げようと関係団体が連携しながら何でも一生懸命取り組む土地柄です。少子高齢化が進む中、高崎の良さを生かし、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、また住民自ら地域のことを考え、主体的に地域を盛り上げられるよう力を合わせ、様々な活動が実践できればと思います。 地区社協では、住民の生きがいづくり、健康づくり、仲間づくりの輪を広げるための寺子屋サロン、健康づくりサロン、映画まつり、地域福祉研修会等を実施しています。今後も、黒子の一助になれるよう日々精進したいと思います。　（担当：坊地清美）

「各地区における地域福祉座談会の開催」

住民が、主体的に地域課題を把握して解決する体制作り（「我が事」の地域づくり）と、地域生活課題を包括的に受け止める体制の構築（「丸ごと」の地域づくり）を行うにあたり、各地区にて地域福祉座談会を開催いたしました。

地域福祉座談会の形は地区によって異なり、下表のとおり開催されました。

地区名	日 程	内 容
妻ケ丘	R1．9．5	小鷹の高齢者の暮らしを考える
小松原	R2．2.28	買い物支援活動報告および地域と施設の意見交換会 （※コロナウイルスを考慮し中止）
祝 吉	R2．2．6	介護保険の現状報告とタイムトラベルボード
五十市	R2．1.21	五十市校区の館長・民生委員とのタイムトラベルボード
	R2．2.18	五十市地区の館長・民生委員での地域福祉座談会
横 市	R1.12.17	地域・福祉施設意見交換会
沖 水	R1．7.10	地域・福祉施設意見交換会
志和池	R1.12. 5	館長・民生委員・生活援助員座談会
庄 内	R2．3．1	乙房サミット（※コロナウイルスを考慮し中止）
中 郷	R2．1.22	地域・福祉施設意見交換会
山之口	R2．1.19	青井岳地区のあしたの暮らしを考える
	R2．2．6	館長・民生委員との意見交換会、タイムトラベルボード
高 城	R2．1.29	館長・民生委員合同意見交換会
山 田	R1．6.24	福祉協力員と民児協との意見交換会
	R1．7．5	自公連と民児協との意見交換会
	R1．7．8	民児協・地区社協・生活支援Ｃｏとの意見交換会
高 崎	R2．2.13	報告会・講演会

地域住民と福祉施設職員による意見交換会の様子

第３章

都城市の地域福祉実践・その他各事業実践編

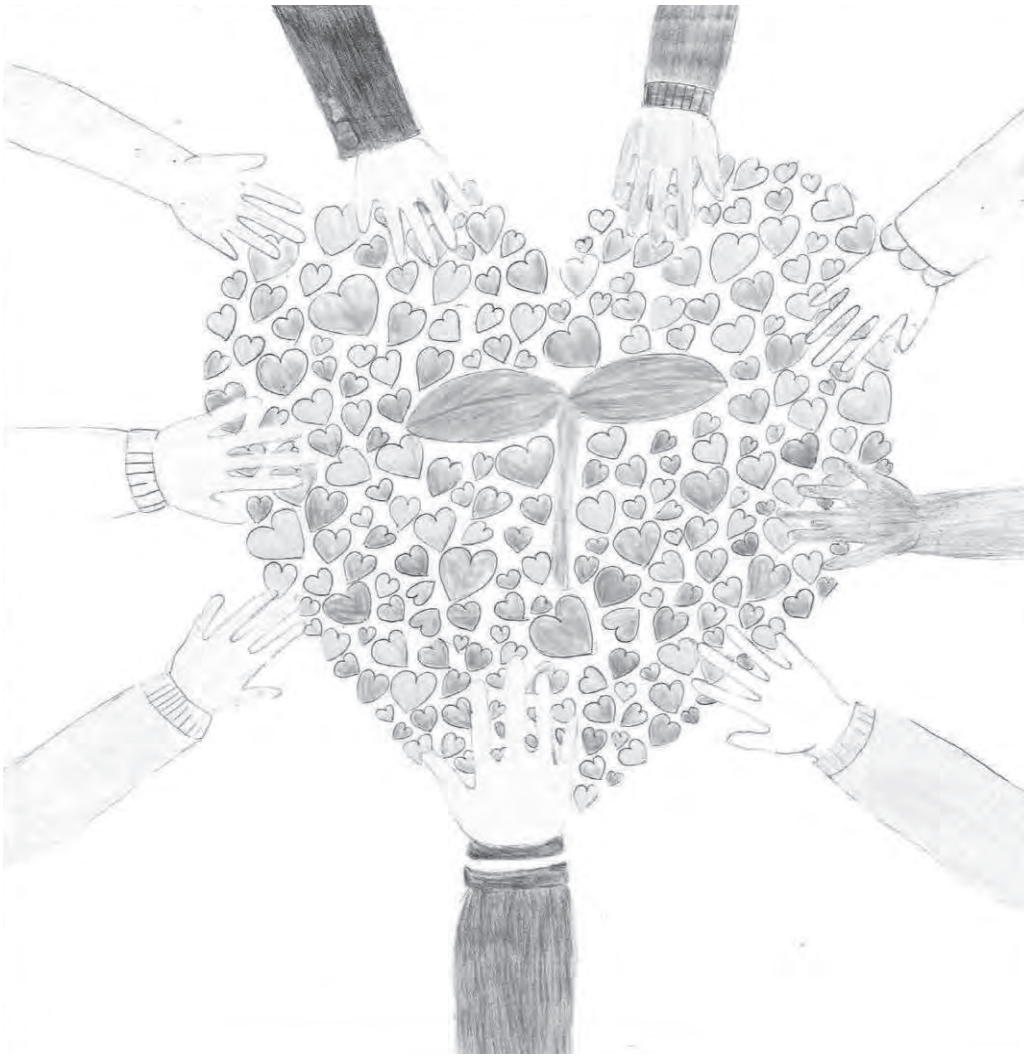

平成 30 年度「ボランティアを絵にしてみたよ！」愛から生まれる明るい未来で賞
都城市立五十市中学校　中村　心音さん

山下道場 都城夏乃陣 2019 令和維新 事例検討会

～ 80:50 問題に求められる多様な視点と支援 ～

日　時 ： 令和元年９月５日（木）　９：30 ～ 16：30

会　場 ： 祝吉地区公民館

参加者 ： 58 名

講　師 ： 山下　興一郎 氏（淑徳大学社会福祉学部社会福祉学科准教授）

内　容 ： ①事例検討　②ひきこもり地域支援センター業務紹介他

【要点】

近年では個人や世帯の抱える問題が多様化・複雑化している実態が多くあり、社会的に孤立し生活が困難な状況に直面する状況が見受けられます。そのなかのひとつに、ひきこもりの方やその家族が抱える問題として（80：50 問題）がクローズアップされています。

そのような問題を個人の問題として捉えるのではなく、私たちが住む地域の課題として捉え直し（他人事とせず我が事として捉え直す）専門職がそれぞれの領域を超え多様な機関と連携して丸ごと支援していかなければならない時代となりました。そこで、高齢者の介護・ケアマネジメント支援をきっかけに、ひきこもり世帯支援に取り組んでいる事例に基づき 80：50 問題に求められる介入方法や多様な支援の在り方について検証するとともに、各専門職が事例検討を通し効果的な連携について学びを深める機会として開催されました。

【参加者の声（一部抜粋）】

（介護支援専門員）生活の背景を深く探ることでぼんやりとしていたものがはっきりしました。ひとりで抱え込まず、連携の重要性を再認識することができました。

（相談支援専門員）高齢者とその家族の事例であったが、アセスメントの重要性を認識できました。踏み込んだ事例検討会に参加する機会がなく大変勉強になりました。

『福祉なんでも相談』相談員研修

日　時 ： 令和元年６月 20 日（木）14：35～16：00

会　場 ： 都城市総合社会福祉センター　２階研修室

参加者 ： 26 名

講　師 ： 及川達也（都城市社会福祉協議会 生活支援課 係長）

内　容 ： 面談技法のおさらいと面談技術演習

【要点】

地区社協にて、福祉なんでも相談を受ける相談員の方々に対して、相談を受けるうえでの技法について研修を行いました。相談に来られる方とのパーソナルスペースの取り方や、バイスティックの７原則をもとにお話ししました。座る位置関係やうなずきなど、ご本人とのラポール形成を行って行くための非言語的コミュニケーション。開かれた質問と閉じられた質問についてお話をいただき、実際に参加者同士で様々な距離感を取りながら演習を行いました。

また、最後にジェノグラムの書き方をご説明いただき、文字で書くだけでなく、図で分かりやすく表現することも出来ることなどもおはなしいただき相談・援助の基本技能となる部分について、経験の差がある各地区相談員の皆様が学ぶことで、各地区の相談体制を強化することに繋がりました。

【参加者の声（一部抜粋）】

・実際に演習を行ってみて、相談者との距離は近くても遠くても話しづらさがあることをじっかんできました。今後、何でも相談員として活動するにあたって活かしていきたいと思います。

・相談を聴くときには、沈黙も時には必要だと言うことを初めて知りました。

・とても分かりやすく、自分が出来ていなかった部分に気づくことができました。ありがとうございました。

都城市社協が取り組むべき地域福祉専門職のあり方を考える～3課長座談会～

日　時 ： 令和元年９月３日（火）18：00～19：30
会　場 ： 都城市総合社会福祉センター　３階大集会室
参加者 ： 53 名
登壇者 ： 大田　勝信（総務課長）
　　櫻田　賢治（地域福祉課長）
　　田村真一郎（生活支援課長）
進　行 ： 南友二郎氏（桃山学院大学社会学部社会福祉学科講師）
内　容 ： 都城市社協の目指すべき方向性を、３課長座談会を通して、職員間で認識することを目的として開催。

【要点】

本座談会では「各課のミッション」「全体で目指すべきところ」「職員へのメッセージ」の３点を掲げて開催されました。３点について、各課長から想いを聞く中で「社協職員全員が地域福祉専門職になる」というキーワードが上がりました。全職員が地域福祉専門職であるためには、働きやすい環境づくりや地区担当制の強化、相談に来られる方の生活に寄り添うことなどが大切であるということも３課長から各課のミッションを聞く中で上げられました。都城市社協職員が組織として目指す方向性を確認し、足並みを揃える事でより一層都城市の地域福祉の推進に向けた活動のきっかけになりました。

また、仕事においてもプライベートにおいても、様々なことにチャレンジしてほしいという思いや今後は精神的な回復力も大事になるのではないかと思っていることなどを聞くことができました。

今の都城市社協の地域福祉実践は、決して短絡的に考えられたものではなく、10 年前からあった考え方が形になってきたものであり、先輩たちの築き上げてきたものがそこにはある事を再認識できる時間となりました。

地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業実施自治体～九州ブロック研修～

日　時：令和２年１月 30 日（木）13：30～17：00

会　場：鹿屋市役所　７階大会議室

参加者：55 名

発表者：貴島健太（都城市社会福祉協議会 地域福祉課 主事）

【要点】

モデル事業実施自治体のみなさまに対し、都城市で取り組んでいる様々な取り組みを報告させていただきました。地域の子どもたちが、気軽に集える居場所として取り組まれた生活・学習支援事業。生活している自分たちの地域をより住みよい地域にしていくための地域・福祉施設意見交換会。深刻化・複雑化するニーズに地域で寄り添う為の相談窓口であるくらしまるごと相談。地域の社会福祉法人、スーパー、社協が共同して取り組んだ買い物支援事業など、地域住民が主体となって地域活性化に取り組んでいる取り組みや社会福祉協議会内部の目指すべき方向性を示した３課長座談会。職員のボトムアップ体制の確立を図るために行われた本音をカタリバについての実践報告をさせていただきました。

そのほか様々な地区社会福祉協議会の取り組みを支え、地域力を各地区の特色に応じて強化・推進していくにあたり、地区担当制を取り入れています。地区担当者が地域支援や個別支援を行うにあたり、社会福祉協議会職員がチームとしてサポートをしていきます。その中で、地域住民の方々や社会福祉法人を巻き込みながら、住みよい地域づくりの推進に繋げています。

子どもから高齢者、障がい者など地域で生活しているすべての方々が、生きがいや暮らし、地域を共に創り、高め合うことができるように、住民に身近な地域で、住民が主体的に地域課題を把握し、解決を試みる体制づくりをすることで、豊かな地域づくりを推進していきます。

都城こども未来応援連絡協議会

日　時：１回目　令和元年７月 26 日（金）10:00～11:30
　　２回目　　〃　　11 月 14 日（木）14:00～15:30
　　３回目　令和２年２月 19 日（水）14:00～15:30
会　場：１.２回目　未来創造ステーション　３回目　祭り小舎（前田町）
参加者：31 名
アドバイザー：宮崎大学大学院教育学研究科教職実践開発専攻
　　准教授　竹内 元　氏
内　容：都城市内の、地域において生活支援や学習支援を行っている
　　団体等にて構成される協議会について報告します。

【要点】

本会では、平成 30 年度に都城市（こども課）より「子どもの生活・学習支援事業」（以下「学習支援」という。）の委託を受け、事業実施をしています。現在、児童生徒の健やかな成長や、学び、育ちを応援することを目的に 14 地区 15 団体の事業実施団体（以下「団体」という。）があり、各団体との連携及び活動の推進が目的です。

各団体、学習支援の目的は共通していますが、期間や、対象、活動内容などは違いがありました。そこで、より各団体の強みを整理し、団体同士の横のつながりや、学校や地域と更に連携がとりやすいように、「都城こども未来応援連絡協議会」（以下「協議会」という。）を設立しました。各団体はもとより、行政機関（こども課・福祉課・保護課・教育委員会）や教育機関にて構成されています。

また、宮崎大学大学院の竹内元准教授が協議会アドバイザーに就任され、県内外の取り組みや各団体への助言などをいただきました。各団体、大きなテーマは共通していますが、さらに分類化すると「学力向上・居場所づくり・地域づくり・個別支援」の４つのグループに分けることができました。グループごとに、環境や連携すべき機関、求めるサポーターもグループごとに異なり、各団体がとくに大切にしている所を整理でき、次年度の活動へと繋がりました。

【参加者の声（一部抜粋）】

○個別支援に重きを置いているが、協議会において行政や教育委員会と直接意見交換ができ、有難く思っている。

○自分たちの団体が何に重きを置いているのか整理でき、学校に呼びかける際や、サポーターを募集する際に大変参考になった。

○まだ団体の認知度も高くなく、学校は知っていても保護者が知らない場合がある。団体においても、ＰＲに力を入れ参加募集をしていきたい。

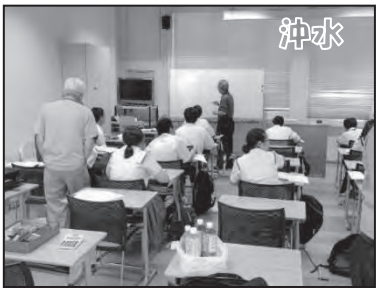

福祉教育プログラム検討委員会

参加者：教員チーム 10 名
（西小学校・今町小学校・山田小学校・中霧島小学校
明道小学校・志和池小学校・五十市中学校・姫城中学校
都城西高校・高城高校）
社協内検討チーム 9 名（地域福祉課・生活支援課・総務課・子育ち応援課）

内　容：小・中・高等学校の各発達段階に応じた福祉教育プログラムについて検討し、福祉教育ガイドブックとして、教育現場での導入実践を図る。

【要点】

平成 29 年度、市内の小中高校に対し福祉教育の取組に関する実態調査を行った結果、福祉教育が教育過程に位置づいていないこと、取組内容に計画性系統性がないことが明らかになりました。そこで平成 30 年度より、小・中・高等学校の各発達段階に応じた福祉教育プログラムを開発し、教育現場への導入実践を図るべく教員とともに検討委員会を立ち上げ、２年計画で取組を進めてきました。２年目の取組として、１年目に作成したガイドブック案をより実用的なものにするために、教員チームに加え、新たに社協内検討チームを立ち上げ、高齢者や障がい者の理解に留まらない、地域課題にも目を向けた多様なプログラムについても検討を重ねました。そして１月に福祉教育ガイドブックが完成。２月に行われた福祉教育・ボランティア学習実践研修会で学校や地域関係者に向けて、その内容や取組みについて説明し、ガイドブックを配布しました。２年間の取り組みの中で大切にしてきた視点としては以下の通りです。

●児童生徒の成長段階に応じた到達目標を明確にし、具体的なプログラムを検討していくこと
●新学習指導要領に準じた教員目線でのプログラムを作成すること
●各教科や道徳教育との関連の中で福祉教育を行う可能性についても考えること
●高齢者や障がい者の理解に留まらない福祉教育プログラムについて検討すること

今後、今回配布した福祉教育ガイドブックが、学校と地域を繋ぐツールとして広く活用されるよう啓発を行うとともに、その時々の地域の実情や課題に応じた福祉教育プログラムについても、継続的に検討・提案していく予定です。

【福祉教育ガイドブックの内容】（全 41 頁）

①ガイドブックの活用方法・福祉教育のねらい・福祉教育の進め方とそのポイント（P2～P7）

②福祉教育に取り組む際の相談の流れ（P8）

③目的別プログラム例と協力可能な地域の人材（P9～P10）

④小・中・高校の各発達段階における福祉教育プログラム一覧表（P11～P12）

⑤小・中・高校の各発達段階における福祉教育プログラムの具体例（P13～P20）

⑥福祉教育と道徳教育の関連を活かしたプログラム例（P21～P22）

⑦聞いてみよう、福祉教育ＡＢＣ（学校の先生編・福祉教育協力者編（P25～P26）

⑧小・中・高校　各学校の取組み事例（P28～P37）

⑨検討委員会のあゆみ（P39～P40）

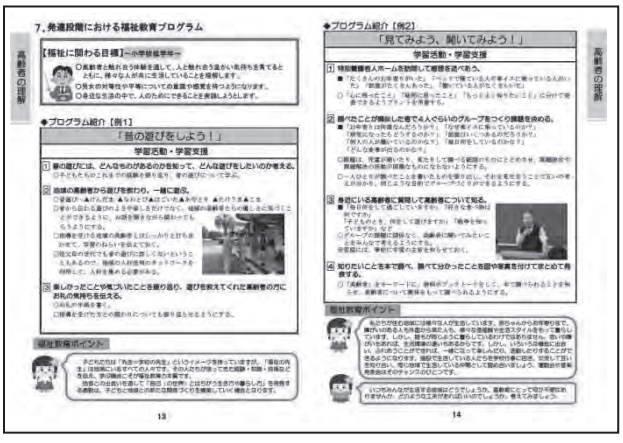

【プログラム検討委員会に関わった教員の声（一部抜粋）】

●福祉教育への理解を深めることができた。特に社協と福祉教育に携わる地域の方々との結びつきや思いを知って、連携して福祉教育を行うことの重要性を強く感じた（西小学校）

●社協の考え方、障がい者の考え方に触れることができたのは大きく、プログラム検討を重ねる中で今はその有用性、必要性を感じている（姫城中学校）

●「車いす体験＝福祉教育」と思っていたがそうではない。体験がゴールではなく、地域の様々な人達と自分の関わり方を知り考えることをゴールにすることで、子ども達から前向きな考えが生まれる（明道小学校）

みやこんじょボランティアフェスティバル 2020

日　時：令和２年２月２日（日）10：00～15：00

会　場：都城市中心市街地 Mallmall

参加者：10,500 名

内　容：当フェスティバルをとおして、多様なボランティア・市民活動を知り、ともに考え、体験し、実践できる市民への発信を目的に開催

【要点】

各コーナーは、「拡がるステージ」「子育ておうえん」「チャリティーリンク」「防災情報コーナー」「うまいもんひろば」「未来に集まるボランティア集まれ！」「まちづくり市民活動コーナー」「ふくしかるた大会」「都城ボラリンピック」の内容を、部署が横断し企画実施しました。新たな企画としては、来場者への社協ライン友達追加や回遊性を目的としたスタンプラリークーポン券企画、東京パラリンピックに向けて障がい者スポーツ体験などを行いました。また、市内の全小中高校が加盟している都城市社会福祉普及推進校連絡会の高校部会に働きかけ、実践の場を創出しました。さらに、行政や関連団体の参加として、福祉課の「大切にする心のリレーランドセル便」やぼんちメイト（認知症推進員）と図書館の協働によるオレンジ図書館等、都城市全体の取り組みも行いました。

「拡がるステージ」では、ふくしかるたを使った「ボラフェスはじまるよ」をオープニングにして、子ども達にステージ発表を中心に行い、「子育ておうえん」は、子ども用品のリユースを行うものものトレードに多くの参加があり、参加団体によるおもちゃづくりや体験、工業高校生による絵本の読み聞かせを行いました。また、働く車の車両展示・試乗体験コーナーでは消防車、訪問入浴車、次世代型電動車いすの試乗など、福祉に興味を持つ機会にもなりました。

「チャリティーリンク」では、住民や関係者の皆様や高校生の協力により計 128.8ｋｇのレトルト食品等を集めることができました。

「防災情報コーナー」では、日頃から防災に対する備えを意識するため、展示・体験・講話を主軸としたブースを展開し、危機管理課によるペッパーくんの防災教室～地震編～の講話やガールスカウトによる防災グッズの周知など、多くの来場者が、改めて災害に対する意識や防災への備えについて考えるきっかけとなりました。

「うまいもんひろば」は、多くの方に来場者で完売するところが多く、情報の拡散や回遊性を目的に、ライン友達追加やスタンプラリーで 30 円引きクーポンを導入しました。
「ボランティア活動発表＆トークセッション」では、小学校・中学校・高校・大学からの各代表が、日頃実践しているボランティア活動やボランティア活動を通しての様々な思いを発信し、ボランティアのメッセージを伝えました。「ふくしかるた大会」では、聖ドミニコ学園高校の生徒が中心となり、前日の飾りつけや当日のかるた大会のＰＲ・運営を行い、子どもから大人までたくさんの来場者が楽しみました。都城西高校の茶道部による「お茶会」は、１００名を超える来場者があり、これを機に地域の様々な活動に参加したい、との声もありました。
「まちづくり市民活動コーナー」は、１８団体が参加し、掲示や相談コーナー、紙芝居上演、工作等を通してそれぞれの活動紹介を行いながら、参加団体の交流も生まれました。また、図書館との協働により、認知症に関する本を集めたオレンジ図書館や映画上映、認知症サポーター養成講座を実施し、幅広い世代への周知活動をすることができました。

「都城ボラリンピックコーナー」は、ボランティアを通してパラリンピック競技のボッチャ体験！盲導犬体験！東京パラリンピック応援！の３大目玉企画に多くの方が参加され、パラリンピック選手への寄せ書きや、メダリスト体験など行いました。当事者の方も多く参加され、改めてボランティアの大切さ、障がい者の方も一緒に盛り上がるスポーツの魅力、みんなで作り上げるボランティフェスティバルの大切さなどを参加者の感想としていただきました。

【学生ボランティアアンケートから一部抜粋】

（ボランティア活動で感じたこと・気づいたこと）

○自分ができることを精一杯できた
○子ども達の笑顔がたくさん見られたので楽しかった
○普段しないような体験をたくさんすることができた。人と触れ合ったり、助け合ったりすることの大切さが今回を通して感じることができた
○「ありがとう」と笑顔で言われるのがうれしかった

○笑顔で接すると、お客さんに笑顔で返してくれたことにやりがいを感じた
○今回は初めての参加だったが、とても楽しく参加することができ、自分に出来ることはまだたくさんあるという事に気付いた
○たくさんの人々がこのボランティアに参加しており町の活性化につながった

第４章

地域福祉実践報告会

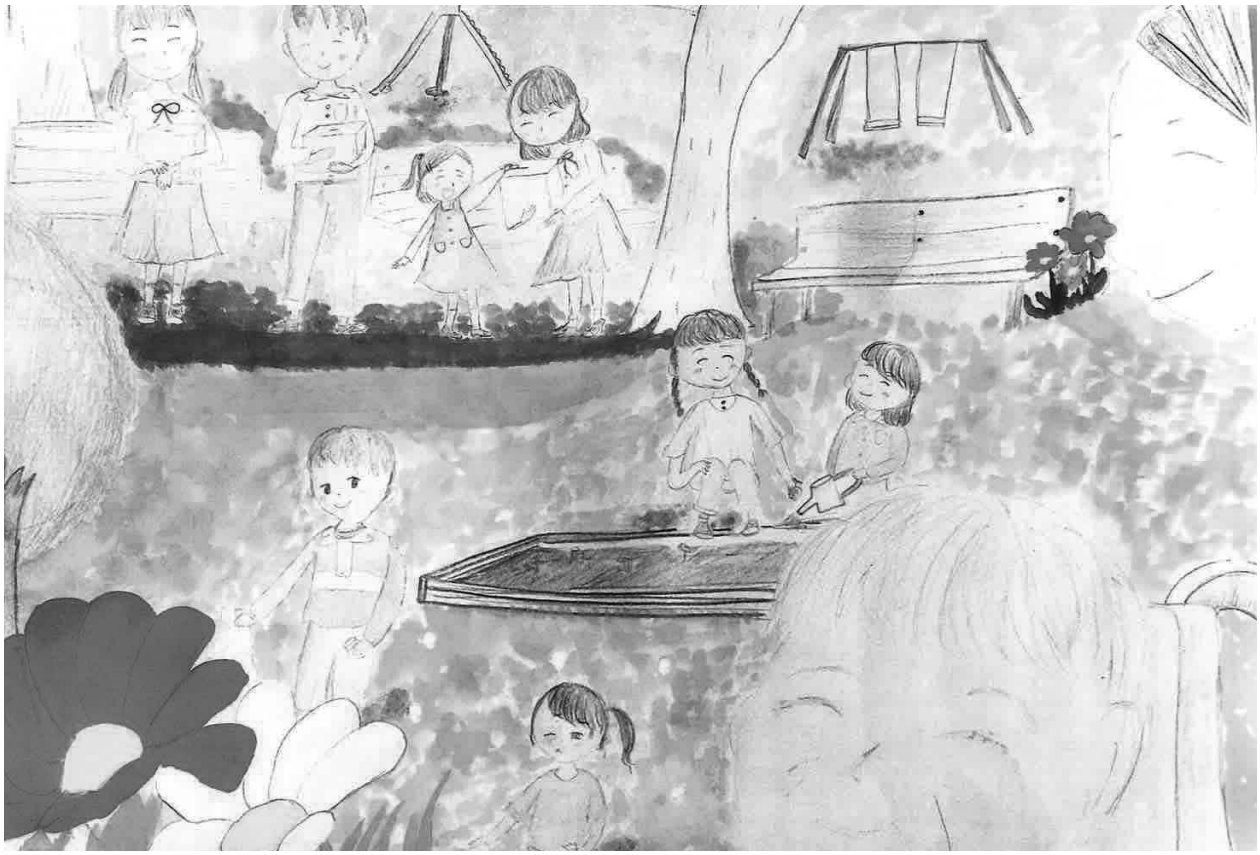

平成 30 年度「ボランティアを絵にしてみたよ！」笑顔のまちになるで賞
都城市立五十市中学校　中村　心音さん

個別支援を通じた地域包括ケア体制づくり
～個別事例を通じた連携、社会資源・ネットワークづくりに向けて～

山之口・高城地区地域包括支援センター　所長　森山慎悟

１．事業概要と目的（事業のねらい）

前年度では個別支援を通じた社会資源開発やネットワークづくりを目標に掲げたが、圏域版地域ケア会議も開催できずに企画倒れになっていた点があった。そこで今年度は、本会における包括センターの体制も生活支援課に統合されたこともあり、障害・高齢者福祉の制度を横断した連携づくりや資源開発について、個別事例を元に展開することを掲げたので、以下に検証したい。

２．到達目標（実践仮説）

利用者に関わる事例検討を通じて、課題を抱えた利用者を直接支える実践ができ、その展開の中で地域包括ケア体制の仕組みづくりができるという仮説を立てた。またケアマネジャーの連絡組織、地区社協などの団体活動を通じて情報交換を行い、足りない資源づくり、ネットワーク構築による生活支援活動の展開などを目指した。

３．実施内容

自分の利用者（統合失調症および脊柱管狭窄症既往の 2 号被保険者）の事例を市ケア会議（R1.7.25）、圏域ケアマネジャー連絡会（R1.12.19）での事例として提供した。

また、県内の3市において主任ケアマネジャーのリーダー養成に伴うアクションプランの動きにあわせて、7包括連で地元の主任ケアマネジャーリーダーとの情報交換（R2.2.19）、高城地区社協主催による地域と施設等の意見交換会（R2.2.25）にて、生活支援活動に向けた資源開発について検討した。

４．成果（到達度）

個別事例の検討では、障害、高齢分野を横断した連携についての難しさを共有しながらも、常に連携を意識した情報共有と協働の必要性について、管内ケアマネジャーと障害福祉相談支援専門員とで共有でき、双方の担当者会議や事例検討では積極的に参加を重ねてネットワークを構築していくことの重要性を認識した。

一方で地域資源開発に向けては、高城園買い物支援事業に伴う高城町四家地区での買い物弱者のニーズが総合相談の中であがっていたが、主任ケアマネジャーリーダーの「免許返納後の生活支援」を検討する中で、高城地区社協、高城民児協と情報共有し、今後に向けて調査から入っているところである。

５．考察

事例として提供させてもらった利用者の課題の中で、身体面、判断能力面等の課題は分野を越えて共有しやすいが、社会的孤立や見守り等の課題について、特に精神疾患や認知症等の課題が背景にある場合は、地域支援活動を企画、推進するには難しさがあることを改めて感じた。一方で、地域課題として地域住民に漠然とながらも課題として認識されている「買い物弱者」、「免許返納後の生活」といった具体的キーワードについては、「我が事」として前向きな意見を地区関係者からいただいた。あまりに個別に特化した取り組みだけでなく、それら事例を積み上げて分析した上で、課題として提案していくことが地域支援活動の企画では重要であることを実感したので、今後の企画でも念頭に置きたい。

なお、業務多忙な中での地域資源開発、ネットワークづくり等の取り組みは、包括職員のみでは業務量的にも能力的にも限界があると感じた。様々なネットワークをもつ市社協地区担当と連動した動きが必須であると感じる。

６．今後の課題

専門職の考える課題と住民のそれとでは、認識や受け止めが異なる部分があるので、地域での生活支援活動に向けた企画やネットワークづくりでは、整理分析したうえで、分かりやすく提案していく必要性があると感じる。本包括圏域では、青井岳地区でも生活支援活動の企画が持ち上がっているので、個別事例を通じた生活課題について、積極的に働きかけを行い、ネットワークづくりと資源開発に努めたいと考える。

高崎地区版「地域共生」の地域づくり

～地域力向上を目指す地区社協への支援について～

高崎支所　主査　坊地清美

１．事業概要と目的（事業のねらい）

地域共生社会を実現させるには、支えて側と受け手側に分かれるのではなく住民が役割を持ち、支え合いながら、関係機関と協働し助け合いながら暮らすことのできる仕組みを築くことが大切である。

昨年に続き地区社協の様々な事業を通して、住民に参加を促し（健康づくりサロン、映画まつり）、住民が自ら地域のことを考える機会を設ける支援（寄り添い訪問活動）を通じて、住民主体の活動を誘発し（有償ボランティア）、その実践の積み重ねで、地域力を向上させていく気運の醸成とそのスキルを養い（地域福祉研修会）、併せて地域力向上のために求められる役割を明らかにすること（自治公民館福祉部・福祉協力員）を目的に地区社協事業への支援（地区担当・サブ担当・地域サポーター）を実践した。

２．到達目標（実践仮説）

地域福祉の推進を主体的に実践できうる地区社協に①住民の主体的な関わりを促す②関わりから地域の生活課題・福祉課題の発見③生活課題等の解決策の協議④解決に向けての取組みを実践する。実践する力を引き出すために、地区担当として地区社協事業計画に基づいた事業や行事への参画を図りつつ、そこから出た生活課題を拾い上げ地域住民で解決する方法を支援すること、あるいは客観的に捉え包括的な支援すること、

また、生活支援コーディネーターと連携し地域の実情に合わせた具現化できる活動の提案を目標に掲げた。

３．実施内容

地区社協を地域福祉の基礎組織として捉え、地域の生活課題を把握し、ともに考え解決に向けて事業が展開できるよう支援に徹した。事業財源としては、補助金助成金の他、全自治公民館（４２館　１，３６８千円）より会費を集め活動資金とした。主たる事業として①自治公民館福祉部助成事業３１館へ助成②夏休み寺子屋サロン延べ１５９名③高崎今昔物語昔を語る会４７名④在宅介護者の集い９名⑤映画まつり４３６名⑥健康づくりふれあい交流サロン延べ３２０名⑦地域福祉研修会１５０名の参加があり、住民主体の活動を推進するきっかけとなった。また、生活課題発見のツールとして寄り添い訪問、アンケート等後方支援に努めた。

４．成果（到達度）

計画に沿って事業を展開する中で、慣例の事業には多くの住民が参加し好評価を得たが、マンネリ化したところもある。自治公民館福祉部助成事業については、各自治公民館が自地域にあった取り組みを展開し、主体的な動きをしたことによりで生活課題を把握し、課題解決の協議の場となった。地区担当として、生活支援コーディネーターや関係機関の意見を参考に側面から提案ができればよかったのではないかと省みる。

５．考察

慣例化している事業の中から、生活課題を見出し自地区のことと捉え、乗り切るアイデア等を出し合い明確化すれば、新たな取り組みが期待できる。イベント的な活動のままだと事業の達成感のみが残り、生活課題の発見、洗い出しが疎かになる恐れがある。高崎地区の少子高齢化が進む中、地域課題に即した事業実践が求められる。

６．今後の課題

既存事業に対しては、丁寧な振り返りを行い高崎地区の現状に合った取り組みを再構築する必要がある。生活課題に関しても、問題が複雑化し関係者間での解釈の相違等連携不足が否めない。地域づくりはあくまでも住民が主体であり、その一端を担う地区社協の役割は重要である。

地区担当として、目先のものだけに注視するのではなく地域全体を捉え、地域力向上に向けての支援に努めたい。

医療介護連携の促進について
～連携における課題解決と連携促進の見える化～

生活支援課　都城市山田・高崎地区地域包括支援センター所長　堀内　大敬

１．事業概要と目的（事業のねらい）

地域包括ケアシステムの構築に欠かせない要素の一つである医療介護連携について、当包括は平成２７年度から事例検討を通して取り組んできたが、具体的な連携の促進について指標となるものも無く当事者間の意識に任せてきた感がある。そこで本年度は、医療介護連携の促進を阻害する要因の特定と連携促進の具体的な向上度を測定し、中身のある連携を構築する事を目的に取り組んでいきたい。

２．到達目標（実践仮説）

医療関係従事者と介護関係従事者の顔の見える関係作りの強化を行い、関係者から意見を集約し分析する事で連携の阻害要因が見えてくるものと考える。その要因を基に対応策を関係者間で協議し、圏域全体の動きとして実践を図りながら、適宜向上度を測定し共有する事で連携促進の見える化が図れるのではないかと考える。

３．実施内容

宮崎県が各自治体に下ろし当該地域の医師会と協働して推進する「都城市三股町医療介護連携推進協議会」に在宅医療介護部会の委員として参画し、毎月の部会議の中で医師・薬剤師等を始めとする医療従事者とケアマネ・訪問看護等の介護従事者による現場レベルでの連携機能の向上のための取り組みを行う中で、リーダーとして中心的な役割を果たしながら、連携事例の検討から促進のための必要なエッセンスを抽出していく。また、医療従事者との具体的な意見交換により、包括と医療とが連携した地域包括ケアシステムの在り方を共有していく。

４．成果（到達度）

到達度の自己評価としては不十分であった。自分自身の業務内で発生した連携の阻害要因を事例としてまとめ医師会事務局に協議事項として送付し、部会内で改善策を検討するなど一定の役割は果たしたものの、連携強化はあくまでワーカー間のみに留まっている印象で、具体的な数値化には至ることが出来なかった。ただ、連携の阻害要因はある程度特定出来ており、その改善策についての協議の場を作る事は出来た。

また、圏域外ではあるが小林市の精神科病院（事業部長・看護師長）との具体的な意見交換により、地域に潜在する認知症患者・精神科患者への「発見から繋ぎ、支援へ」という流れを共有した結果「都城圏域では山田・高崎包括が一番取り組みとして進んでいる。何より熱量を感じる」との評価を受けた。

５．考察

連携の主たる阻害要因は「医師の態度」「有床病院と個人医院の組織構成の違い」「医療と介護間お互いの詳細ルールを知らない事」など。特に組織構成の違いに関しては、入退院時の調整窓口に担当職員を配置できない個人医院との連携は「医師の態度や考え方」に大きく左右される事が挙げられ、事例検討会によって介護側から医療側への忖度が特に大きく働いている実態が浮かび上がった。医師会事務局担当の医師にも直接連携の実際を伝え改善策を検討したが、医師間の力関係が大きく働いており医師対象の連携研修会を開催しても参加が無い事が分かった。

６．今後の課題

地域包括ケアシステム構築の観点からも、まずは日常生活における医療と介護の連携が進んでこそ構築の推進と言えると考えるが、病棟⇔患者や利用者⇔包括のレベルでは改善がなされてきている。この事については来年度の取り組みとして５月／１月頃を目途に２回に分けて同じ内容のアンケート調査を実施し、連携の向上度を数値化する事を取り組みとして計画する。また、医師の意識改革が進まない事も医師会・行政共通の課題であり、医療介護連携推進協議会において医師を対象とした連携研修会の提案にも取り組みたい。

高城地区社協における取組み
～地域生活支援会議の実践～

支所再編準備室　山之口高城エリアリーダー　宮川文映

１．事業概要と目的（事業のねらい）

高城地区社会福祉協議会は、２１自治公民館長及び民生委員児童委員を中心とした組織であるが、４つの小学校区単位ごとに代表館長が選出されている。従来より４つの小学校区単位ごとに、活動目標を定め、地域の課題を抽出する「地域生活支援会議」を開催してきた。ここ数年は、４地区ごとの活動目標は定めてきたが、地域生活支援会議の開催を代表館長に委ねる形に移行し、会議未開催のまま年度末を迎えることもあった。そこで、今年度は高城地区社会福祉協議会事務局主導にて各小学校区単位で、地域生活支援会議の開催を促すことにした。併せて、生活困窮者の相談を受けたことから新たな取り組みとして、フードバンク事業に取り組むことにした。

２．到達目標（実践仮説）

昨年度の地域生活支援会議は、有水小学校区のみの開催であった。地域生活支援会議が活発に実施されていた平成２５年度ごろまでは、子育てをテーマとした「高城小学校区地域支援会議便り」の発行や夏休みこども教室の開催（高城小学校区）、安心安全マップの作成（石山小学校区）等が実行されていた。当時のリーダーらがやや高齢化し、活動がややスローダウンしたことは否めない。

今年度は、地区社協役員会開催時に、各代表館長に地域生活支援会議の開催を促し、４地区で実施することを目標とし、地域福祉活動のパワーアップを目ざすこととした。

３．実施内容

地域生活支援会議の開催については、地区社協役員会で事前に日程を連絡いただくよう促した。石山小学校区、四家小学校区においては、各館長が集まる際に意見交換を実施した、と役員会にて報告があり、事務局の参加は無しであった。有水小学校区は事前に連絡があり、１０月２４日に有水地区地域生活支援会議を実施した。出された意見は主に「こけない体操」や「いきいきサロン」運営に関する工夫等の情報交換であった。個別の困難ケース等はあがってこなかったが、敬老会が実施されていない自治公民館の高齢者が寂しい思いをしているとの意見が出された。高城小学校区においては、地域生活支援会議は実施されていない。

４．成果（到達度）

地域生活支援会議の開催は、４地区中３地区であった。地区社協事務局も参加しての地域生活支援会議の開催は、有水小学校区のみである。有水小学校区においては、平成２９年度に「自分ノート（エンディングノート）」を作成し、高齢者に配布している。また、平成３１年３月には有水小・中学校にて「お棺(母)教育」(※)を主催した。４小学校区の中では、活動が見える地区である。(※お棺(母)教育・・お棺に見立てた段ボール箱に児童・生徒が３０秒間入り、自分が亡くなるときをイメージして、最期に何を感じるか、自分の心と体験してみようという体験学習である。お棺とお母をかけたネーミングである。)

５．考察

次年度は地域福祉活動計画の策定もあり、全４地区での開催は実施されることになると思われる。今年度実施されなかった高城小学校区についても実施するよう促していく。

６．今後の課題

高城地区の元気な地域住民は、自前で助成金等に応募し、「カフェ」「こども食堂」「学習支援」「居場所づくり」等に取り組んでいる。今年度はこれらの地域住民の方々を通して、高城地区社協で呼びかけたフードバンク事業にご寄附いただいた食材を、生活困窮世帯に配布していただいた。今後は、地域福祉活動の策定を柱に、これらパワフルな地域住民と地区社協との連携を密にし、地域のネットワークが点から線、面と充実していくようアプローチしていく。また、現時点では地区社協事業への参画は無いが、独自に小学校との協働事業等を実施している地域住民もおり、この方々の巻き込みも図っていきたい。

山之口地区青井岳地域の高齢者生活課題解決への取り組み
～青井岳地域のあしたのくらしを考える～

支所再編準備室山之口支所　主査　下ノ薗康浩

１．事業概要と目的（事業のねらい）

青井岳地域を担当する民生委員より高齢の地域住民に対して自分や地域の将来について考えるキッカケ作りの機会を設けたいとの相談がありこの取り組みを実施した。自分の将来のことや地域の将来を考える余裕がない高齢者が多くそれぞれが抱える生活課題が将来どのように変わっていくのか分からない部分を考えるキッカケを作りそれを共有してもらうことを目的とした。

２．到達目標（実践仮説）

高齢者が抱える生活課題を把握するためのアンケート調査を実施し生活課題の把握を行う。また、アンケート結果をもとに生活課題について考える機会を作り将来自分の生活や地域課題がどのように変化するかを考え共有してもらうキッカケを作ることとした。

３．実施内容

１　青井岳地域訪問の実施　生活課題を抱える高齢者宅４軒を民生委員と同行訪問した。

２　高齢者の生活課題把握のためのアンケート調査を実施　６０歳以上の住民３４人に対して３２人より調査回答を徴した。その後、アンケート調査の分析を実施した。

３　アンケート結果をもとに地域住民意見交換会を実施　２０２０年1月１９日（日）青井岳営農研修館にて地域住民２６名及び行政他関係者合わせて３８名で実施した。

４　意見交換会の実施内容についてのインタビューを実施　２０２０年2月１３日（木）青井岳営農研修館にて地域住民１１名及び関係者合わせて１４名で実施した。

４．成果（到達度）

高齢者の生活課題把握のためのアンケート調査では、９４％の回収率を実現し分析を実施出来た。その後、アンケート結果をもとにした地域住民意見交換会では、住民２６人（住民の４０％）の参加があり高齢者の生活課題の共有及び将来自分の生活や地域の状況がどのように変化するのかを考えてもらうことが出来た。

５．考察

山之口地区の高齢者生活課題解決への取り組みとして青井岳地域をモデルに高齢者が抱える生活課題についてアンケートを通して把握しようとしたが、困りごとやニーズがほとんど上がってこなかった。自分の生活は、自分で何とかしなくてはならないと考えている方々が多く互助に頼る考え方がないことが分かった。

また、アンケートの目的と調査結果及び自分や地域の将来を考えてもらうための地域住民意見交換会の中では、自分の将来や経済面を不安視する意見や隣近所が空き家になり孤立する不安を訴える方々の意見が上がり地域の将来を考え生活課題を共有する機会を作ることが出来たと思う。それからインタビューの中での意見として住民主体の移動支援をやってみたいという意見も上がり生活課題の共有と互助に対する意識が芽生えてきたのではないかと考える。

６．今後の課題

青井岳地域に限定して地域住民に対して自分や地域の将来について考えるキッカケ作りの機会を設け取り組みを実施した。高齢者の生活課題は、山之口地区のどの地域においても共通していると思われる。地域住民が、その課題を共有し互助に対する意識を芽生えさせるためには、自分や地域の生活状況が将来にどのような変化をしていくのかを考えるキッカケ作りの場を今後も他の地域で展開して必要がある。

また、地域生活課題に対するアンケート調査については、１回目のアンケート調査を踏まえて住民の意識がどのように変化しているのかを把握する目的のためのアンケートの実施が必要ではないかと考える。

地域支援と個別支援の融合
～地域に潜む個別課題の気づきから～

支所再編準備室　山田支所　主査　山森歌織

１．事業概要と目的（事業のねらい）

山田地区では、地区社協を中心に子どもから高齢者まで多岐にわたり事業展開をしている。住民主体の地域支援が根付いていることもあり、現在取り組んでいる「地域力推進事業」や「我が事・丸ごとの地域力強化推進事業」においては先駆的な地区とも言える。しかし、少子高齢化が進行する中、経済・雇用情勢の変化や、地域社会・家族形態の変容などを背景にひきこもり・孤立死などの問題や虐待、生活困窮といった新たな福祉課題は増加する一方であり、山田地区でも個別支援が重要視されるようになった。地域支援において先駆的な山田地区で、個別課題にどのように向き合えたか振り返った。

２．到達目標（実践仮説）

先にも述べたが、山田地区では地区社協を中心に地域支援事業に関する多くの事業を展開しており、その結果、地域とのつながりや交流を深める活動は十分に出来ている。こうして培われてきた住民主体の地域福祉活動が、本来支援を必要とする住民に行き届くことが大切だと考える。構築された地域福祉活動を生かすためにも地域福祉座談会や地域生活支援会議での情報収集、生活支援コーディネーターや学校など地域資源との情報共有を行い、地域支援と個別支援が連動した地域の支え合いを推進できることを目標とする。

３．実施内容

地区社協が主催する地域福祉座談会、民生委員児童委員との地域生活支援会議を通じ、困難ケースについては関係機関につなぎ、個別対応に向けてケース会議を設ける。また、ふくしなんでも相談で挙がってきたケースについても同様の対応をとる。さらに、年度当初に山田地区の小中学校に出向き、地区社協が取り組んでいる学習支援事業や子どもボランティアなどの山田地区の福祉活動について説明を行い、学校との連携強化を図る。学校関係に関しては、4 件の事案に対して、9 回会のケース会議を行った。

４．成果（到達度）

合計 2 回の座談会と 4 地区各 1 回の地域生活支援会議を延べ 128 名と情報交換を行なった。その結果、制度では対応できない個別ニーズが見受けられ、その先の地域支援につなげるケースもあった。また、学校との連携強化を図った事で、地区社協が窓口となり学習支援事業をきっかけに、困難を抱える子どもの支援にたどり着いた。地域住民のボランティアの協力と、他機関の支援の下、週に 1 度の食の支援を行うこととなった。解決というわけにはいかないが、子どもたちの居場所となっており、今後も継続して支援を行う。

５．考察

福祉座談会や地域支援会議、各研修会や学習会等は、生活課題の抽出や地域ニーズの把握において大切な事である。外に助けを求めることができない人の存在に気付くことができるのは近隣の地域住民で、山田地区においても個別課題が地域の中に多く潜んでいるという気づきがあった。大切なのはその先をどうするのかだと考える。山田地区は地区社協を中心に、関係機関や学校、何よりも地域のボランティアとの関係が長年の地域福祉活動で構築されており、地域支援と個別支援の融合が効果的に実践されていると感じる。個別課題を地域で共有することで、住民の意識に変化が生まれ、地域課題、個別課題を「我が事」として受け止める事で地域力推進につながっていると考える。

６．今後の課題

地域課題、生活課題が多様化する中、山田地区にも地域に潜む個別課題が数多くあることが分かり、地域支援と個別支援の融合を掲げるにあたり、さらなる地域支援の体制強化が必要だと考える。地域ボランティアの発掘や若い世代の意識付けが乏しく、働きかけ等を積極的に行っていくことが必要である。また、地区のサブ担当や地域サポータとの関りを深めることを意識し、今後のさらなる地域力の発展をバックアップできるよう取り組んでいきたい。

本市における地域力強化推進事業２年目の取組みから
～個別支援と地域支援の連動した実践を通して～

地域福祉課　課長　櫻田賢治

１．事業概要と目的（事業のねらい）

地域課題への対応策を住民と一緒に考えるという取組みを通じ、個を支援できる地域づくりに取り組むことが重要である。そこで、昨年度より本格実施となった地域力強化推進事業（以下、「本事業」という。）の２年目の取組みとして「地区担当制」による個別支援と地域支援の連動のあり方について、そこに介在する地区担当職員（以下、「地区担当」という。）の実践を通じて振り返った。

２．到達目標（実践仮説）

地区担当が個別支援と地域支援が連動した一連の支援体制が構築できるようにするのが昨年度導入した地区担当制であり、本事業の目玉でもある。地区担当が個別支援と地域支援を連動させた事例を全１５地区において１事例以上を実践し、その連動させていくことに必要な過程を具体化することを目標とした。

３．実施内容

（１）個別支援から地域支援へつながった取組み（実践事例／３ケース）

地区担当が地域課題をキャッチし、地域に何回も出向き、信頼関係を構築した後、地区社協関係者との協議を重ね、ゴミだし作業を地域住民と一緒に取り組んだ事例。現在も地域住民の見守り活動が継続している。他に同様の過程を経て、住環境の整備を地域住民と一緒に行った２件のケースを実践した。

（２）多機関協働の場づくりとしての施設等・地域の意見交換会の実施（実践事例／６か所）

１５地区社協において、多機関が協働し課題解決に向けた取組みを協議、共有する場として、６地区において、社会福祉施設等・地域関係団体の意見交換会を開催し、地域の課題を多職種多機関で情報共有する場づくりに取り組んだ。

４．成果（到達度）

１５地区中、６地区での実践に終わった。個別支援から地域支援へつながった取組みが実践できた地区においては、地区社協関係者とも協議を重ねてきたこともあり、「地域福祉」への理解が深まったとの声があった。実践を通じて、地域における福祉教育の実践につながった例だと言える。

施設等・地域の意見交換会が実施できた地区においては、個別ニーズも見据えた地域支援のあり方を、多職種で共有できたことは、今後、個別支援から地域支援へ連動させていく上で貴重な場になった。

５．考察

地区担当の関わりの濃淡が信頼関係の構築につながった。地域住民の想いに耳を傾け、地域住民と協議を重ね、その過程を丁寧に取り組んできた地区担当は、信頼関係が構築し個別支援の相談につなげることができる。そして、様々な関係機関と課題を共有し、連携する場づくりが必要となる。これら実践の積み重ねこそが、地域の福祉力を高めていくための地域における福祉教育の取組みである。

それらの踏まえ、①地域課題への気づき、②多様なニーズキャッチのルートづくり、③個別支援と地域支援の検討会議の開催、④個別ニーズを見据えた地域支援のあり方等が地区担当に不可欠な実践方法でないかと考える。

６．今後の課題

先述した一つ一つの実践を積み上げていくことが重要である。そのためには、実践記録化、地域診断、地域支援計画の立案、検討会議開催など丁寧に実践していくことである。そして、それら一連の支援体制のあり方を、第４次都城市地域福祉活動計画に明文化することも重要である。併せて、年度途中、２地区を１人の職員が担当する状況があった。担当者からは「２地区を担当することで、２地区を比較でき、双方の強みと弱みを両地区に反映させることができる」という声も聞けた。検証までは至らなかったが、地区担当制を今後充実させていくうえで検討材料になったと言える。

西岳地区の地域活性化に向けた取組み
～地区社協とまち協の協働で見えてきたもの～

地域福祉課　地域福祉係長　大牟田智子

１．事業概要と目的（事業のねらい）

過疎化・高齢化・地域の繋がりなどを実現するためには、検討しなければならない諸問題が多く存在している。西岳地区も同様で 65 歳以上の人口割合が高く高齢化率も 50%を越えている。それらを踏まえ、地域で支援を必要とする方々を把握し、危険箇所の点検等の確認や地域ぐるみでの支え合い体制を作ってきた。その中で困りごととして、買い物・居場所・移動手段が上がり、それらを解決するために西岳まちづくり協議会と連携をし協議を行ってきた。

２．到達目標（実践仮説）

少子高齢化・過疎化が進み人との触れ合いが減ってしまうと、とじこもり状態になってしまう。また、年と共に訪れる運転免許証返納により活動範囲が大幅に狭くなる恐れがある。地域の高齢者等を中心に、園児・小学生・中学生・高校生を巻き込み、コミュニティの場（茶のみ場・語り場・こけない体操・いきいきサロンなど）を作ることと併せて移動手段の必要性を検討した。

３．実施内容

西岳まちづくり協議会地域づくり部会（西岳地区社協も参加）では、以前より地域活性化の一環として、居場所（空き家活用）づくりを検討してきた。部会メンバーは月 1 回会議を開き、自分たちに出来る範囲での居場所の検討を行ってきた。理想は地区内に数か所の開設であるが、まずは地区の中心地での検討を進めた。部会としては、どの状態でも始められるように保健所での講習などを受講するなどして準備を進めた。

４．成果（到達度）

検討する中で、部会長の実家が中心部でシイタケ販売を行っており、人が多く集まっている場所であった。1 年前に父が亡くなり空き家となっていた。この場所を“地域住民の集う場”として活用できないか、協議を重ね、部会メンバーと有志で月 1 回の片づけを行い、必要に応じて補修等も行ってきた。役割として補修・外回り等を男性にお願いすることで、役割が明確になりその後も自発的に参加されるようになった。地域の中で「助け上手」「助けられ上手」の姿が見受けられた。そして、この場所を知ってもらう為に、地元の農産物・加工品などを販売する場として月 1 回開けることとなった。空き家の前では地元産の野菜やコメ・郷土料理などを販売し、居室では休憩や食事もでき、皆さん童心に戻ってとても穏やかな顔をされ、とても良い時間が生まれていた。現在までで 4 回開催し、毎回とても楽しみにされている様子である。ただ、販売がメインとなり“居場所”の影が薄いと感じ、試験的に“いたっみろ会”を開催して、集う場としての検証を行った。

５．考察

月 1 回の開催で、部会メンバーと地域住民との会話も増え、一部“見守り・安否確認の場”になっていると感じる。また、“はるおさんげぇ”に集うことで昔を懐かしむ「回想法」で認知症予防にも繋がっていると感じる。ただ、一部地区内の方にとってはまだまだ遠い場所のようで、人を乗せることへの不安や高齢者が高齢者を送迎する現状を考えると、運転免許証返納等で移動手段の無くなった方への対応も検討しなければならないと感じた。

６．今後の課題

今後は“はるおさんげぇ（居場所）”を平日も開設し、幅広い世代がいつでも語り合う場（いたっみろ会など）として、また、地区社協事務局開設も月 1 回程度は、地区公民館ではない場所で実施することで、前向きでより地域に根差した活動拠点の役割を担っていけると思われる。また、移動手段についても社会福祉法人の地域貢献として、車輌の提供を協力していただけるように協議を進めていきたい。

姫城地区の取り組み
～姫城地区土曜学習会　夢のランチ会～

地域福祉課　主事　松永　愛子

１．事業概要と目的（事業のねらい）

姫城地区土曜学習会は、姫城地区まちづくり協議会教育文化部会が主催、姫城地区社会福祉協議会が共催し、平成２８年度から実施されている。毎年、９月から２月にかけて、姫城地区の小学５、６年生、中学生を対象とし、学習支援を定期的に行なうことで、子どもたちが希望する高校へ入学できることや、学力向上につながること等を目標とし実施している。

平成２９年度から土曜学習会最終日に学校の先生や地域住民の方からの意見をもとにし、学習会終了後にランチ会を開催。平成３０年度からは今後の将来に向けた助言等を行なう機会をつくるために、対象となる職業の方（平成３０年度は理学療法士、お花屋さん、トラック運転手、警察官、令和元年度は医師、消防士、禰宜）をお呼びし、夢のランチ会を開催している。

今回は夢のランチ会について、地区担当として地区社会福祉協議会等にどのようにアプローチしたか、顧みる。

２．到達目標（実践仮説）

地区社協開設日や地区社協役員会等を活用し、夢のランチ会の内容や企画について共に考え、姫城地区の方々をはじめとする多様な主体がつながり、活動する取り組みを促進していく。

３．実施内容

地区社協開設日（２月６日）、地区社協役員会（２月１３日）に出向き、夢のランチ会の開催内容（案）を地区社協役員会の方に提示し意見をいただいた。

夢のランチ会前日に地区社協役員の方と、何を購入するか考えながら買い物を実施した。事前に買い物リストを作成して行なったが、それ以外にも地区社協役員の方の意見も聴きながら行なった。

当日は子どもたちが学習会、閉校式を実施している間、姫城地区社会福祉協議会役員などの方と協力し、昼食（カレーライス、サラダ）を調理した。その際、地区社協役員の方に野菜の切り方や盛り付けなど、どのようにした方がよいか？意向を確認しながら実施した。

４．成果（到達度）

今回の夢のランチ会には児童生徒が１０名、学習支援ボランティア（南九州大学生や都城工業専門学校生など）の方が４名、まちづくり協議会や地区社会福祉協議会などの協力者が１８名、講師３名を含めて合計３５名の方が参加された。夢のランチ会が終了後、児童生徒は消防士の制服を着たり、医師が使う医療器具に触れたりと講師３名と交流を図っていた。夢のランチ会を通して、児童生徒は今後の将来に向けた新たな目標を発見する機会となったと考えられる。また、地区社会福祉協議会の役員等に対しては、こちらが勝手に実施するのではなく、住民主体で行なえば、活動が充実したものになっていくことを実感した。

５．考察

このような夢のランチ会を実施することで、児童生徒や学習支援ボランティア、地域住民の出会いの場を作り出し、多様なつながりや参加の機会が確保されたと考えられる。

また自省する点として、今回、私が２月に仕事復帰したことも踏まえ、準備期間が限られたものであったため、こちら側主導の部分が大きかったのではないかということがあげられる。

６．今後の課題

今後は地区の行事等に顔を出す等して、地区の方と信頼関係や合意形成を築き、住民主体で企画を実施していきたい。また実施するにあたり、地域の福祉ニーズを積極的に把握しつつ、地域の多様な社会資源と連携し、役割分担を図りながら取り組んでいきたい。

福祉教育モデル事業　発達段階に応じたプログラム開発への取組
～多様なプログラムの可能性について考える２年目の取組～

地域福祉課ボランティアセンター　井上　優子

１．事業概要と目的（事業のねらい）

市内の小中高校 65 校が加盟する都城市社会福祉普及推進校連絡会（以下連絡会）では、平成 30 年度より、小学校・中学校・高等学校の各発達段階に応じた福祉教育プログラム開発に向け、教員とともにプログラム検討チームを立ち上げ取り組んでいるところである。昨年は福祉教育ガイドブックの素案を作成した。2 年目となる今年度は、児童・生徒の発達段階を考慮しつつ、より実用的なガイドブックにしていくために、昨年課題としてあげた、高齢者・障がい者の理解に留まらない、地域課題や分野ごとの多様なプログラムの検討を行い、実践に対する検証を重ねながら、より効果的なプログラムの完成、導入実践を目指す。

２．到達目標（実践仮説）

今年度は、教員チームに加え、社協内でも地域課題を把握する地区担当や各部署の職員で構成する検討チームを新たに立ち上げ、プログラムの検討を行っていくことで、高齢者や障がい者の理解に留まらない多様なプログラムを提案していくことが出来る、という仮説を立てた。

到達目標として、道徳や各教科との関連もふまえた新たなプログラムや福祉的な視点を加えたガイドブックを完成させ、2 月に行う福祉教育・ボランティア学習実践研修会（以下実践研修会）で、連絡会加盟校及び地域関係者に配布し、各学校での実践導入につなげることとした。

３．実施内容

福祉教育ガイドブックの完成に向け、新たな学校を迎えて教員チームの再編を行うと同時に、社協内検討チームを立ち上げ検討委員会を 4 回実施。各専門性を生かした多様なプログラムの可能性や作成中のガイドブックに福祉的視点を加えるべく検討を重ねた。また、両チームの合同検討会を 3 回実施。実用的なガイドブック完成に向けて意見を交わしながら修正作業を重ねた。8 月には「学校における福祉教育研修会」を実施し、道徳教育と福祉教育の関連を生かした具体的なプログラムの可能性について考えた。11 月には、先進地視察で愛知県知多半島での取組みに学び、1 月に福祉教育ガイドブックが完成。2 月の実践研修会でガイドブックの内容や取組について報告し、連絡会加盟校や地域関係者に配布した。

４．成果（到達度）

連絡会加盟校及び地域関係者に福祉教育ガイドブックを配布することで、児童・生徒の発達段階に応じて、系統立てた福祉教育を行っていくための道筋を示すことができた。また、福祉教育の意義や目的について共通理解を図りながら検討を重ねることで、検討委員として関わった教員の福祉教育に対する意識の変化につながった。さらには、社協内検討チームでの取組により、福祉教育は部署を横断して社協全体で取組むべきこととして再確認し、各視点からの多様なプログラムについて検討することができた。

５．考察

児童・生徒の発達段階に応じた福祉教育プログラムを開発するという共通の目的のもと、教員チームと社協チームが一堂に会し、各立場からの意見を丁寧に伝え合うことで、ガイドブックの完成に加えて、互いの理解や意識の変化にも繋がった。今後各学校での福祉教育を進めていくうえでも、教員と対話しながら一緒に検討していくことで、体験活動に限らない様々な地域課題を取り上げた福祉教育が可能となると感じた。

６．今後の課題

福祉教育ガイドブックが学校や地域で活用され、児童・生徒の発達段階に応じた連続性のある福祉教育の取組が進んでいくために、ガイドブックについて継続的に啓発していく必要がある。同時に地域課題に向き合うプログラム始め、今回ガイドブックに入れることができなかったプログラムについても検討を重ね、CD-ROM 等で追加配布しながら、様々な福祉教育の可能性について示していく必要がある。また、学校と地域がさらに連携して福祉教育を進めていくために、つなぎ役である社協のコーディネート力を高めていきたい。

地域力強化にあたる内部・外部との連携強化
～足並みを揃える為に共有すべきこと～

地域福祉課　地域福祉係　主事　貴島健太

１．事業概要と目的（事業のねらい）

地域力強化推進事業においては、我が事の地域づくりとして「地域住民が主体的に生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備」。丸ごとの地域づくりとして「地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備」を目的としている。また、今年度私が担当した都城市社会福祉施設等連絡会においては、福祉施設と市民の協働や地域の福祉力向上を目的に掲げている。本報告においては、地域住民・福祉施設の協働の元、地域福祉事業に関わるものが足並みを揃える事を目的とした報告とする。

２．到達目標（実践仮説）

年度当初、社協内のチーム体制の強化および地域住民と福祉施設の連携強化を目標として事業に取り組んだ。具体的な目標として、各地区のチーム定例会を定期的に開催や各地区での地域住民と福祉施設での意見交換の場を作ることを掲げた。それは、社協内部においては、オール都城体制の認識強化。地域においては、協働による地域福祉の展開を考えたためである。

３．実施内容

まず、各地区のチーム定例会については、昨年度よりも回数を増やしチーム内連携強化を図った。また、地域住民と福祉施設従事者が意見交換する場を６地区で実施した。意見交換会以外の形として、ほぼ全ての地区で地域住民と福祉施設従事者が協働して、地域福祉実践にあたることができた。

今年度は、地域福祉向上を図る社協内部の足並みを揃える為に“３課長座談会”や“本音をカタリバ”の開催により、社協内部の強化も行った。

４．成果（到達度）

チーム定例会については、出来るだけ定期的に開催したところではあるが、地区によっては「集まるのも大変だから、必要な協議事項があるときだけの開催でいいのでは？」との意見が寄せられた地区もあった。地域住民と福祉施設においては、お互いが顔の見える関係として意見交換会や事業展開を協働して行う事ができた。また、社協内部研修として開催された、２研修会では上司の考え方を共有することで、足並みを揃えるきっかけづくりにもなり、ボトムアップ体制の構築にもつながる時間となった。

５．考察

私は、地域力を強化するにあたり、職員一人ひとりが地域福祉推進に携わる職員であるという認識を持つ必要があると考えている。しかし、現状としては、まだその認識は浸透しきっていないのではないかと考える。今年度開催した、社協内部研修が認識強化と職員の足並みを揃える為のきっかけになったのではないかと考える。

また、地域においては意見交換を開催することで、地域住民が福祉施設について知る機会につながり、福祉施設が地域住民が行う地域福祉活動について知る機会につながったと言える。

６．今後の課題

オール社協体制を推進するにあたって、まずはチーム体制の意味やチームで情報を共有することの大切さなど、地区にチームとして関わることの認識を高めていく必要があるのではないかと考える。ただ、漠然と「チームで支援する！」として一方的に押し付けるのではなく、それぞれの業務を理解し、お互いの状況を知ることも必要になってくるのではないだろうか。そのために、各課同士の連携強化も図る必要があると思われる。様々な分野のエキスパートが揃う社協だからこそ、多方面から地域にアプローチをかけることができるのではないだろうか。アプローチをかける段階として、地域住民や福祉施設などの社会資源を巻き込みながら今後の地域福祉を展開する必要があるのではないかと考える。各々の持ち味を活かした支援展開を行う為の情報の把握が、地域力を強化するにあたる現在の課題ではないかと考える。

子ども支援＝世帯（親）支援である。
～団体同士の顔の見える関係性を目指して～

地域福祉課　主事　下徳真吾

１．事業概要と目的（事業のねらい）

子どもの生活・学習支援事業は、昨年度より都城市こども課より委託を受け、一人親世帯や生活困窮世帯等の児童生徒が貧困の連鎖を絶つために、実施団体や学校との連絡調整、団体へ活動費やサポーター旅費の助成、そして、参加児童生徒の自立を目指した個別支援や世帯支援を目的としている。併せて、令和 2 年度までに、全 15 地区に 1 団体の拠点づくりを重点目標としているため、今年度より夏休み期間中に実施する団体も含め、計 14 地区の 15 団体での事業開始となった。（昨年：7 地区 8 団体）しかし、全団体、学習支援は共通しているが、具体的な内容や、頻度、対象児童生徒などは団体ごとに異なっている。そこで、今年度より実施団体、行政等で構成される「都城こども未来応援連絡協議会」（以下：協議会）を設立し、事業の趣旨や目的を再度実施団体と共有し、団体と一体的に実施していくことを目的とする。

２．到達目標（実践仮説）

今年度より、協議会アドバイザーに宮崎大学大学院の竹内元准教授（以下、アドバイザー）が就任し、県内外での先駆的に取り組んでいる実例をもとに、実施内容を紹介いただき協議会の充実を図る。また、各団体が抱える課題や、今後取り組んでいく内容への助言を行うことで更なる活動の充実が期待される。そして、学習支援や生活支援の事業が、団体ごとに内容が異なるため、アドバイザーと共に更にのれん分けし、より自分たちの団体と、趣旨や内容が近い団体が整理され、団体として今後の方向性や、協議会における各団体の立ち位置を明確化すること目標とする。

３．実施内容

各団体へ実施内容のヒアリング及び活動時にアウトリーチし、学習支援と併せてどこを重点化しているのか、また各団体に所属している「学習支援サポーター」（以下、サポーター）に対し、団体が何を求めているのかを聞き取り調査した。

４．成果（到達度）

第 3 回協議会時に上記調査を元に、15 団体を更に「学力向上・居場所づくり・地域づくり・個別支援」の 4 つのグループに分けることができ、目的ごとに、環境や連携すべき機関、求めるサポーターもグループごとに異なり、各団体が生活・学習支援と併せて、何に重きを置いている団体なのか整理できた。

５．考察

改めてグループ化されたことにより、地区の垣根を越え、顔の見える関係性に繋がり、より抱える課題などを情報共有しやすい関係性が構築された。団体によっては 10 年以上実施している団体もあれば、今年度新たに立ち上がった団体もあるため、より趣旨の近い団体ごとに情報交換することで、次につながる有意義な協議会となった。

６．今後の課題

グループごとに整理されたことで、団体は今後目指す方向性が見え、事業内容の創意工夫に大きなヒントとなったと考える。しかし、団体のみでは真に必要な世帯にアプローチをかけることは容易ではない。今後は、コーディネーターとして主管課のこども課はもとより、協議会に参画している市の福祉課、保護課、教育委員会などとも、より密な事業周知、連携を行い要支援の児童生徒への参加を強化していく。そして、改めてこども達、そしてその家族を地域で応援していく醍醐味を地区社協や、民生委員等としっかりと共有し、本来あるべきこども達の姿や家庭環境に向け、実施団体と共にこども達の夢への実現に繋げていきたい。

持続可能な包括的支援体制の整備に向けた事業の見直し
～事業の選択と集中プロジェクトに基づく取組み～

生活支援課　課長　田村真一郎

１．事業概要と目的（事業のねらい）

組織再編に伴い、これまでの生活困窮者支援事業をはじめ、多機関協働事業に障がい者相談支援事業（基幹相談支援センター）、権利擁護事業（日常生活自立支援事業・法人後見）に加え、高齢者の総合的な支援機関である地域包括支援センターが生活支援課へ再編され、社会福祉協議会としてこれまで以上に総合的な相談支援体制を整備し包括的な体制が整った。

生活支援課として体制が整った一方、相談部門としてこれまで取り組んできた事業に関する課題も生じていることから、平成 30 年度に取り組んだ「事業の選択と集中プロジェクト」に基づき持続可能な組織運営をはかる第一歩として、現在まで実施している次の事業について、継続可否の判断も含め今後の方針と財源の在り方について見直しを進めることとした（Ⅰ．障害福祉サービス利用計画書作成事業：「以下、計画相談事業」、Ⅱ．重度心身障害者等移動支援事業「以下、移送サービス事業」という）

２．到達目標（実践仮説）

地域社会のニーズに加え、組織としての事業継続の重要度について 3 つのシミュレーション（継続・縮小・廃止）に基づき検証し、事業の継続可否を含めた実施の在り方について方針をまとめることとした。

３．実施内容

①ニーズの推移と実施における課題並びに収支の検証（過去 5 年間の収入状況：別紙参照）

②上記に基づく事業の必要性の判断（委託事業も含む）　③その他代替案

４．成果（到達度）

改正障害者総合支援法にかかる報酬単価の見直しによって計画相談事業の運営については厳しい状況に置かれている。一方、これまでの委託相談事業は再編され社協が基幹相談支援センターを担うことになり、各相談支援事業所のバックアップや資質向上に向けた人材育成を実施することになった。これにより「事業の選択と集中プロジェクト」に基づき計画相談事業では社協としての役割はひと通り終えたと判断し、令和 2 年 3 月をもって休止とすることとし他事業所へ利用者の移管を行った。

また、移送サービス事業では、従事するボランティアの確保が難しい状況や昨今クローズアップされている高齢者の事故等を踏まえ、専従の従事者の確保や新たな設備投資を検討したが、財源確保は大変厳しい状況があり、担当主幹課である福祉課と協議を重ねた結果、他に福祉有償運送事業を実施する法人へ利用者を振り分け、影響を及ぼさない形で事業を終了することになった。

５．考察

計画相談事業を開始した平成 24 年度当初は、市内の計画作成事業所数が少なかったこともあり、社協が中心となって計画相談支援に取り組んできた。その後、徐々に事業所が増え社協としては委託相談事業と計画相談事業の 2 枚看板を掲げる事に対する矛盾も見え隠れし、平成 30 年度より受託した基幹相談センターで相談支援事業所のサポートを行うことの選択をした。移送サービス事業についても利用者は移管しても基幹相談センターが今後も福祉有償運送サービスネットワークの事務局として役割を継続することになるため安心・安全運転にかかる研修などを継続し、社協として担うべき役割を主とする選択とした。

６．今後の課題

事業を休止・移管することで実施しないことへの不安もある。計画相談については、実施することで利用者支援において見えることも多いため、基幹相談センターに従事する職員には益々そのスキルが問われてくる。だからこそ質の高い研修などを企画・実施し、市内の相談支援事業そのものの底上げを実施していきたい。併せて今後障害福祉施策の目玉事業である地域生活支援拠点等整備事業では、社協がコーディネートする機関として認められるように、人材育成と更なるネットワークの強化に力を注ぐ必要がある。

多機関協働による包括的支援体制構築事業の取り組み
～「地域共生社会」の実現に向けて～

生活支援課　主事　税所慎司

１．事業概要と目的（事業のねらい）

日本は少子高齢化が進行し、人口も減少している。そして、核家族世帯や共働き世帯の増加などを背景に、各専門職に寄せられる課題も複雑化している。そこで、国は「縦割り」で整備された公的な支援体制を見直し、個人や世帯が抱える問題に包括的に対応する支援体制構築を目指し、平成 29 年に社会福祉法を改正している。制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて相互に役割を持ち支え合うことで、誰もが安心して暮らしていける地域を創る。

２．到達目標（実践仮説）

多機関協働による包括的支援体制構築事業の展開を行うことで、地域の専門相談機関が繋がり、相談者が複数の専門相談機関に行くことなく複合的な悩みを相談できるのと同時に、各専門職も情報を共有し、多方面の視点から困難ケースを見ることが出来ることで、今までに無かった新しい発想が生まれ、新たな支援体制が構築できると仮説を立てた。そのためには、分野を問わず会議や研修会等に参加し、相談支援包括化推進員の役割をあらゆる機関に知っていただき、一緒に課題解決していく仕組みを作っていくことを目標として掲げた。到達目標としては、相談支援包括化推進会議を年 3 回、地域貢献連絡協議会を年 3 回開催。また、介護支援専門員等連絡協議会へ継続参加することとした。

３．実施内容

都城市総合相談マニュアルを相談支援包括化推進委員に協力を得ながら作成。各専門相談機関に配布するのと同時に、関係性の構築に努めた。また、行政・保健・医療・福祉専門職・教育関係者等が参加し、今年度は 2 回相談支援包括化推進会議を開催。グループワークを通して各専門相談機関の役割やこれまで解決に至らなかった問題等を共有している。そして、地域貢献連絡協議会を今年度 2 回開催。様々な機関と連携しながら課題の解決に向けた取り組みを行った。更に、2 地域の介護支援専門員等連絡協議会へ継続参加し、意見交換を行っている。

４．成果（到達度）

令和元年 2 月末現在、2 年間で複合的課題を持つ 34 人から相談を受け 21 名の課題が解決・改善し、法律相談や福祉の相談を受けられる方も、昨年比約 80 人増加している。また、山之口・高城地区介護支援専門員等連絡協議会では、協議会の内容を事務局と一緒に企画・運営。介護支援専門員と民生委員や相談支援専門員と一緒に事例検討会等を行い、支援を模索している。そして、山田・高崎地区介護支援専門員等連絡協議会では、事例検討会を行う中で、これまでになかった発想も出て、その実現に向けて活動している。

５．考察

開催した会議を経て専門機関との関係性は徐々に構築出来始めており、協働し対応している事例も出てきた。そして、何より協働したことで他の相談も出来やすくなる相乗効果も得ている。「地域共生社会」とは、既存の枠組みにとらわれず、新しい取り組みが出来るチャンスとも考えられる。地域の実情や住民のニーズ等をしっかりと把握したうえで、チャレンジしていきたい。

６．今後の課題

多機関協働による包括的支援体制構築事業を受託して 2 年目になるが、相談支援包括化推進会議のメンバーが一新され新しく関係性を構築していくことから始めなければならなかった。もっと、関係機関に会議の主旨を説明し、円滑な相談支援体制を構築していく必要がある。また、専門職からの相談は、昨年度からは増加傾向（約 50 件増の 158 件）にあるものの、まだ少ない状況が続いている。相談支援包括化推進員に寄せられる相談は、専門職からのみの自治体も多い。その差は何なのかをしっかりと分析し、対応することが求められていると感じている。

みやこんじょボランティアフェスティバル 2020 の取り組みについて
～ボランティアフェスティバル開催の意義と効果～

地域福祉課　ボランティアセンター所長　内田文子

１．事業概要と目的（事業のねらい）

みやこんじょボランティアフェスティバル 2020 は、地域共生社会の実現に向けて、自らが主体的に社会に参加するボランティア活動を推進することを目的に毎年１回開催し､今年度は令和２年２月２日に開催した。実行委員会を中心に、社協職員の各コーナー担当者と企画内容を協議し、多くの市民の参加を広く呼びかける仕掛け等を検討した。そこで、ボランティアフェスティバルの意義を再考し、実施過程における効果を明らかにするため、振り返りを行った。

２．到達目標（実践仮説）

ボランティアフェスティバルは、実施過程においてもボランティア活動と支え合いができる地域福祉活動であり、また、ボランティアセンター事業の１年の集大成になり得るという仮設を立てた。そのためには、実行委員会の体制強化、担当職員協議の定例化、社会福祉普及推進校連絡会高校部会との連携、ボランティア市民活動団体や関係機関との連携協働、ボランティア活動者への働きかけ等を取り組み事項として挙げた。

達成目標として、ボランティアフェスティバルに参画する学生ボランティア参加校を高校部会 10 校中 4 校とし、ボランティア参加者数 250 名、来場者数 7,000 名とした。

３．実施内容

各コーナーについて（別紙報告書参照）部署を横断した担当者が中心となり、今回は、新たな企画として来場者への社協ライン友達追加や回遊性を目的としたスタンプラリークーポン券企画、東京パラリンピックに向けて障がい者スポーツ体験などを行った。また、高校部会に働きかけ、実践の場を創出し、行政や関連団体の参加として、福祉課のランドセル便やぼんちメイトと図書館の協働によるオレンジ図書館等、都城市全体の取り組みや、ボランティアセンターの新たな登録者にも参加してもらった。さらには市民のボランティア調査として、来場者、ボランティア活動者、参加団体ともアンケート調査と分析を行った。

４．成果（到達度）

学生ボランティアの参加数 243 人、企画運営に参加した高校 5 校はステージ発表、手作り物品販売、絵本読み聞かせ、かるた大会、お茶会を主催し、学校側からは、今後の地域活動には積極的に参加したいとの意見が聞かれた。アンケート結果から、学生の満足度が 9 割を超え、活動したことがダイレクトに伝わることによる効果も見られた。また、参加者の多い学校には、事前訪問し説明を行ったことで、主体的な活動ができ、学生の意識の変化にも表れる効果が見られた。総来場者は 10,500 人と昨年を大きく上回った。

５．考察

中高大学生や来場者アンケートから、ボランティア参加により他者との関わりやつながり、自己有用性を実感できること、様々な対象へのボランティアや地域貢献に関心を持っていることがわかった。また、ボランティアフェスティバルに参加した学生が将来の地域福祉を担う人材になることを考え、社会とつながる機会を創出することの重要性を再確認した。また、市民が求めている活動や講座などの情報の発信をより効果的に行うためにも、またボランティアフェスティバル実施においても部署間での連携や検討が不可欠である。

６．今後の課題

様々な人が集まるボランティアフェスティバルを好機と捉え、１日で終わるイベントとせず、日頃の活動といかに結び付けていくかが課題である。地域や学校と連携したボランティア活動を推進するために地区社協や中学校や高校での出前ボランティアセンターを開設して、実施に向けては実情に合わせた内容や人員配置等の検討が必要性である。また、地域福祉を基盤としたボランティア学習等の研修会の機会を確保することにより社協職員の意識や行動に働きかけることが課題である。

ボランティアフェスティバルは、常にチャレンジを発揮できる場であることを発信していきたい。

地域住民主体による第２層生活支援コーディネーターの取組み
～各地区の想いを引き出し、形にするために～

地域福祉課　主事　岩﨑　美華

１．事業概要と目的（事業のねらい）

日常生活上の支援が必要な高齢者が、住み慣れた地域で生きがいを持って在宅生活を継続していくために各 15 地区全 23 名が第 2 層生活支援コーディネーター（以下 SC）として活動している。他市町村は行政や社協職員が担っている所が多い中、都城市は地域住民主体に重点を置き、地域住民が担っていることが特徴であり強みである。活動内容としては、こけない体操やいきいきサロンに出向き生活支援・介護予防サービスの把握を行い、資源の創出や関係者間のネットワーク構築を行っている。地区担当と連携し、地区に応じた活動を行い、各 SC や地域住民が主体となって地域の課題や思いを形にすることを大切に課題推進した。

２．到達目標（実践仮説）

事業が始まり 3 年目になるが、何もできていない、何をしたらいいか分からないと悩みを抱えて SC も少なくなく、今年度は「各 15 地区の課題や取り組み内容の具体化」「さらに実際の活動の結果を形にする」ことで、少しでも多くの SC が想いや自信をもって活動できることを目標とした。

３．実施内容

到達目標を達成させるためには、SC が主体となるように「いかに SC や地域住民の想いを引き出すか」そして「SC や地域住民の想いをどう形にするか」を重点に置いた。そのためにまずは各 SC の声を聞くこと、顔を合わせて話をできる環境づくりが必要と考え、地区ごとに定例会を実施した。15 地区中 13 地区で実施することができた。また、第 2 層生活支援コーディネーター情報交換会を 3 回、国東市社会福祉協議会をお呼びして講演会を行い、各地区の活動のヒントになるような時間を設けた。

４．成果（到達度）

活動内容は大きく分けて 2 パターンあると考えており､1 つ目は既存の社会資源の発掘･活用･拡大である。例えばこけない体操やいきいきサロンに足を運び住民の声を聞くこと、地域巡りをすることで地域のお宝を探すこと、生活おたすけサービスの生活援助員等の地域のボランティア人材発掘や支援などである。地域住民向けに、介護保険の現状や課題の勉強会や、自分の地区の将来について考える研修会等を行うことで、より多くの人にまずは知ってもらう、考えてもらうきっかけ作りを行った地区もあった。

2 つ目に、新しい社会資源の創出である。例えば他市に視察研修に出向き方法を学び、地域で生活課題についてのアンケートを行い地域の課題を把握し、新しい社会資源の創出に向けての活動を行った。また、地域の取組として実施するために、単独で行うのではなくまちづくり協議会や地域の施設など他組織と協力して実施したり、自身のこれまでの経験を活かした居場所づくりの運営等を実施した地区もあった。

５．考察

活動をするにあたっては各 SC が納得し自分たちの想いで動き、地域が主体となっていること大切に課題推進を行った。そのためにも地域、社協、行政ができることをそれぞれが役割を持ち、顔を合わせ話し合い等を繰り返すこと、そして、内部だけでなく多くの住民にも知る・考える機会を設け、皆が同じ方向を向くことが重要であると考える。

６．今後の課題

地区によってはまだまだ活動内容に迷いや行き詰まりを感じている SC もおり、どのように活動に結びつけていくか事業担当・地区担当等のフォローが課題となる。

また年齢等の問題で SC が変わる地区も出てきており、新たな人材発掘も課題となっている。地区社協と連携を取りながら SC の必要性、職員ではなく地域住民が担っている強みを活かしていきたい。

SC、地区社協、地区担当、事業担当や行政その他関連機関が常にコミュニケーションをとりながら、それぞれの強みを活かして、各地区の想いを引き出し、形にできるよう活動強化を図っていきたい。

資料編

平成 30 年度「ボランティアを絵にしてみたよ！」あたたかい気持ちに感謝で賞
都城市立小松原中学校　前原　菜月さん

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」（地域共生社会推進検討会）

最終とりまとめ（概要）

令和元年12月26日

地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会

1　設置の趣旨

共同体の機能の一層の低下、人口減少による地域の持続への懸念などの近年の社会の変化や、地域の実践において生まれつつある新しい価値観の萌芽を踏まえ、今後の社会保障制度のあり方をどのように考えていくかという、中長期的な観点も念頭に置きつつ、当面の課題として、平成29年介護保険法等改正法の附則に規定される公布後３年（令和２年）の見直し規定に基づく、市町村における包括的な支援体制の全国的な整備を推進する方策について検討を進めるため、有識者による検討会を開催する。

2　主な検討項目

・ 次期社会福祉法改正に向けた市町村における包括的な支援体制の整備のあり方
・ 地域共生社会の実現に向け、中長期の視点から社会保障・生活支援において今後強化すべき機能　等

3　構成員 (敬称略・五十音順)

朝比奈　ミカ　中核地域生活支援センターがじゅまる　センター長
池田　洋光　高知県中土佐町長
池田　昌弘　NPO法人全国コミュニティライフサポートセンター　理事長
大原　裕介　社会福祉法人ゆうゆう　理事長
奥山 千鶴子　NPO法人子育てひろば全国連絡協議会　理事長
加藤　恵　社会福祉法人半田市社会福祉協議会 半田市障がい者相談支援センター　センター長
菊池　馨実　早稲田大学法学学術院　教授
佐保　昌一　日本労働組合総連合会　総合政策推進局長（第７回から）
助川　未枝保　船橋市三山・田喜野井地域包括支援センター センター長
立岡　学　一般社団法人パーソナルサポートセンター 業務執行常務理事
田中　滋　埼玉県立大学　理事長
知久　清志　埼玉県福祉部長
野澤　和弘　一般社団法人スローコミュニケーション　代表 植草学園大学　客員教授
原田　正樹　日本福祉大学　副学長
平川　則男　日本労働組合総連合会　総合政策局長（第６回まで）
堀田　聰子　慶應義塾大学大学院健康マネジメント研究科　教授
本郷谷 健次　千葉県松戸市長
宮島　渡　全国小規模多機能型居宅介護事業者連絡会　代表
◎ 宮本　太郎　中央大学法学部　教授
室田　信一　首都大学東京人文社会学部人間社会学科　准教授

（◎：座長）

4　審議スケジュール・開催状況

（第１回）2019年 5月16日（木）　地域共生社会に向けた検討の経緯・議論の状況について
（第２回）2019年 5月28日（火）　関係者からのヒアリング等
（第３回）2019年 6月13日（木）　包括的な支援について①
（第４回）2019年 7月 5日（金）　包括的な支援について②
（第５回）2019年 7月16日（火）　中間とりまとめ案について
（第６回）2019年10月15日（火）　新たな事業の枠組みについて・関係者からのヒアリング
（第７回）2019年10月31日（木）　包括的支援体制の構築に向けた基本的な考え方・関係者からのヒアリング
（第８回）2019年11月18日（月）　これまでの議論をふまえた整理
（第９回）2019年12月10日（火）　最終とりまとめ案について

※ 本検討会は、社会・援護局長の下に置くこととし、庶務は地域福祉課において行う。

地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会　最終とりまとめ　概要

Ⅰ　地域共生社会の理念

○ **地域共生社会の理念**とは、**制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割をもち、助け合いながら暮らしていくことのできる、包摂的なコミュニティ、地域や社会を創るという考え方**。福祉の政策領域だけでなく、対人支援領域全体、一人ひとりの多様な参加の機会の創出や地域社会の持続という観点に立てば、その射程は、地方創生、まちづくり、住宅、地域自治、環境保全、教育など他の政策領域に広がる。

Ⅱ　福祉政策の新たなアプローチ

○ 個人や世帯を取り巻く環境の変化により、生きづらさやリスクが多様化・複雑化していることを踏まえると、**一人ひとりの生が尊重され、複雑かつ多様な問題を抱えながらも、社会との多様な関わりを基礎として自律的な生を継続していくことを支援する機能の強化**が求められている。

○ 専門職による対人支援は、**「具体的な課題解決を目指すアプローチ」**と**「つながり続けることを目指すアプローチ（伴走型支援）」**の２つのアプローチを支援の両輪として組み合わせていくことが必要。

○ 伴走型支援を実践する上では、**専門職による伴走型支援**と地域の居場所などにおける様々な活動等を通じて日常の暮らしの中で行われる、**地域住民同士の支え合いや緩やかな見守り**といった双方の視点を重視する必要があり、それによりセーフティネットが強化され、重層的なものとなっていく。

Ⅲ　市町村における包括的な支援体制の整備の在り方

1　事業の枠組み等

○ 地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する市町村における包括的な支援体制の構築を推進するため、**「断らない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の３つの支援を一体的に行う**市町村の**新たな事業を創設**すべき。

断らない相談支援	参加支援	地域づくりに向けた支援
○本人・世帯の属性にかかわらず受け止める相談支援 ①属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止め、自ら対応する又は関係機関につなぐ機能 ②世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能 ③継続的につながり続ける支援を中心的に担う機能 ※　②及び③の機能を強化	○本人・世帯の状態に合わせ、地域資源を活かしながら、就労支援、居住支援などを提供することで社会とのつながりを回復する支援。 ○狭間のニーズに対応できるように既存の地域資源の活用方法を拡充する取組を中心に、既存の人的・物的資源の中で、本人・世帯の状態に合わせた多様な参加支援の提供を行う。 （例）生活困窮者の就労体験に経済的な困窮状態にない世帯のひきこもりの者を受け入れる	○地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す支援。 ①住民同士が出会い参加することのできる場や居場所の確保に向けた支援 ②ケアし支え合う関係性を広げ、交流・参加・学びの機会を生み出すコーディネート機能

○ 対象は、本人・世帯の属性を問わず 、福祉、介護、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題や地域社会からの孤立など様々な課題を抱える**全ての地域住民**とすべき。

○ 新たな事業の意義の一つは、地域住民や関係機関等と議論を行い、考え方等を共有するプロセス自体にあることから、**任意事業とし、段階的実施**とすべき。

○ 新たな事業を実施するに当たっては、既存の取組や機関等を活かしながら進めていくが、地域ごとに住民のニーズや資源の状況等が異なることから、圏域の設定や会議体の設置等は、**市町村が裁量を発揮しやすい仕組み**とする必要がある。

○ 国の財政支援については、市町村が柔軟に包括的な支援体制を構築することを可能とするために、一本の補助要綱に基づく申請などにより、**制度別に設けられた財政支援の一体的な実施を促進**する必要がある。

地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会　最終とりまとめ　概要

Ⅲ　市町村における包括的な支援体制の整備の在り方（続き）

2　市町村における包括的な支援体制の構築の際のプロセスと留意すべき点

○ 市町村は**地域のニーズや人材、地域資源の状況等を把握し、見える化した上で分析**を行うとともに、**地域住民や関係機関等と議論**をし、域内における包括的な支援体制の整備について考え方等をまとめ、**共通認識を持ちながら**取組を進める。この際、新たな縦割りを生み出さないよう留意。

○ **事業実施後**も、地域住民や関係機関等と振り返りや議論を繰り返し行いつつ、**事業の実施状況等を定期的に分析・評価し、改善**していくことが必要。

○ 市町村が、地域住民や関係機関等とともに考え方等を共有し、事業を推進するため**、関係者をメンバーとする議論を行う場を市町村が設置する仕組み**とすべき。

3　介護、障害、子ども、生活困窮等の各制度から拠出する際の基本的な考え方

○ 介護、障害等の既存の各制度における基準額や補助率が異なることを踏まえ、**事業費の積み上げ方や配分方法について検討を行う必要がある**。その際、既存制度からの拠出は、合理的なルールに基づく機械的な方法による按分とすることが必要、現在の取組を継続できるよう交付水準を保つべきといった意見を踏まえ、より詳細を検討すべき。

○ 現行の各経費の性格の維持など国による財政保障にも十分配慮する観点から、シーリング上、現在義務的経費とされているものについては、引き続き義務的経費として整理できるような仕組みとすべき。

Ⅳ　市町村における包括的な支援体制の整備促進のための基盤

1　人材の育成や確保

○ 包括的支援に携わる専門職等の支援の質を担保するため、**研修カリキュラムや教材等の整備の推進、研修の実施等、人材の育成・確保に向けた取組を進める**ことが重要。また、**市町村**においては、庁内全体で包括的な支援体制について検討し、体制の構築を進める中で、福祉部門の職員だけではなく、**職員全体に対して研修等を行う**必要がある。事業開始後も、**人材を組織的に育成**しつつ、チームで対応していくことが求められる。

2　地域福祉計画等

○ 新たな事業については、**地域福祉計画の記載事項**とすべき。計画の策定過程を通じて、市町村が、住民や関係者・関係機関との意見交換等を重ね、包括的な支援の考え方や新たな事業に関する共通認識を醸成することが重要。都道府県においても、地域福祉支援計画の記載事項とすべき。

3　会議体

○ 多職種による連携や多機関の協働が重要な基盤となるため、情報共有や協議を行う場（会議体）の機能が重要。既存の属性別の制度等による会議体があることに十分に留意して、これらを有効活用し、市町村の職員も参画した上で、個別事例の検討等を行うことが望ましい。

4　都道府県及び国の役割

○ **都道府県**は、市町村における包括的な支援体制の構築の取組の支援、広域での人材育成やネットワークづくり、広域での支援や調整が求められる地域生活課題への対応などの役割を担うことが考えられる。

○ **国**はSNS等も活用しつつ、都道府県域を越える相談事業を進めるほか、市町村等に対して、標準的な研修カリキュラムや教材等の整備、都道府県と連携した人材育成の推進、未実施自治体やその関係者の機運醸成のためのシンポジウム等の開催、職員を個別に市町村への派遣、事例の分析や共有といった支援を進めることが考えられる。

（参考）３つの支援について

	断らない相談支援	参加支援	地域づくりに向けた支援
内容	本人・世帯の属性にかかわらず受け止める相談支援	本人・世帯の状態に合わせ、地域資源を活かしながら、就労支援、居住支援などを提供することで社会とのつながりを回復する支援	地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す支援
スキーム	〔具体的な機能〕 ①属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止め、自ら対応する又は関係機関につなぐ機能（相談を受け止める機能） ②世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能（多機関協働の中核の機能） ③継続的につながり続ける支援を中心的に担う機能（継続的につながる機能） ※ ②及び③の機能を強化 〔域内全体で備えるべき体制〕 ・ 既存の相談支援機能も活用しながら、域内全体で属性や課題が明確でない相談も含め対応できる体制とすること ・ 上記の①から③までの機能を有すること ・ 相談支援へのアクセスを住民にとって容易とするための措置（例えば、住民の身近な生活圏において相談支援を行う場を明示するなど）を講じること	○個別性が高まり生じている狭間のニーズにも対応できるように既存の地域資源の活用方法を拡充（※）していく取組を中心に位置付け、既存人的・物的資源の中で、本人・世帯の状態に合わせた多様な参加支援の提供を行う。 （※）活用方法の拡充の例 ・生活困窮者の就労体験に経済的な困窮状態にない世帯のひきこもりの者を受け入れる ・個人商店を中間的就労の場として、対人コミュニケーションが苦手な者を受け入れ、就労・社会参加に向けた支援を行う ・地域の空き家を使って、地域のボランティアが勉強を教える場所をつくり、学校とも連携しつつ、不登校の生徒に参加を働きかけ、支援を行う	〔具体的な機能〕 ①住民同士が出会い参加することのできる場や居場所の確保に向けた支援（場や居場所の確保支援） ②ケアし支え合う関係性を広げ、交流・参加・学びの機会を生み出すコーディネート機能（地域づくりのコーディネート機能） ※地域づくりのコーディネート機能は、「個別の活動や人のコーディネート」と「地域のプラットフォーム」の２つの機能を確保。
圏域、人員配置等	○市町村において、既存施設・機関の分布など地域の実情を踏まえ、個々の施設・機関が担う役割を含め、圏域についても検討。 ○人員配置は、それぞれの機関が担う機能や配置状況等を踏まえ、市町村において検討。これまで各機関が地域で果たしてきた役割が継続的に担えるようにすることが必要。	○市町村がそれぞれの地域資源を最大限活用して、構築することができるような設計とすべき。	○住民に身近な圏域と住民に身近な圏域よりも大きな範囲（市町村等）の重層的な視点が必要。 ○人員配置は、それぞれの機関が担う機能や配置状況等を踏まえ、市町村において検討。これまで各機関が地域で果たしてきた役割が継続的に担えるようにすることが必要。
財政支援	○以下の機能の確保に必要な経費について一括して交付することを検討すべき。 ・ 属性毎の相談支援の機能 ・ 多機関協働の中核の機能 ・ 継続的につながる機能	○既存の地域資源に対して活用方法の拡充を働きかけるなど、地域資源と支援対象者との間を取り持つ機能に必要な経費に対し、国として財政支援を行うことを検討すべき。 ○拡充に要する費用負担についても、既存の制度での対応が困難な場合については、参加支援の機能の一部として補助できるようにすべき。	○市町村内の支援体制として、場や居場所の確保支援及び地域づくりのコーディネート機能の確保に必要な経費に対し一括して交付することを検討すべきである。
その他	○特定の相談機関や窓口が全てを丸抱えするのではなく、適切に多機関協働を進め、市町村全体でチームによる支援を行うもの。	○既に社会参加に向けた支援を担っている既存制度による支援と十分連携しながら行うことが必要。	○地域づくりにおいては、福祉の領域を超えて、地域全体を俯瞰する視点が不可欠であり、まちづくり・地域産業など他の分野の可能性も広げる連携・協働を強化することが必要。

※３つの支援を一体的に行うことによって、本人と支援者や地域住民との継続的な関係性を築くことが可能となり、これらの関係性が一人ひとりの自律的な生を支えるセーフティネットとなる。

日本社会や国民生活の変化（前提の共有）

日本の福祉制度の変遷と現在の状況

○ 日本の社会保障は、人生において典型的と考えられるリスクや課題を想定し、その解決を目的として、それぞれ現金給付や福祉サービス等を含む現物給付を行うという基本的なアプローチの下で、公的な保障の量的な拡大と質的な発展を実現してきた。

○ これにより、生活保障やセーフティネットの機能は大きく進展し、社会福祉の分野では、生活保護、高齢者介護、障害福祉、児童福祉など、属性別や対象者のリスク別の制度が発展し、専門的支援が提供されるようになった。

○ その一方で、個人や世帯が抱える生きづらさやリスクが複雑化・多様化（社会的孤立、ダブルケア・いわゆる8050）している。これらの課題は、誰にでも起こりうる社会的なリスクと言えるが、個別性が極めて高く、対象者別の各制度の下での支援の実践において対応に苦慮している。

〈共同体機能の脆弱化〉

○ 地域のつながりが弱くなり支え合いの力が低下するとともに、未婚化が進行するなど家族機能が低下

○ 経済情勢の変化やグローバル化により、いわゆる日本型雇用慣行が大きく変化
血縁、地縁、社縁という、日本の社会保障制度の基礎となってきた「共同体」の機能の脆弱化

◆一方、地域の実践では、多様なつながりや参加の機会の創出により、「第4の縁」が生まれている例がみられる

＜人口減による担い手の不足＞

○ 人口減少が本格化し、あらゆる分野で地域社会の担い手が減少しており、例えば、近年大規模な災害が多発する中で災害時の支援ニーズへの対応においても課題となるなど、地域社会の持続そのものへの懸念が生まれている

○ 高齢者、障害者、生活困窮者などは、社会とのつながりや社会参加の機会に十分恵まれていない

◆一方、地域の実践では、福祉の領域を超えて、農業や産業、住民自治などの様々な資源とつながることで、多様な社会参加と地域社会の持続の両方を目指す試みがみられる

⇒制度・分野ごとの「縦割り」や「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、地域や一人ひとりの人生の多様性を前提とし、人と人、人と社会がつながり支え合う取組が生まれやすいような環境を整える新たなアプローチが求められている。

対人支援において今後求められるアプローチ

支援の“両輪”と考えられるアプローチ

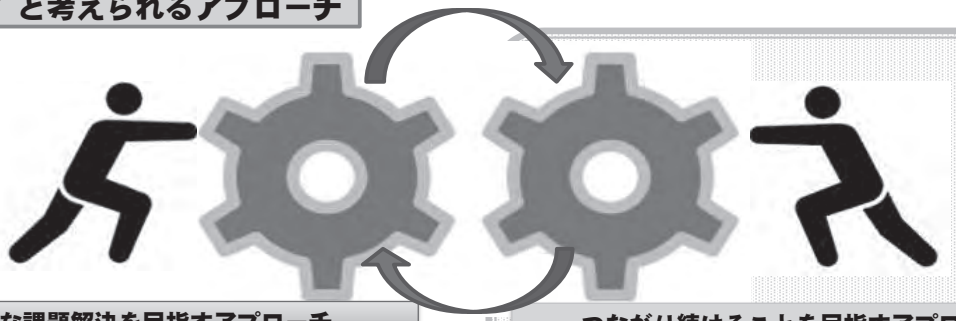

具体的な課題解決を目指すアプローチ

- 本人が有する特定の課題を解決することを目指す
- それぞれの属性や課題に対応するための支援（現金・現物給付）を重視することが多い
- 本人の抱える課題や必要な対応が明らかな場合には、特に有効

つながり続けることを目指すアプローチ

- 本人と支援者が継続的につながることを目指す
- 暮らし全体と人生の時間軸をとらえ、本人と支援者が継続的につながり関わるための相談支援（手続的給付）を重視
- 生きづらさの背景が明らかでない場合や、8050問題など課題が複合化した場合、ライフステージの変化に応じた柔軟な支援が必要な場合に、特に有効

共通の基盤　本人を中心として、“伴走”する意識

個人が自律的な生を継続できるよう、本人の意向や取り巻く状況に合わせ、２つのアプローチを組み合わせていくことが必要。

伴走型支援と地域住民の気にかけ合う関係性によるセーフティネットの構築

伴走型支援

○一人ひとりが多様で複雑な問題に面しながらも、生きていこうとする力を高め（エンパワーメント）、自律的な生を支える支援
（※）自律・・・個人が主体的に自らの生き方を追求できる状態にあること

○「支える」「支えられる」という一方向の関係性ではなく、支援者と本人が支援の中で人として出会うことで、互いに学び合い、変化する。

＋

地域住民の気にかけ合う関係性

○一人ひとりの人生・生活は多様かつ複雑であり、社会に関わる経路は多様であることが望ましく、専門職による伴走支援のみを想定することは適切でない。

○地域の実践では、専門職による関わりの下、地域住民が出会い、お互いを知る場や学び合う機会を通じて、地域住民の気にかけ合う関係性が生じ広がっている事例が見られる。

セーフティネットの構築に当たっての視点

- 人と人とのつながりそのものがセーフティネットの基礎となる。
  －地域における出会いや学びの場を作り出し、多様なつながりや参加の機会が確保されることで、地域の中での支え合いや緩やかな見守りが生まれる
  －専門職による伴走型支援の普及や、地域に開かれた福祉の実践によって、個人と地域・社会とのつながりが回復し、社会的包摂が実現される
- これらが重なり合うことで、地域におけるセーフティネットが充実していく。
- 制度設計の際には、セーフティネットを構成する多様なつながりが生まれやすくするための環境整備を行う観点と、専門職等の伴走によりコミュニティにつなぎ戻していく社会的包摂の観点が重要。

新たな包括的な支援の機能等について

◆ 市町村がそれぞれの実情に応じて包括的な支援体制を整備するため、以下の支援を一体的に実施する事業を創設
①断らない相談支援
②参加支援（社会とのつながりや参加の支援）
③地域づくりに向けた支援

◆ 本事業全体の理念は、アウトリーチを含む早期の支援、本人・世帯を包括的に受け止め支える支援、本人を中心とし、本人の力を引き出す支援、信頼関係を基盤とした継続的な支援、地域とのつながりや関係性づくりを行う支援である。

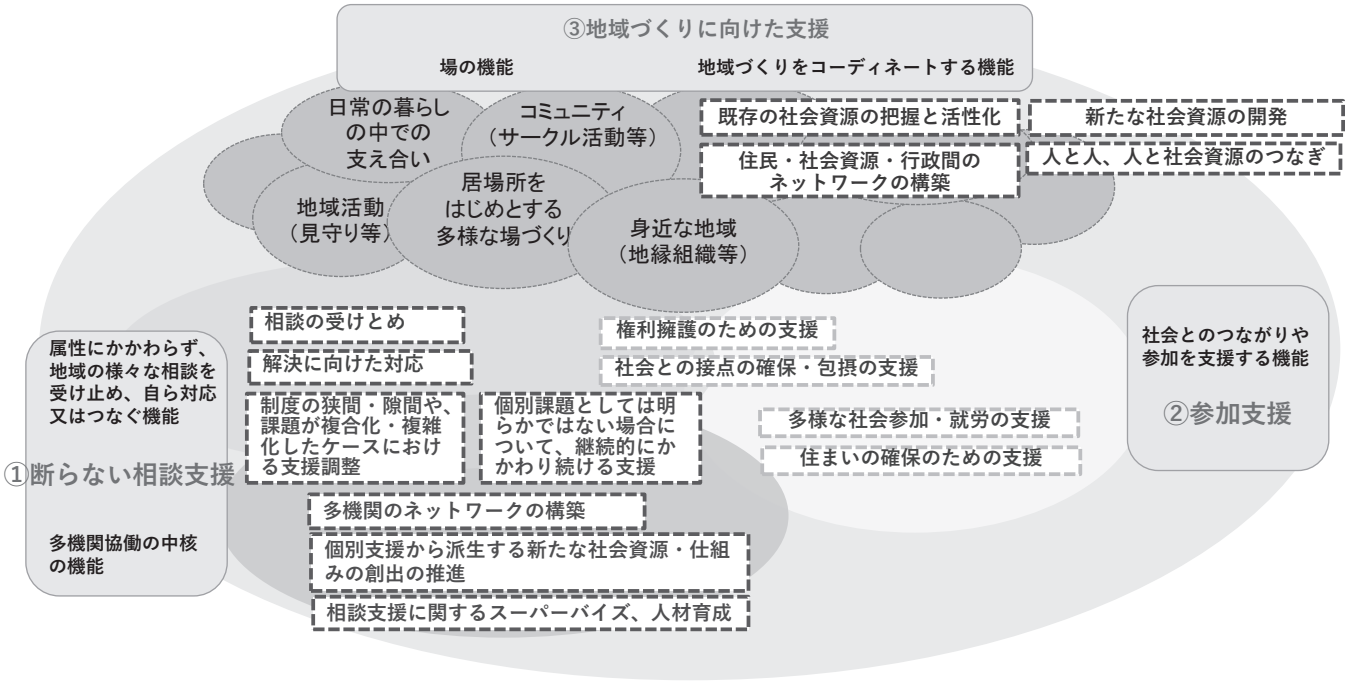

市町村の包括的支援体制の構築

新たな事業の枠組み

- 市町村において、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、①「断らない相談支援」、②参加支援と③地域づくりに向けた支援を一体的に実施する新たな事業を創設
- 新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく任意事業
- 新たな事業の実施に要する費用に係る市町村の支弁の規定及び国等による補助の規定を新設
- 国の補助については、新たな事業に係る一本の補助要綱に基づく申請等により、制度別に設けられた各種支援の一体的な実施を促進

【新たな事業の内容（①～③を一体的に実施）】

①断らない相談支援

- 介護（地域支援事業）、障害（地域生活支援事業）、子ども（利用者支援事業）、困窮（生活困窮者自立相談支援事業）の相談支援に係る事業を一体として実施し、本人・世帯の属性にかかわらず受け止める、断らない相談支援の実施

②参加支援（社会とのつながりや参加の支援）

- 「断らない相談支援」と一体的に行う、就労支援、居住支援、居場所機能の提供など、多様な社会参加に向けた支援の実施

③地域づくりに向けた支援

- 地域において多様なつながりが育つことを支援するために、
①住民同士が出会い参加することのできる場や居場所の確保に向けた支援
②ケアし支え合う関係性を広げ、交流・参加・学びの機会を生み出すコーディネート機能　を合わせた事業を実施

（市町村が取組を進めるに当たって留意すべき点）

- 市町村は、地域住民や関係機関等と共に、地域のニーズや人材、地域資源の状況等を把握し、見える化した上で分析を行うことが必要である。それらを前提としつつ、地域住民や関係機関等と議論をしながら、包括的な支援体制の整備について考え方等をまとめ、共通認識を持ちながら取組を進める。
- 特に、地域づくりに向けた支援については、既存の地域のつながりや支え合う関係性を十分理解した上で、地域住民の主体性を中心に置き、活動を応援することを基本とする。
- 事業実施後も、地域住民や関係機関等と振り返りや議論を繰り返し行いつつ、事業の実施状況等を定期的に分析・評価し、改善していく必要がある。評価に際しては、例えば、包括的な支援が円滑に提供されているか、一つの相談機関等に過剰な負担が生じていないか、既存の事業の推進を妨げていないか、一体的になされた財政支援が適切に配分されているかなど、幅広い観点について議論を行う。

※市町村がこのようなプロセスを適切に経て、地域住民や関係機関等とともに考え方等を共有し、事業を推進するためには、幅広い関係者をメンバーとする議論を行う場を市町村が設置する仕組みとすべきである。

新たな事業について（イメージ）

○新たな事業を実施する市町村は、地域住民や関係機関等と議論しながら、管轄域内全体で断らない包括的な支援体制を整備する方策を検討する。
○断らない相談支援の機能に繋がった本人・世帯について、複雑・複合的な課題が存在している場合には、新たに整備する多機関協働の中核の機能が複数支援者間を調整するとともに、地域とのつながりを構築する参加支援へのつなぎを行う。
○また、支援ニーズが明らかでない本人・世帯については、断らない相談支援の機能に位置づけるアウトリーチによる支援など継続的につながり続ける伴走の機能により、関係性を保つ。
○これらの機能を地域の実情に応じて整備しつつ、市町村全体でチームによる支援を進め、断らない相談支援体制を構築していく。
○また、地域づくりに向けた支援を行うことにより、地域において、誰もが多様な経路でつながり、参加することのできる環境を広げる。

新たな事業全体

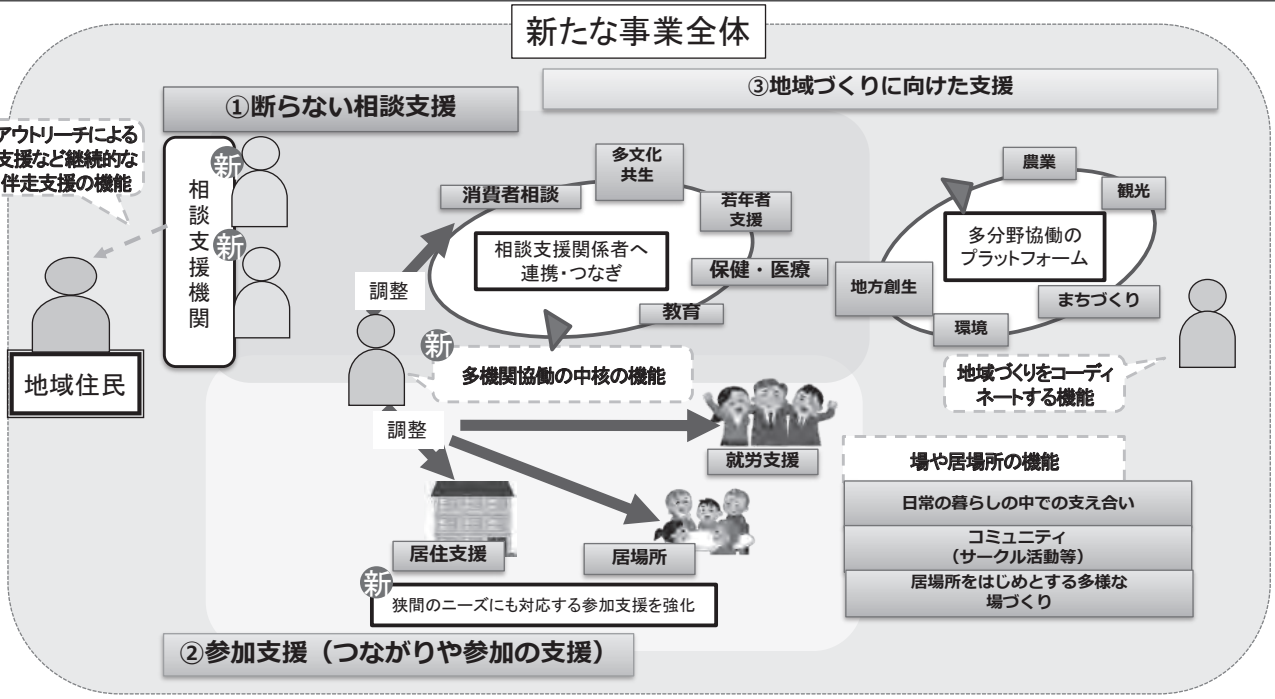

新たな事業の枠組み

◆断らない相談支援
　属性を超えた支援を可能とするため、各制度（高齢、障害、子ども、困窮）の相談支援事業を一体的に行う事業とするとともに、（ア）世帯をとりまく支援関係者間を調整する機能（多機関協働の中核）、（イ）継続的につながり続ける支援を中心的に担う機能（専門職の伴走支援）をそれぞれ強化。

◆参加支援（社会とのつながりや参加の支援）
　属性毎に準備された既存制度の様々な支援メニューを活用するとともに、既存制度に適した支援メニューがない場合、本人のニーズを踏まえ、既存の地域資源の働きかけ、活用方法を広げるなど、本人と地域資源の間を取り持つ総合的な支援機能を確保し、本人・世帯の状態に寄り添って、社会とのつながりを回復する支援を実施。

◆地域づくりに向けた支援
　各制度（高齢、障害、子ども、困窮）の関連事業を一体的に行う事業とし、以下の機能を確保。
　－住民同士が出会い参加することのできる場や居場所の確保
　－ケアし支え合う関係性を広げ、交流・参加・学びの機会を生み出すコーディネート機能

①断らない相談支援

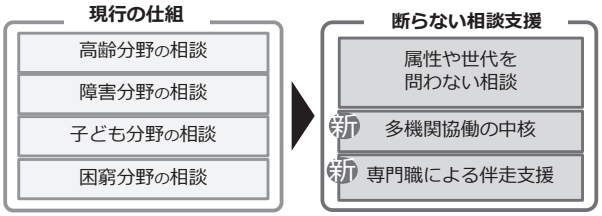

※　各制度の補助等について一体的に執行することにより、市町村における属性を超えた相談支援を促進。

②参加支援（社会とのつながりや参加の支援）

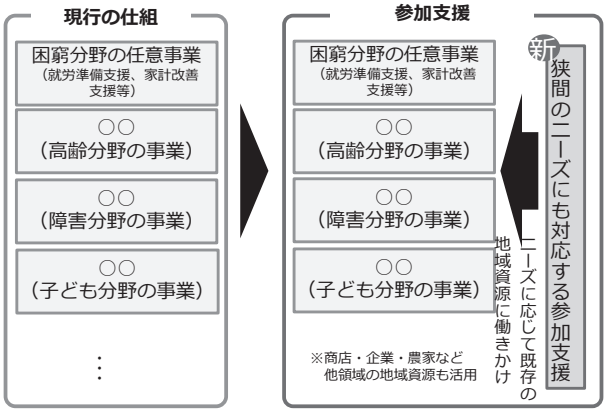

※　地域資源と対象者との間を取り持つ機能を強化し、既存制度では対応できない狭間のニーズに対応。

③地域づくりに向けた支援

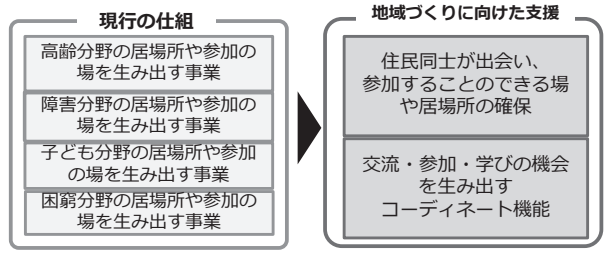

※　各制度の補助等について一体的に執行することにより、市町村における多様な居場所や参加の場の創出等を促進。

現行の各種相談支援事業の財政支援等の状況

	実施主体	事業の性質	国費の性質	負担割合	地方財政法上の負担金への該当	実施自治体数	（センター等）設置箇所数
介護 （地域包括支援センターの運営費）	市町村	義務的実施	義務的経費 （交付金）	国　38．5% 都道府県　19．25% 市町村　19．25% 一号保険料　23%	×	1，741市町村	5，079カ所 （平成30年4月末時点）
障害 （基幹相談支援センター等機能強化事業） ＋ （障害者相談支援事業）	市町村 （複数市町村による共同実施可）	任意的実施 （基幹相談支援センター等の機能を強化する場合に実施）	裁量的経費 （補助金）	国　1／2以内 都道府県　1／4以内 市町村1／4	×	650市町村	719カ所 （平成30年4月時点）
		義務的実施 （障害者相談支援事業）	（交付税）	―	×	1，741市町村	－
子ども （利用者支援事業 基本型・母子保健型）	市町村	・地域子ども・子育て支援事業自体は市町村が行う「ものとする」とされている ・利用者支援事業を含め、実施する事業の組み方については自治体の任意	裁量的経費 （交付金）	国　1／3 都道府県　1／3 市町村　1／3	×	基本型 415市町村 母子保健型 798市町村	基本型 720カ所 母子保健型 1，183カ所 （平成30年度交付決定カ所数）
生活困窮 （生活困窮者自立相談支援事業）	都道府県・市・ 福祉事務所設置町村	義務的実施	義務的経費 （負担金）	国　3／4 実施主体　1／4	○	905自治体 （都道府県・市・福祉事務所設置町村の合計）	1，317機関 （令和元年4月時点）
生活困窮 （一次相談支援事業）	福祉事務所未設置町村	任意的実施	裁量的経費 （補助金）	国　3／4 実施主体　1／4	×	19自治体	19機関 （令和元年4月時点）

現行の各種「地域づくり」関係事業の財政支援等の状況

【コーディネート機能】 …地域資源の強化・開発、マッチング等の活動に対し、人件費や会議体の運営費を補助する事業

【出会い、参加する場・居場所の確保】…通いの場等の住民の自発的活動に対し、賃料や人件費等を補助する事業

		実施主体	事業の性質	国費の性質	負担割合	地方財政法上の負担金への該当	実施自治体数	設置箇所数
介護	生活支援体制整備事業 （生活支援コーディネーター（地域支えあい推進員、協議体の設置））	市町村	義務的実施	義務的経費 （交付金）	国　38．5% 都道府県　19．25% 市町村　19．25% 一号保険料　23%	×	1，741市町村	―
	一般介護予防事業	市町村	義務的実施	義務的経費 （交付金）	国　25% 都道府県　12．5% 市町村　12．5% 一号保険料　23% 二号保険料　27%	×	1，741市町村	―
障害	自立支援協議会 （交付税措置）	都道府県・市町村 （複数市町村による共同実施可）	任意的実施	（交付税）		×	1，715自治体 （1，248協議会） （都道府県・市町村の合計）	―
	地域活動支援センター事業 （基礎的事業・機能強化）	市町村 （複数市町村による共同実施可）	必須事業	機能強化分 （補助金）	国　1／2以内 都道府県　1／4以内 市町村1／4	×	1，027自治体 ※平成29年度実績報告における地活センター機能強化事業実施自治体数	3，038カ所 ※平成29年度社会福祉施設等調査
				基礎的事業分 （交付税）	―	×	1，741自治体	
子ども	地域子育て支援拠点事業	市町村	・地域子ども・子育て支援事業自体は市町村が行う「ものとする」とされている ・地域子育て支援拠点事業含め実施する事業の組み方については自治体の任意	裁量的経費 （交付金）	国　1／3 都道府県　1／3 市町村　1／3	×	237市町村 ※（「地域支援加算」のうち、地域の子育て資源の発掘・育成を行う取組部分）	653カ所 （平成30年度交付決定カ所数）
							477市町村 ※（「地域支援加算」のうち、多様な世代との連携等の取組部分）	1、327カ所 （平成30年度交付決定カ所数）
生活困窮	生活困窮者のための共助の基盤づくり事業	市町村	任意的実施	裁量的経費 （補助金）	国　1／2 市町村　1／2	×	―	―

※　本表における事業の整理は、各事業の主たる機能に着目したもの。各制度のその他の事業の中でも、地域資源の強化・開発等を行うとともに、地域の多様な資源のコーディネートを実施しているものがある。
例）障害者相談支援事業・生活困窮者自立相談支援事業における社会資源の開発等

新たな事業において実施が期待される支援について

家族構成

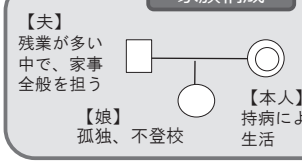

＜本人＞
Aさん(女性)39歳

＜家族構成＞
夫40歳、娘10歳

◆支援のきっかけ

○Aさん(本人)は、持病を抱え入退院を繰り返している。自身の身の回りのことは何とかできるが、家事などは困難である。
○夫(40歳)や娘（10歳）に負担をかけていることを心苦しく思い、病院のソーシャルワーカーに相談したことを契機として、新しい事業における相談窓口の支援員につながる。

＜相談の始まり＞

- 支援員がアウトリーチをしながら、Aさんと面接。課題が以下のとおり明らかになる。
  - ➢ 夫がAさんの看病や家事全般を担い疲れている。
  - ➢ 娘は寂しい思いをしているほか、最近、不登校気味である。
  - ➢ Aさん自身も持病を抱え苦しんでいるが、吐露できる人がおらず辛い。

＜断らない相談支援の効果＞
□ Aさんが一人で抱え込んでいた複合的な課題が、支援員とのやりとりを通じて、解きほぐされ、寄り添った、継続的支援につながる。

＜相談後すぐに行った支援＞

- Aさんの心のケアや夫の看病疲れの軽減のため、短期のレスパイトケアを提案。
- 各種施設を確認したところ、直ぐに入所できるところがなかったため、支援員から依頼を受けた参加支援の役割を担う法人が、地域で一時生活支援事業を行う法人に施設を制度外で利用できるように依頼し、一時的な入所が実現。この際、Aさんの病状管理のため、医療機関とも連携を図り安心して入所できる体制を構築する。

＜参加支援の効果＞
□ 地域の法人に働きかけを行い、既存の施設を活用して、Aさんのレスパイトケアのニーズに対応したスピーディーな支援を実現。

＜その後の経過＞

- Aさん家族が暮らす地域は、以前から、地域住民同士のつながり作りを目的とした、「場」づくりが活発であり、その場においてAさん家族のことや子どもの孤食が話題となり、子どもも気軽に立ち寄れる食堂を作ることとなる。
- 娘も、放課後に当該食堂を利用するようになる。

＜地域づくりに向けた支援の効果＞
□ 地域の中で住民のニーズも踏まえた新たな活動が立ち上がり、支え合いの関係性が作られた。
□ 課題を有する住民の存在を早期に発見する機能が醸成された。

3つの支援を組み合わることによる効果

3つの支援が一体的に実施されることにより、Aさん家族や地域において以下のような相乗的な効果がみられた。

- □ 相談機関はアウトリーチもしながら、世帯全体に関わる複合的な課題を包括的に受け止め、ニーズに対応したスピーディーな支援（参加支援）を提供でき、結果として、**課題が深刻化する前に世帯全体を立て直す見通しを立てる**ことができた。
- □ また、地域づくりに向けた支援を通じて、住民のニーズも踏まえた新たな地域活動が創出され、**Aさん家族の課題も地域で早期に受け止められる**ようになった。

複合的な課題を抱える家族への支援事例

家族構成

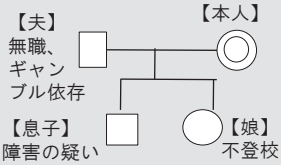

＜本人＞
Bさん(女性)45歳

＜家族構成＞
夫47歳、息子22歳、娘14歳

支援のきっかけ

○ 娘（14歳）が学校を休みがちとなっていたことから、担任教諭が母（本人）に連絡。
○ 担任教諭が母（本人）と面談を行ったところ、「娘の素行が乱れ夜に遊びに出掛けたり、不登校気味であることを心配している。また、夫や息子のことにも悩んでいる。」とのこと。
○ 話しを聞いた担任教諭は、母（本人）の困りごとが多岐にわたるため、どこに相談に行ったら良いか分からず新たな事業の連携担当職員に連絡。

支援内容

＜支援開始＞

■ 連携担当職員（多機関協働の中核の機能）が本人や娘、息子と時間をかけてアセスメントを行い、家族一人一人の課題やニーズを明らかにする。

＜家族が抱える多様な課題を時間をかけて解きほぐす＞

■ 初回の面談では、課題が複合的であるため、本人自身混乱していた。その後、連携担当職員が本人の心の揺らぎに寄り添いながら、時間をかけて家族の状況を丁寧にひも解く中で、下記のような多様な課題が明らかになる。

(本人) 家計を支えるためにパートを掛け持ち、夫への不満が募っている。各種滞納があるものの、家計の状況は把握できていない。
(夫) 飲食店を経営していたが、不況のあおりを受けて倒産し目標を失う。昼から飲酒し、パチンコに通う生活が続いている。
(息子) 高校を卒業後、短い期間に何回も転職を繰り返しており自信を失っている。障害の疑いがある。
(娘) 父親の店の倒産を同級生からからかわれ、現在は不登校気味。生活のリズムが乱れ、授業にもついていけない。
(地域との関係性) 夫が無精ひげを生やして昼からお酒を飲んで歩いたり、夫婦喧嘩が絶えないため、近隣の人から疎まれ地域から孤立。

＜多機関との連携による支援＞

■ 連携担当職員が関係者の総合調整役を担い、学校やハローワーク、自立相談支援機関、地域住民等の関係者が連携を図りながら、家族への個別の支援を行う。

効果

- ➢ **本人に寄り添いながら丁寧に伴走支援をする**ことにより、**世帯全体の複合的な課題を整理することができ、**今後の支援の方向性を具体的に組み立てていけるようになった。
- ➢ 複合的な課題を整理したことにより、今後は適切に**多機関と連携を図り、世帯全体を支援する体制を整えることができるようになった**。

※モデル事業の支援事例を一部参考にして、事例を作成。

ひきこもりの相談支援事例

家族構成

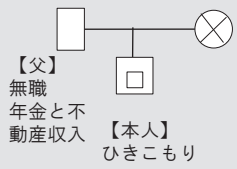

＜本人＞
Aさん(男性)51歳

＜家族構成＞
父79歳

支援のきっかけ

- 地域包括支援センターのケアマネジャーが、新たな事業の連携担当職員に連絡。「父親の担当をしているが、ひきこもっているAさんの存在も気になっている」とのこと。
- ケアマネジャーは、父の体調が悪く近く入院する予定であるため、Aさんのことをどうしたら良いか心配になったとのこと。
- Aさんは無職であるが、父は年金の他に不動産収入があり経済的には困っていない。

支援内容

＜支援開始＞

■ 連携担当職員（多機関協働の中核の機能）が、父と面接。また、ケアマネジャーやヘルパーなどから聞き取りを行い、Aさんの状況確認を行う。多機関の支援員等が集まる会議に諮りAさんや父へのアプローチ方法を検討。
⇒ 自立相談支援機関がAさんの自宅を定期的に訪問しながら、接点を作ることになる。

＜Aさんへの支援＞

■ 最初、自立相談支援機関の支援員は、Aさんと会うことが出来ず、部屋の前に手紙を置いたり、イベントのチラシを置くなどして関わりを継続し、時間をかけて関係性を構築。その後、父親の体調が悪化し、入院することがきっかけとなり、Aさんから自立相談支援機関に連絡が入る。

■ 自立相談支援機関で面接を行ったところ、Aさんは働きたいという希望はあるものの、長くひきこもっていたため自信が持てないとのこと。そこで、就労準備支援事業を利用し、生活の立て直しから始めることとなる。

＜父親の支援（医療ソーシャルワーカーとの連携)＞

■ 父親の退院を見据え、病院の医療ソーシャルワーカーと連携しながら在宅療養の準備を進める。

効果

- 新たな事業の連携担当職員が関わったことにより、**世代や属性が異なる高齢の父とひきこもりのAさんの課題を包括的に受け止められた。**
- ケアマネジャーは、数年前から自室に閉じこもるAさんの存在に気付いていたが、どのように対応したら良いか分からず長期にわたり困っていた。**連携担当職員が関わったことにより、多機関の関係者が連携を図るための総合調整がなされ**Aさんと父親の支援が円滑に進んだ。

※モデル事業の支援事例を一部参考にして、事例を作成。

参加支援の事例

家族構成

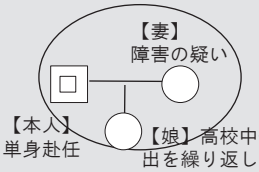

＜本人＞
Cさん(男性)35歳
＜家族構成＞
妻35歳、娘18歳

支援のきっかけ

○ 本人（35歳）は、単身赴任。自宅に残っている家族に以下のような課題があるとのことで、新しい事業の相談窓口を訪れた。
・娘（18歳）は、高校を中退し家出を繰り返している。
・妻（35歳）は障害の疑いがある。娘との関係性が悪化している

課題の整理

＜課題の概要＞

娘	• 高校を中退し、両親との喧嘩が増え、家出を繰り返している。
妻	• 障害の疑いがあり、仕事をしても続かず、落ち込んでいる。 • 娘との関係性が悪化している。
本人	• 単身赴任中のため、週1回程度しか帰省できない。 • 娘を強く叱責してしまい、口を利かなくなっている。

支援の実施

参加支援を担う法人は、多機関協働の中核を担う支援員と連携を図り、本人の状態に寄り添いながら以下のとおり地域の施設や関係者に働きかけるなど、コーディネートを行った。

＜娘＞

- 両親との喧嘩が絶えないため、一定の距離をとる必要があることから、娘の了解の下、多機関協働の中核を担う支援員とも情報共有をしながら、地域のシェルターの空き状況や入居者の年齢層等を調査。その中で娘が安心して暮らせそうな民間のシェルターが見つかったため、そのシェルターに打診し、一時的な受け入れを行ってもらう。

＜妻＞

- 妻は就労意欲が高かったが、その前段階として就労に向けた準備が必要な状況であったため、妻と相談のうえ制度外で短期間のみ就労準備支援事業に通うようになる。
- 同時に、参加支援を担う法人は、妻に合った職場を見つけるため、地域の中小企業を丁寧に回り企業側のニーズも聞きながら企業開拓を行う。その中で妻を受け入れてくれる企業が見つかり、就職が実現する。

効果

- **参加支援を担う法人が、地域の施設や関係者に働きかけて、コーディネート**したことにより、個別性の高い多様なニーズに柔軟に応えることができた。
- **既存の社会資源を最大限に活用した支援**を行ったことにより、支援を通じて地域の社会資源を充実していくことにも寄与した。

地域づくりの事例

新たな事業で実現できること

■ 新たな事業では、既存事業の財源を一体的に交付することにより、市町村の裁量が高まる。例えば、地域食堂やコミュニティカフェなど、**世代や属性を限定しない場や居場所**を**常設型で**設置するとともに、当該居場所を拠点として市町村全域で地域づくりを応援する活動を行う**コーディネーターを複数配置する**ことも可能となる。

常設型の場での取組み例 ※各自治体が関係者と連携し、地域の実情に応じて組み合わせて取組を行うことを想定

■ 気軽に立ち寄り、ただいることができる場として、コミュニティカフェが**多様な人の居場所**になる。
■ 障害者や就労経験のない若者の**はたらく（役割のある）場**になる。
■ コミュニティカフェやフリースペースでの活動の担い手として**アクティブシニアが活躍**
■ フリースペースで、子育て広場(事業)と、ボランティア団体による学習支援が同じ場所・時間で行われることにより、小学生と幼児のきょうだいが**一緒にいられる場**となる。
■ フリースペースを活動の空き時間に地域の団体、個人へ貸し出すことで、**多様な活動を支援**
■ コミュニティカフェへの来訪者と、スペースを利用する老人クラブや子ども会、サークル活動の参加者など、多様な人、活動主体との出会いが生まれ、**学びが促進され**地域でのつながりが広がる。

<コーディネーターによる取り組み>

■ コミュニティカフェに来た人や、活動への参加者との**ふだんの会話から、課題ややりたいこと**を発見し、新たな地域活動の創出につなげる。
■ コーディネーターが複数配置されることにより、**人材育成もしながらチームで活動**でき、**地域の行事や集まり**（地元自治会・まちづくり協議会や商店街の役員会、民生委員・児童委員協議会(民児協)の定例会等）**にも参加**し、**地域活動にかかわる主体の拡大や、しくみづくり、場づくりにつなげる**。
■ 地域のボランティア団体や地域住民、福祉施設職員など専門職、地元商店街との地域福祉座談会を実施し、地域で気になる人や地域生活課題の**情報を把握**する。
■ 多様な担い手による地域での活動への参画や実施を支援
→ コミュニティカフェやフリースペースでの学習支援の運営に、まちづくり協議会・民児協が参画
ボランティア団体の活動場所として、福祉施設の地域交流ルームを紹介
地区社協と協働し、商店街の店舗の空き時間を活用して子ども食堂を開催

場の確保

○ 常設の場として、コミュニティカフェと、事業や活動の場にも使用するフリースペースを設置

◆間取りイメージ

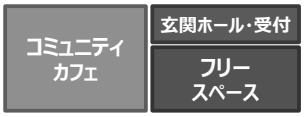

○ 精神保健福祉士1名が専従。（週5日勤務／地域活動支援センター機能を担う）
○ 子育て経験のあるスタッフ２名が週3日勤務
○ 居場所のスタッフ兼コーディネーターとして２名を配置（週５日勤務）
○ 法人事務職員2名がコーディネーターを兼務（週5日勤務）

コーディネーターの配置

※ 既に行われている事例を参考に厚生労働省社会・援護局地域福祉課にて作成。

常設型の居場所の設置を通じ、各取組ごとに確保していた**活動場所が確保しやすく**なるとともに、コーディネーターによる地域支援の取組が強化されることを通じて、**既存の地域活動が強化**されるとともに、**多様な活動が新たに生まれやすく**なる。

地域づくりの事例②

新たな事業で実現できること

■ 新たな事業では、既存事業の財源を一体的に交付することにより、市町村の裁量が高まる。
■ 住民に身近な地域を圏域として地域づくりを行うコーディネーターと連携して既存の取り組みの充実を図り、複数分野の事業・活動を一体的に実施することが可能となる。

複数分野の事業・活動を一体的に実施する取組み例

※ 既に行われている事例を参考に厚生労働省社会・援護局地域福祉課にて作成。

特定分野の活動の場を拠点として、コーディネーターが関わり活動内容、主体が広がる例

○ 地域子育て支援拠点事業が行われている子育てひろばに高齢者が参加し、育児の先輩として子育て世代と交流。
○ 拠点職員と兼務するコーディネーターがボランティア講座などの多様な活動・イベントを拠点で実施。
○ 講座参加者やボランティアの活動機会の拡大を図り、以前に支援拠点に通っていた学齢期になった親子や在宅高齢者とのつながりから、月に１回の地域食堂などが行われるなど、子育てひろばや地域での活動が拡充する。

プラットフォームでの話し合いの中から、新たな活動が生まれる例

○ 新たな事業で創設する多分野のメンバーが参画するプラットフォームにおいて、地域活動支援センターの事業拠点が老朽化し移転を検討中だが、移転先が見つからないという話題が出る。
○ プラットフォームに参画する商工会の仲介により、地域にある空き店舗が借りられることとなり、地域活動支援センターを移転。余裕スペースは地域交流スペースとして、センター事業以外の活動にも使える場として設置。
○ 地域活動支援センターで就労に向けた講座を行う際、地域の企業が講師となった講座（パソコン教室等）も行われると共に、対象を障害者に限らず開催し、就労経験のない若者も参加。
○ 地域交流スペースで民児協と地区社協による子育てサロンや、ふれあい喫茶等が行われ、多様な住民が出入りする出会いの場となる。

自主的な取り組みにコーディネーターが関わることにより、活動の継続性が高まったり活動が増える例

○ 住民ボランティアが中心となって、診療所の空き部屋を使った月2回のサロンを実施。
○ コーディネーターが地域まちづくり協議会のメンバーから「何か活動に取り組みたい」との声を聞き、サロン活動のリーダーにつなげ、関わる住民が増える。
○ 医師の助言を受けたサロン参加者から、健康づくりにつながることもやれないかとの声があがり、コーディネーターがおすすめの活動メニューを紹介し、サロンを行っていない週にもサロン＋ウォーキングを行うこととし、毎週の活動に発展。
○ コーディネーターが他地区に住むボランティア講座修了生に、活動を紹介したところ同じ取り組みをしてみたいとの声があり、地域の空き家を活用し、サロン活動が始まる。

地域共生に資する取組の促進
～多様な担い手の参画による地域共生に資する地域活動の普及促進～

1．概要

○地域における重層的なセーフティネットを確保していく観点から、住民をはじめ多様な主体の参画による地域共生に資する地域活動を普及・促進。
○地域共生に資する地域活動の多様性を踏まえ、住民などの自主性や創意工夫が最大限活かされるよう、画一的な基準は設けず、各主体に対し積極的な活動への参画を促す方策など環境整備を推進。

2．考えられる取組

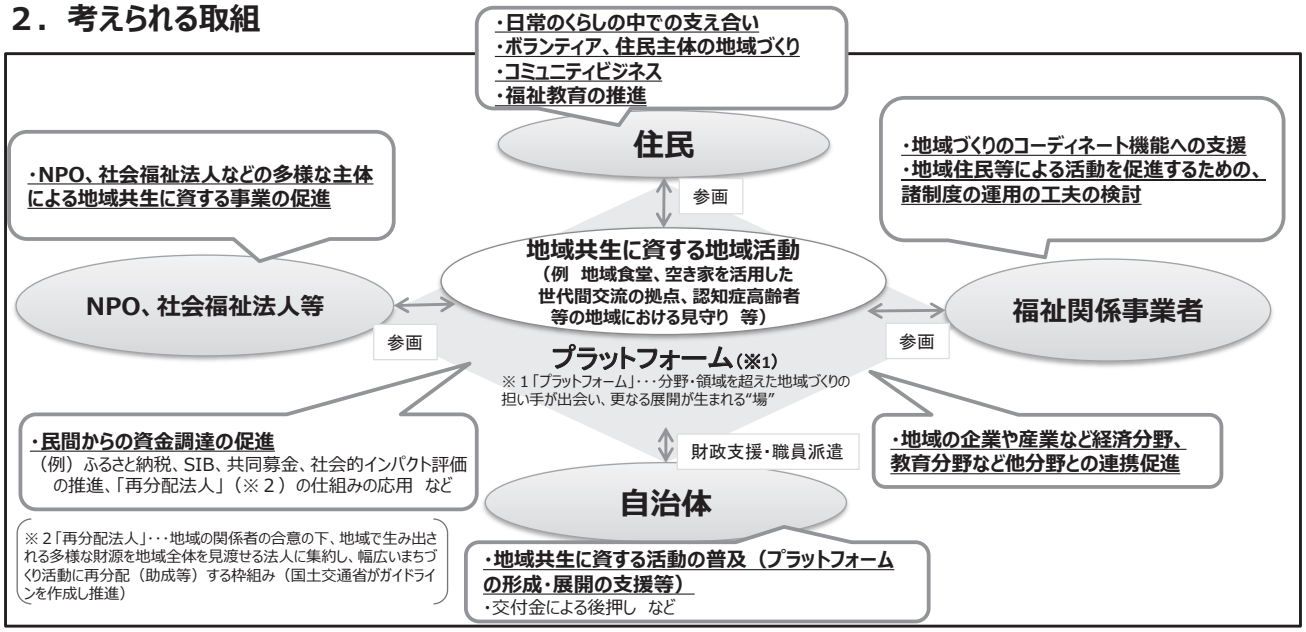

多様な主体による地域活動の展開における出会い・学びのプラットフォーム

- 地域の実践をみると、「自らの地域で活躍したい」や「地域を元気にしたい」といった自己実現や地域活性化に向けた願いのもと始まったまちづくり活動が、地域の様々な主体との交わりを深め、学ぶ中で、福祉（他者の幸せ）へのまなざしを得ていくダイナミズムがみえてきた。
- そして福祉分野の個別支援をきっかけとする地域づくりの実践に関しては、個人を地域につなげるための地域づくりから、地域における課題へ一般化し、地域住民を中心とした地域づくりに開いていくことで持続性を得ていく過程が見られている。
- 一見質の異なる活動同士も、活動が変化する中で“個人”や“くらし”が関心の中心となった時に、活動同士が出会い、お互いから学び、多様な化学反応を起こす。そこから生まれた新たな活動が地域の新たな個性となり、地方創生につながることもある。
- このような化学反応はさまざまな実践においてみられており、今後の政策の視点として、地域において多様な主体が出会い学びあう「プラットフォーム」をいかに作り出すか、という検討を行っていくことが求められている。

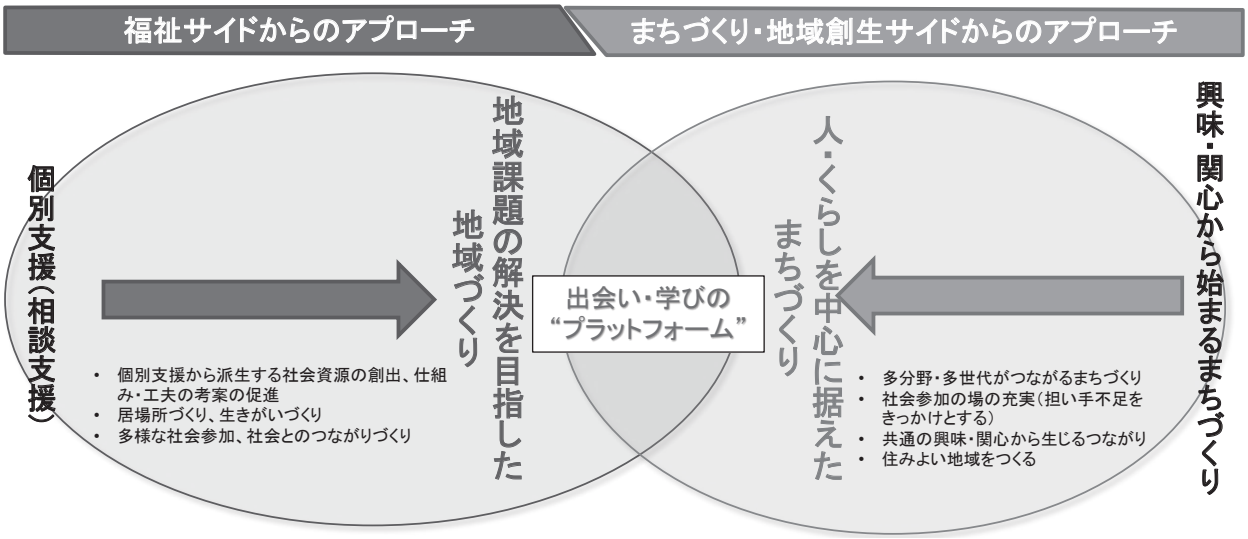

関連資料

地域共生社会とは

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

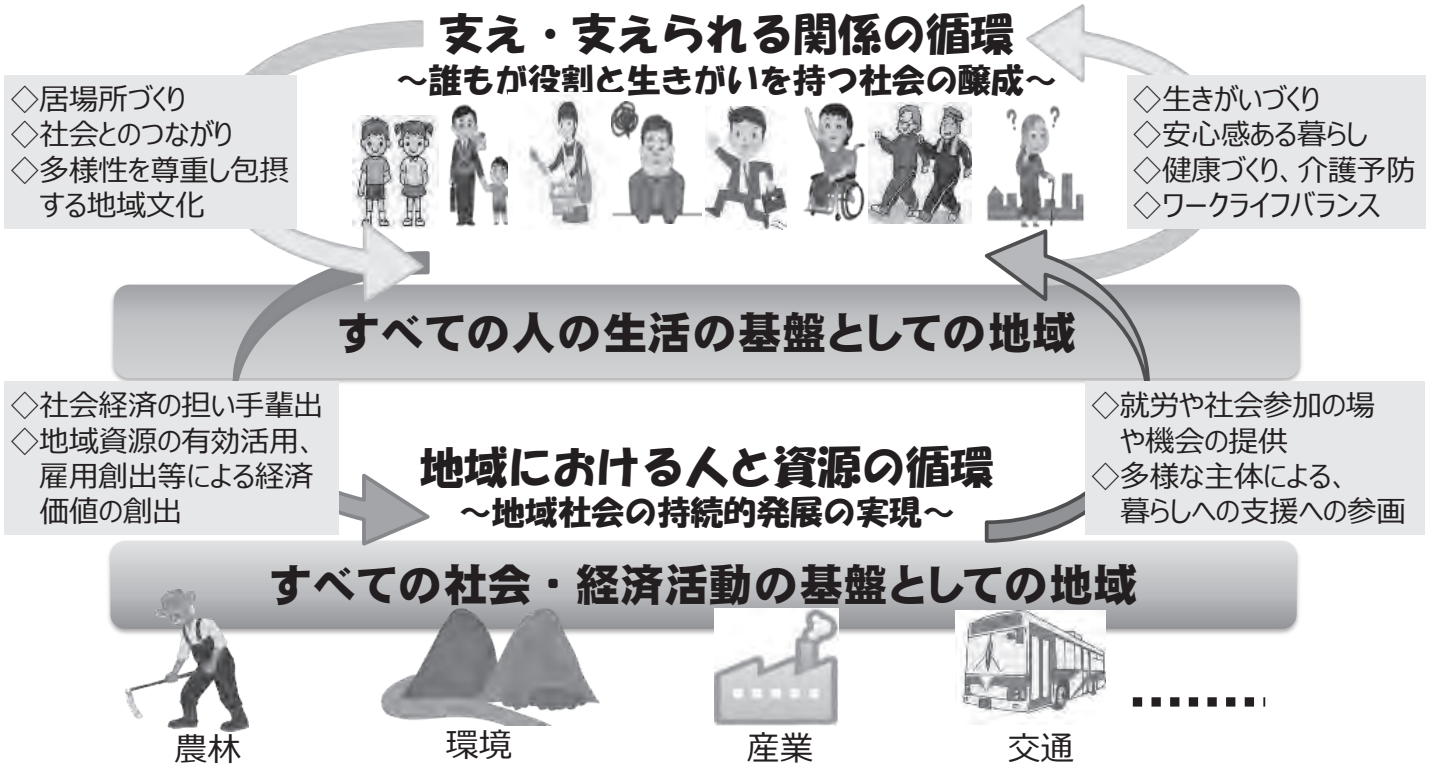

「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりに関するこれまでの経緯

平成27年9月　**「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」（「新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討PT」報告）**

多機関の協働による包括的支援体制構築事業（平成28年度予算）

平成28年6月　**「ニッポン一億総活躍プラン」（閣議決定）に地域共生社会の実現が盛り込まれる**

7月　「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置

10月　地域力強化検討会（地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会）の設置

12月　地域力強化検討会　中間とりまとめ

「我が事・丸ごと」の地域づくりの強化に向けたモデル事業（平成29年度予算）

平成29年2月　**社会福祉法改正案（地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案）を国会に提出**

「「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）」を「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部で決定

5月　社会福祉法改正案の可決・成立　→　6月　改正社会福祉法の公布

※　改正法の附則において、「公布後3年を目処として、市町村における包括的な支援体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」と規定。

9月　地域力強化検討会　最終とりまとめ

12月　「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」の策定・公表及び関連通知の発出

平成30年4月　**改正社会福祉法の施行**

令和元年5月　**地域共生社会推進検討会（地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会）の設置**

7月　**地域共生社会推進検討会　中間とりまとめ**

改正社会福祉法の概要

（地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による改正）

「地域共生社会」の実現に向けた地域づくり・包括的な支援体制の整備

1．地域福祉推進の理念を規定

地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による①把握及び②関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨を明記。

2．この理念を実現するため、市町村が以下の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定

○　地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備

○　住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制（＊）

（＊）例えば、地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、ＮＰＯ法人等

○　主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制

3．地域福祉計画の充実

○　市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づける。（都道府県が策定する地域福祉支援計画についても同様。）

※　附則において、法律の公布後3年を目途として、2の体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる旨を規定。

※　2017年（平成29年）6月2日公布。2018年（平成30年）4月1日施行。

「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりの強化のための取組の推進

平成31年度予算　２８億円（200自治体）
平成30年度予算　２６億円（150自治体）
平成29年度予算　２０億円（100自治体）

住民に身近な圏域

（１）地域力強化推進事業（補助率3/4）

○　住民の身近な圏域において、住民が主体的に地域課題を把握し、解決を試みることができる体制を構築することを支援する。

ご近所、自治会　地区社協　社会福祉法人、NPO　企業、商店

住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制

様々な課題を抱える住民（生活困窮、障害、認知症等）

民生委員・児童委員　ボランティア、学校、PTA、老人クラブ、子ども会

地域における他分野
まちおこし、産業、農林水産、土木、防犯・防災、環境、社会教育、交通、都市計画

住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりを支援

[1] **地域福祉を推進するために必要な環境の整備（他人事を「我が事」に変えていくような働きかけ）**

[2] **地域の課題を包括的に受け止める場**（※）
※　地域住民ボランティア、地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等

○　市町村レベルにおいて「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりに係る普及啓発の取組や、都道府県による市町村における地域づくりへの支援を実施する。

ニッポン一億総活躍プラン
（H28.6.2閣議決定）

小中学校区等の住民に身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりの支援。

市町村域等

（２）多機関の協働による包括的支援体制構築事業（補助率3/4）

○　複合化・複雑化した課題に的確に対応するために、各制度ごとの相談支援機関を総合的にコーディネートするため、相談支援包括化推進員を配置し、チームとして包括的・総合的な相談体制を構築する。

相談支援包括化推進員
世帯全体の課題を的確に把握
多職種・多機関のﾈｯﾄﾜｰｸ化の推進
相談支援包括化推進会議の開催等

世帯全体の複合化・複雑化した課題を受け止める、市町村における総合的な相談支援体制作りの推進。

[3]

雇用、就労関係　高齢関係　住まい関係　教育関係　保健関係
多文化共生関係　**総合的な相談支援体制作り**　障害関係
自殺対策関係　司法関係　児童関係　家計支援関係　医療関係

＋ **新たな社会資源の創出**
地域に不足する資源の検討

秋田県小坂町の例（総合相談窓口を設置）

- 地域包括支援センター（介護）をベースとして、障害、母子保健・成人保健の機能を統合し、多世代型地域包括支援センター（「まるねっと」）を設置し、住民からの様々な相談にワンストップで対応する体制を整備。
- 地域包括支援センターのブランチ、多世代交流拠点、社会福祉協議会等に相談員を配置し、町内の様々な場所で相談を受け付け、「まるねっと」が集約して対応。

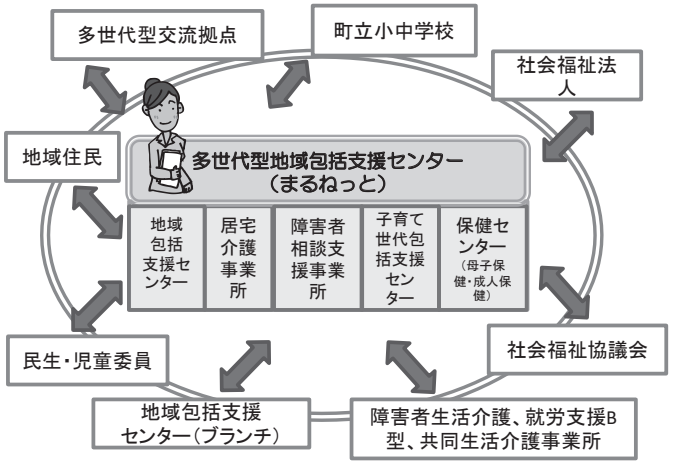

三重県名張市の例（複数の連携担当職員を配置）

- 複雑・複合化した事例に対応する連携担当職員（「エリアディレクター」）を複数部署（※）に配置し、多機関協働の取組を進めることで、エリアネットワークを強化し、地域の課題解決能力を向上。
  ※地域包括支援センター、生活困窮、児童、障害、教育委員会
- 「地域づくり組織」を基盤として、地域における支えあい活動など地域の自主的な活動を推進

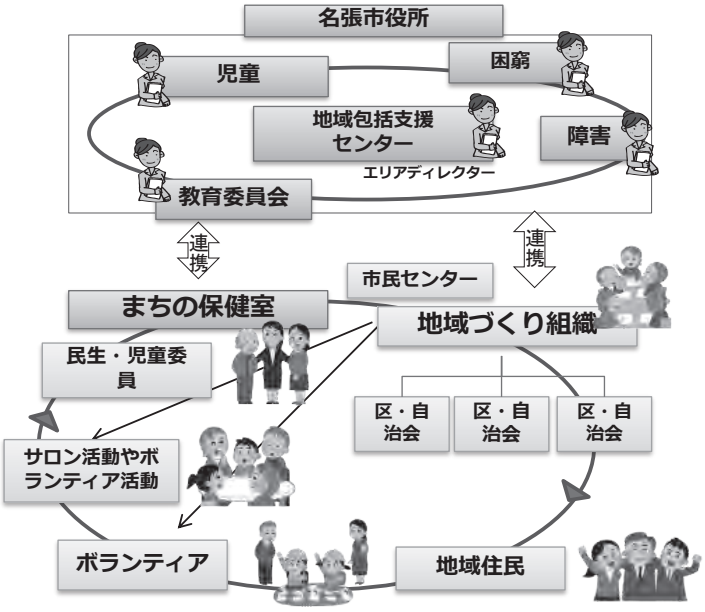

相談支援等の事業の一体的実施に当たっての課題（自治体職員へのヒアリング結果）

A町	• 直営の地域包括支援センターで、総合的な相談対応を含め、業務量を按分して費用を支出。 • 正職員のうち、保健センターや地域支援事業（介護予防事業）を担当する保健師は地方交付税、その他の正職員は単費で対応。 **⇒会計検査において、地域支援事業（包括的支援事業）とその他の事業を明確に分けているかとの質問があったことから、毎月の業務実績に応じて業務量と財源を按分。**
B市	• 市内3ヶ所のうち1ヶ所の地域包括支援センター（委託型）を高齢・障害・生活困窮等を対象とした共生型で運営。 • 共生型にするにあたり、地域包括支援センターの職員に高齢者以外の相談対応に要する時間を計るため、2ヶ月間タイムスタディ調査を実施。高齢者以外の相談に要する費用を一般会計（多機関の協働による包括的支援体制構築事業の補助金）から支出。 **⇒介護保険特別会計と一般会計から費用を支出しているため、按分に関する事務的な負担がある。また、共生型の相談体制を進める上で、各分野の交付金が分かれているために実績報告の事務処理や情報共有が所管課をまたぐ状況となっており煩雑さが見られる。**
C市	• 市役所内に全世代対象型の「福祉総合相談課」を開設。地域包括支援センターの機能を内包しており、同センターに位置づけられた職員が高齢者以外の相談対応も実施。 **⇒会計検査により、「国からの交付金は、65歳以上の高齢者を対象とした地域包括支援センターとしての業務に対してのみ支給されるものであり、交付金の対象になっている職員については、地域包括支援センター以外の業務に従事させてはならない」と指摘を受けたため、現在は各種相談支援機関の機能を明確に分ける体制に変更。**

「地域づくりに資する事業の一体的な実施について」

（平成29年3月31日　健康局健康課長、雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局地域福祉課長、障害保健福祉部企画課長、老健局振興課長　連名通知）

1 地域づくりに資する事業の一体的実施について

○　市区町村は、地域づくりに資する事業について、事業の効果、効率性や対象者の生活の質を高めるために、複数の事業を連携して一体的に実施できる。

- 介護保険制度の地域支援事業
- 障害者総合支援制度の地域生活支援事業
- 子ども・子育て支援制度の地域子育て支援拠点事業
- 健康増進事業
- その他の国庫補助事業
- 市区町村の単独事業

2 費用の計上について

○　市区町村が地域づくりに資する事業のうち、複数のものを連携して一体的に実施する場合は、その実施に要する総費用を事業間で合理的な方法により按分できる。

○　その方法は、国が例示するもののほか、市区町村の実情に応じて設定できる。

地域共生・地域の支え合いの実現に向けて

● 人びとの暮らしや地域のあり方が多様化している中、地域に生きる一人ひとりが尊重され、多様な経路で社会とつながり参画することで、その生きる力や可能性を最大限に発揮できる「地域共生社会」の実現を目指す。

● 2040年には、人口減少・少子高齢化がさらに進展し、単身世帯が4割、就職氷河期世代の高齢化等の状況にも直面。地縁・血縁による助け合い機能が低下する中、従来のタテワリの制度では複合化・複雑化した生活課題への対応が困難となる。このため、①**丸ごと相談（断らない相談）の実現**、②**地域共生に資する取組の促進**、③**高齢者も障害者も利用できるサービスの推進**について検討を行う。

Ⅰ 丸ごと相談（断らない相談）の実現

◆ 8050問題など、世帯の複合的なニーズやライフステージの変化に柔軟に対応できるよう、新たな制度の創設を含め、包括的な支援体制の構築に向けた方策を検討（制度別に設けられている各種支援の一体的実施）

・「断らない」相談支援
・多様で継続的な「出口支援」（社会参加・就労支援、居住支援など）
・地域における伴走体制の確保

※あわせて、就職氷河期世代等への支援の強化を検討
・生活困窮者への就労準備支援事業等の全対象自治体での実施の促進
・地域におけるひきこもり支援の強化

Ⅱ 地域共生に資する取組の促進

◆ 地域住民をはじめとする多様な主体がつながり、活動する地域共生の取組の促進

・地域活動が生じるプラットフォームの形成・展開の支援等
・民間からの資金調達の促進
・NPO、社会福祉法人等の多様な主体による事業の促進
・地方創生施策、住宅セーフティネット制度との更なる連携や農福連携の一層の推進など他省庁との連携策を促進

Ⅲ 高齢者も障害者も利用できるサービスの推進

◆ 高齢者も障害者も利用できるサービスの推進

・介護分野・障害分野の実態を踏まえた社会参加や就労的活動を含むサービス・支援

包括的な支援体制の整備例（１）①

■ モデル事業においては、「まるごと相談窓口」として分野を包括した専門職による相談支援窓口や、住民に身近な地域で相談を受けとめる窓口が配置されている。

■ モデル事業における包括的な支援を実現するための体制については、相談窓口の配置、専門職の配置、またそれぞれの機関、人がカバーする圏域の範囲など、具体的な整備のあり方は多様であり、自治体の人口規模や広さ、地域資源の状況等に応じて創意工夫しながら取り組んでいる。

			三重県 名張市	福井県　坂井市	茨城県東海村	愛知県 豊田市
人口			78,553人	91,638人	37,611人	425,340人
面積			129.77㎢	209.67㎢	38.00㎢	918.32 ㎢
小／中学校数			14校／5校	19校／5校	6校／2校	77校／28校
地域力強化の体制	環境整備、体制の構築		まちづくり協議会（小学校区）で、一括交付金を活用し、地区ごとに創意工夫をして事業実施	「ふくしの会」が主体的に課題を把握して課題解決を試みる体制となるよう市と社協が協働して後方支援を実施。 ※37地区のうちモデル4地区で実施。	第2層協議体（小学校区）または第3層協議体（自治会単位）・地区社協ごとの「ふれあい協力員」	社協ＣＳＷと地域包括支援センター、障害者相談支援事業所が連携し、地域づくりの調整機能を担う。
	住民に身近な相談窓口	開設場所	15か所（まちの保健室） ※ 地域包括支援センターのブランチ	市社協、市役所、地域包括支援センター、障がい者相談事業所	ふれあい協力員の見守り活動、サロン・食事会等を活用したニーズ収集	健康と福祉の相談窓口（4～5中学校区ごとの地区） ※現時点ではモデル2地区に設置するとともに、市役所所在地区は、本庁・社協本部として設置
		対応者	市職員	社協職員、市職員、地域包括支援センターや障がい相談事業所	ふれあい協力員、村社協コミュニティワーカー	市職員、市社協職員

包括的な支援体制の整備例（１）②

			三重県･名張市	福井県･坂井市	茨城県東海村	愛知県･豊田市
多機関協働の体制	相談支援包括化推進員の配置 ※いずれも財源は混在		５名 市役所の各課・相談窓口にエリアディレクター（相談支援包括化推進員）を配置。	２名 （専任／市職員）	２名（正規職員１名、臨時職員１名）	23名　（市職員15名[事務職、事務職有福祉資格者、保健師が兼務]、市社協職員８名[有福祉資格者がCSW･困窮相談支援員と兼務]） 市内支所に配置
	包括化推進員の役割		所属する各相談支援機関の相談ケースを担当しつつ、他部課・機関との連携を調整	・各相談支援機関からの複合課題事例について多機関での情報共有・支援方針の決定の支援を行う。 ・各相談支援機関や市各課の連携方法について調整を図る。	生活支援コーディネーターとの連携により、地域をフィールドとして、子ども、高齢者、生活困窮者など縦割りを排した支援対象者の把握を行う	所属する機関で相談ケースを担当しつつ、必要に応じて複合課題事例について他機関とのつなぎ・連携を行う。
	包括化推進会議		ケース検討：随時 ネットワーク構築：２か月に１回程度	ケース検討：定例(月２回) ネットワーク構築：３か月に１回程度	ケース検討：月１回 事例検討　年３回以上 ネットワーク構築：２か月に１回程度 （協議体も兼ねる）	ケース検討：随時 地域ケア会議等も活用 ネットワーク構築：２か月に１回程度
	相談を受け止める機能	総合相談窓口	ー	市役所福祉総合相談室、各市民窓口担当課、市社協、地域包括支援センター、障がい相談事業所	社協･総合相談窓口	上記と同列で設置。(市役所福祉総合相談課、市福祉センター(市社協)、コミュニティセンター)
		対応者	ー	上記各機関の職員	社協職員(CSW)	市職員、市社協職員

包括的な支援体制の整備例（三重県名張市）

○ 地域における支え合い活動や教育との連携など、地域の自主的な活動を支援するため、「地域づくり組織」を基盤とした各施策を推進。
○ 身近な距離で分野を超えた総合相談を行い、地域をバックアップする「まちの保健室」の整備と体制強化。
○ 「エリアディレクター」による多機関協働の取組で、エリアネットワークを強化し、地域の課題解決能力を向上。

★エリアディレクターの業務

地域づくり組織、まちの保健室と協力し、把握した個別のケースについては、高齢、障害、児童、困窮、教育の各分野で任命された５名のエリアディレクターが支援を組み立て、エリア会議を通じて関係者（関係機関）の連携調整を行う。
縦割りの関係者から一歩踏み出した支援を引き出し、それらを積み重ね、地域の課題解決能力を高める。（1+1を3にしていく）

名張市地域福祉教育総合支援システム ～ 地域まるごと福祉･教育構想 ～

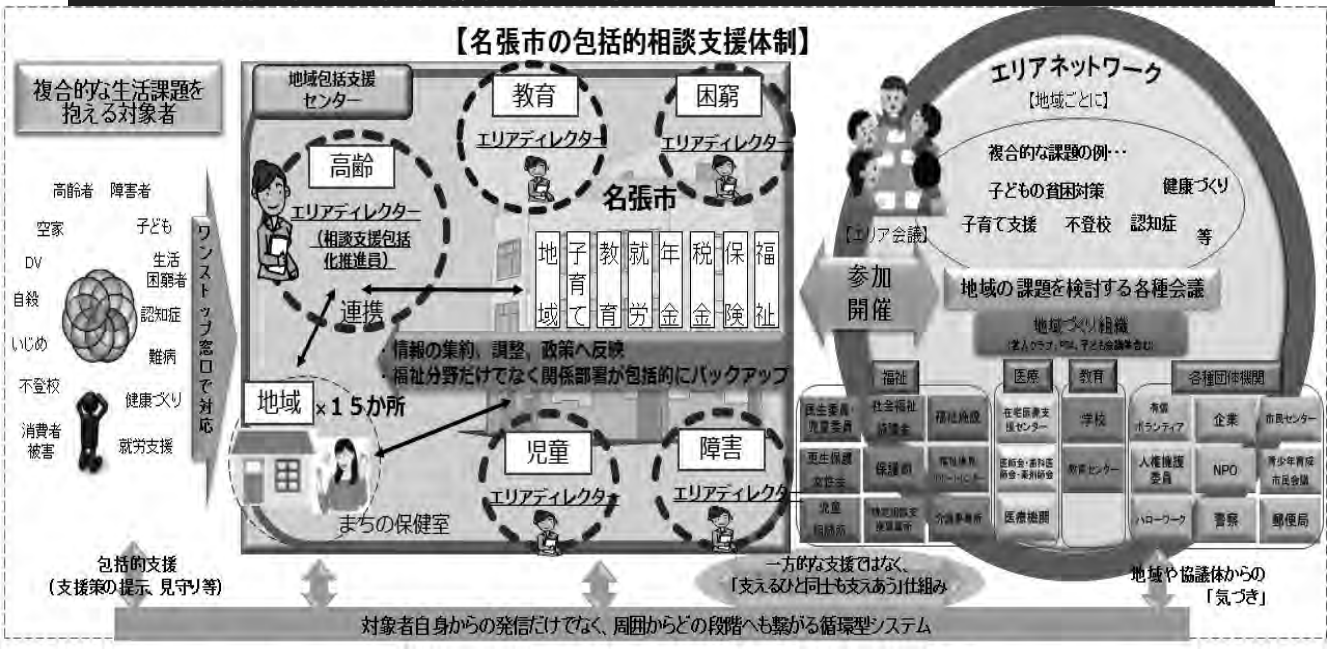

包括的な支援体制の整備例（福井県坂井市）

■ 各分野毎の相談窓口において、本人・その世帯を「丸ごと」受け止めることのできる相談支援体制の構築

○ 「個別会議」で複雑、複合的な各分野毎の相談窓口においては対応が困難な事案に関しては、分野横断の支援関係機関が集まり、情報共有及びアセスメント、支援方針を協議する。その調整役として市役所内に「相談包括化推進員」を配置。

○ 分野横断で複合課題の支援について検討できるようよう、相談支援方法や関係機関間の連携方法、地域課題について検討を図る（相談支援包括化推進会議）。

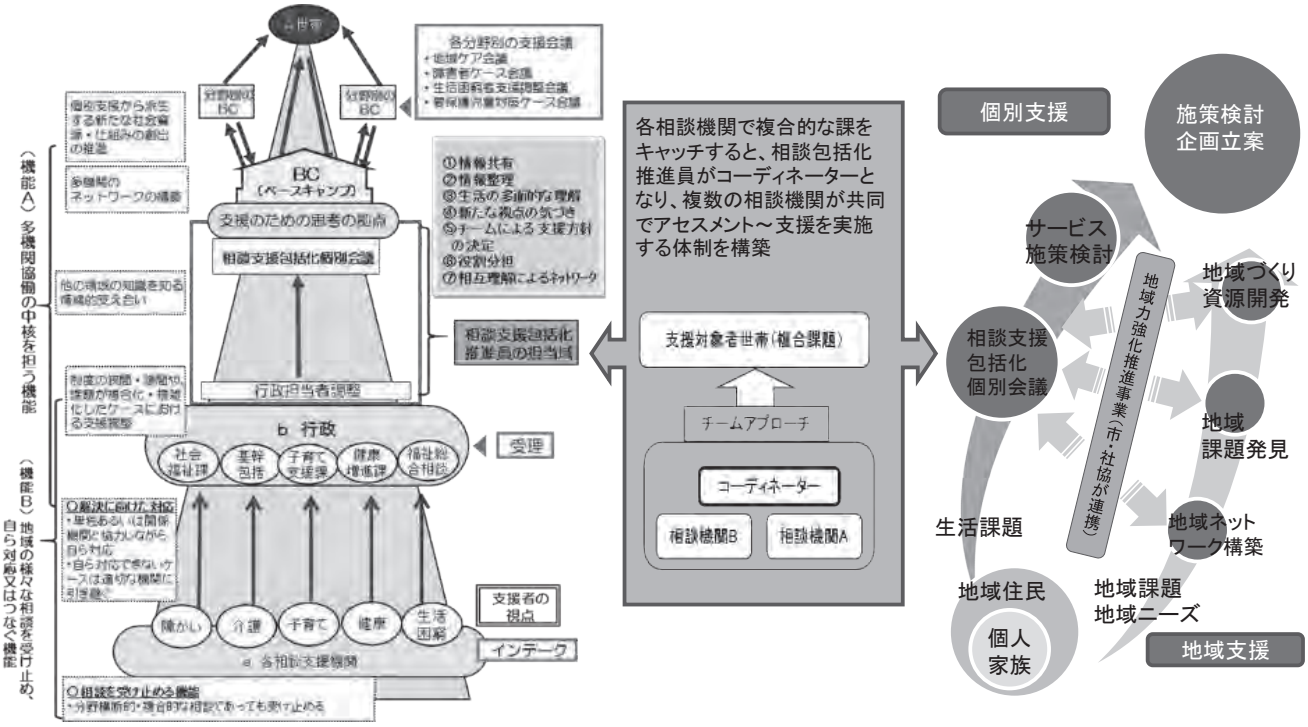

包括的な支援体制の整備例（茨城県東海村）

○さまざまな生活課題を抱える住民を地域で早期発見し，専門職と連携・協働しながら，地域の中で支え合える仕組みを構築。

○ 課題が複合化しているなど地域での支え合いの中では解決が困難な場合、適切に専門機関につながり解決に向かうよう、専門職同士の強固なネットワークを構築する。特に、行政各課を含む専門職は、“待ち”の姿勢ではなく、自ら積極的に支援が必要な方にアプローチするアウトリーチの姿勢で対応。

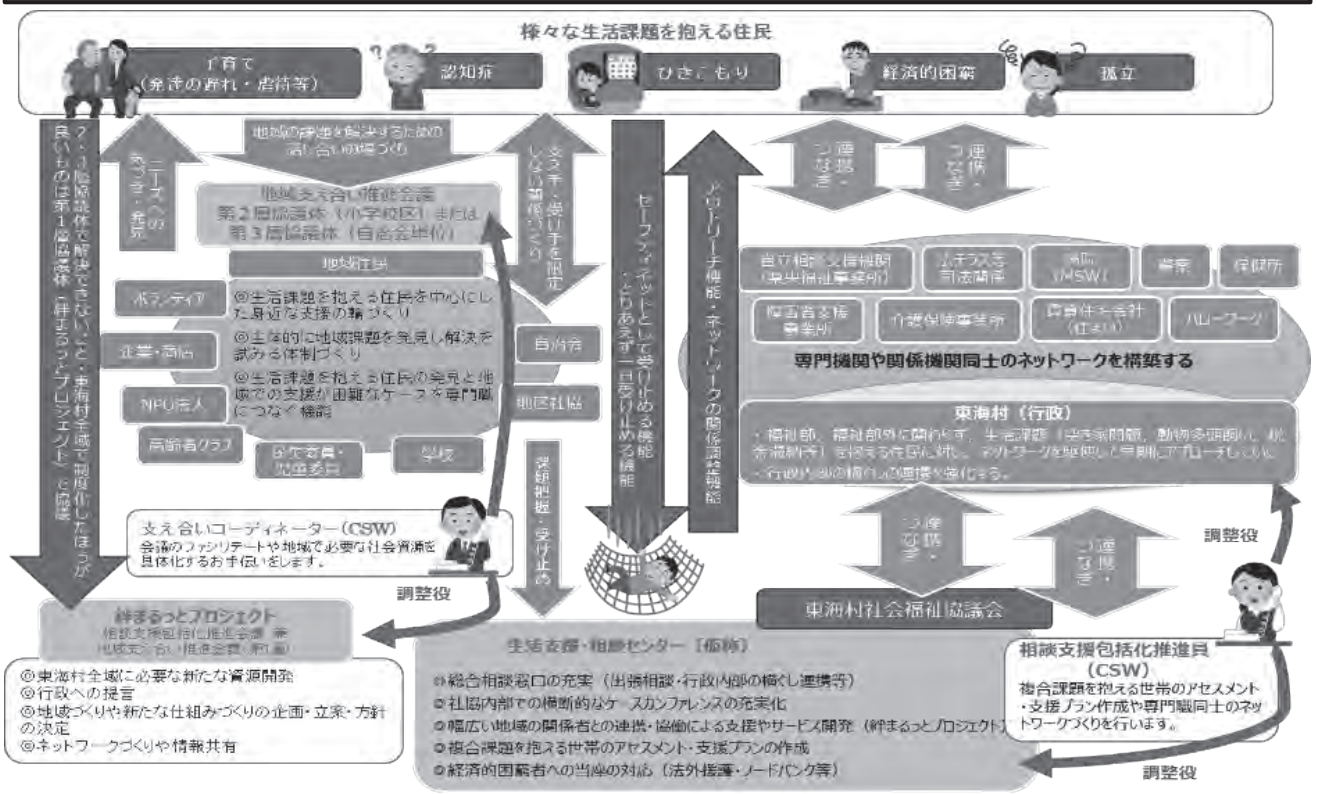

包括的な支援体制の整備例（愛知県豊田市）

■　「個別支援」と「支え合いの地域づくり」を連動させた包括支援を身近な地域で展開

○「個別支援」においては既存制度・サービスだけでは住民の「福祉・健康ニーズ」の解決に至らないことも多いため、「支え合いの地域づくり」から生み出されるインフォーマルサービスの活用とそれを生み出す動きが一連で行われるしくみの構築を進める。

○「個別支援」が地域の課題解決の経験として蓄積され、その実態を踏まえた「支え合いの地域づくり」を行うことで、同様・類似した課題を持つ地域住民を支える仕組みに還元される。個別支援を担う専門機関が各専門分野を活かしつつ連携して地域づくりの支援も担うことで、連動性を高めている。

個別支援　←連動した実施→　**支え合いの地域づくり**

コミュニティセンター配置の「福祉総合相談課」と「ＣＳＷ(社協)」が共働して、相談受付からアセスメント、支援のコーディネートを実施するとともに、「ＣＳＷ(社協)」が中心となり、既存制度・サービスに留まらない地域住民に寄り添った「包括支援」の提供を行う。

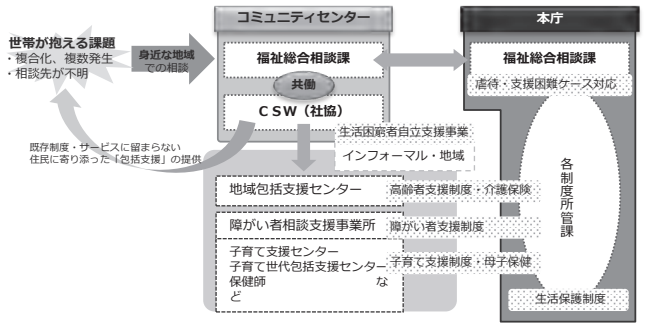

	配置	役割
福祉総合相談課	本庁	○虐待・支援困難ケースへの対応 ○地域密着型包括支援体制の全体管理 ○全市的な施策展開の検討
	コミセン	○ファーストインテーク（相談窓口・アウトリーチ） ○アセスメント、既存制度へのつなぎ・紹介 ○ＣＳＷの後方支援（既存制度間の調整・コーディネートなど）
ＣＳＷ（社協）	コミセン	○ファーストインテーク（相談窓口・アウトリーチ） ○アセスメント、支援機関のコーディネート、支援プラン作成 ○生活困窮者自立支援事業及び制度の狭間部分の直接支援実施
地域包括支援センター	中学校区	○体制構築後の支援における主導（高齢者支援中心のケース）
障がい者相談支援事業所	ブロック	○体制構築後の支援における主導（障がい者支援中心のケース）
子育て支援センター 子育て世代包括支援ｾﾝﾀｰ 保健師	各地域 本庁 拠点支所	○体制構築後の支援における主導（子育て支援中心のケース） ○母子保健や健康診断等を通じた定期的な面談・訪問

「ＣＳＷ(社協)」と「地域包括支援センター」、「障がい者相談支援事業所」が連携し「支え合いの地域づくり調整機能」を担い、「福祉総合相談課」の後方支援を受けながら、住民活動を推進して「支え合いの地域づくり」を展開するとともに、必要に応じて施策立案・全市展開までつなげる。

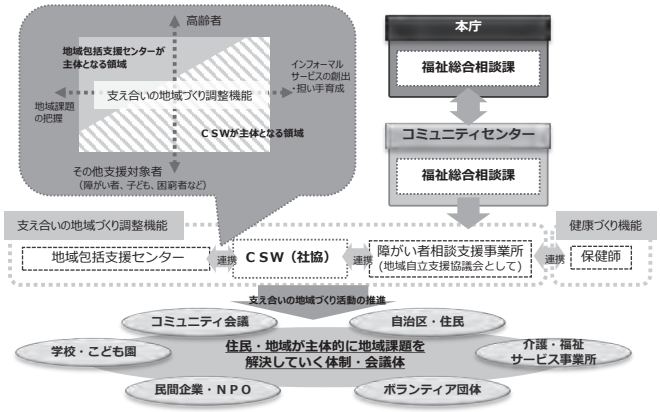

	配置	役割
福祉総合相談課	本庁	○地域の実情を踏まえ、全市的に支え合いの地域づくりを促進するための取組（研修実施・施策立案など）
	コミセン	○地域づくりの後方支援（データ提供、意識の醸成など）
ＣＳＷ（社協）	コミセン	○全世代支援に向けた既存会議体との調整・既存取組の拡大支援 ○全世代支援・世帯の視点からの地域課題・地域資源の把握 ○インフォーマルサービスの創出や担い手育成に関する主導
地域包括支援センター	中学校区	○地域ケア会議の開催調整・運営 ○高齢者支援の視点からの地域課題・地域資源の把握 ○高齢者支援におけるインフォーマルサービス活用の検討
障がい者相談支援事業所	ブロック	○地域自立支援協議会の取組と地域活動との連携調整 ○障がい者支援の視点からの地域課題・地域資源の把握 ○障がい者支援におけるインフォーマルサービス活用の検討

コミュニティソーシャルワーカーが支える住民主体の地域活動（大阪府豊中市）

自治体概要※
人口 398,479
面積 36.60㎢
小学校数＊41
中学校数＊18
※2019年4月1日現在
＊市立のみ

- 小学校区ごとに設置した「校区福祉委員会」（地域住民が活動の中心）において、ごみ屋敷など、なんでも相談を通じて把握した課題を地域住民とともに解決を図る。
- 社会福祉協議会（生活困窮者自立支援制度の自立相談支援の委託も受ける）のCSW（コミュニティソーシャルワーカー）が、専門的観点からサポート。

住民に身近な地域での取組

◎校区福祉委員会

- 小学校区ごとに設置された自主ボランティア組織
- 校区内の福祉問題を解決するために、地域の各種組織の協力を得て活動
- 配食サービス、ミニデイサービス、サロン事業、ボランティアの育成・登録等を実施

◎豊中あぐり（新たな担い手の育成）

- 都市型農園を拠点に、人の交流と社会参加を促進（中高年男性中心）し、地域福祉の担い手づくりを目指す

豊中あぐり

◎福祉なんでも相談窓口（地域福祉の活動拠点）

- ボランティア（校区福祉委員、民生・児童委員）がどのような相談でも受け止める。

◎CSW（コミュニティソーシャルワーカー）

- 市社会福祉協議会のCSWが専門的観点から住民活動をサポート
- 住民と協働しながら、地域のニーズを把握
- 必要に応じて、関係機関や広域のネットワーク会議等につなぐ

住民・専門職によるアウトリーチ（ローラー作戦）

市レベルでの取組

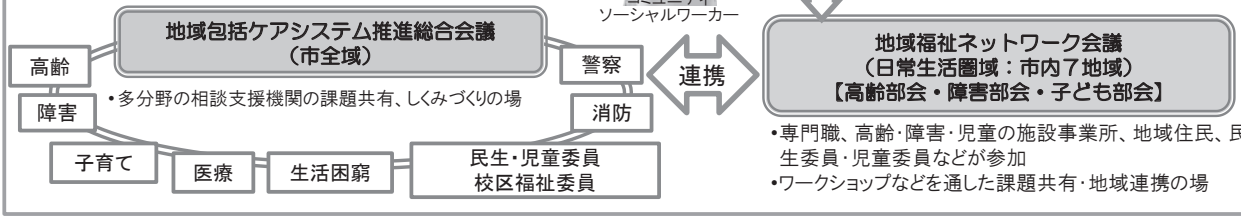

作成：厚生労働省

既存の相談支援機関の人員配置基準・資格要件等

○ 各分野において設置された既存の相談支援機関は、それぞれ対象、事業内容や機能に応じた人員配置基準や実施主体が設定されている。

分野	機関名	必須／任意	設置の根拠	人員配置基準	実施主体	対象	事業概要／機能等
介護	地域包括支援センター	必須	介護保険法第115条の46	原則、担当区域における第一号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに、以下の職員を常勤専従で配置する。 〇保健師 〇社会福祉士 〇主任介護支援専門員 ※1 それぞれの職種に準ずる者の規程がある。 ※2 上記とは別途、小規模区域等における例外基準がある。	市町村（委託可）	高齢者を主とした地域住民	・総合相談支援業務 ・権利擁護業務 ・包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 ・介護予防ケアマネジメント
困窮	自立相談支援機関	必須	局長通知	法令上の基準は設けられていないが、３職種の支援員（人員）の配置（小規模自治体等において兼務は可能）	福祉事務所設置自治体	生活困窮者及び生活困窮者の家族その他の関係者	・プラン案の適切性の協議 ・支援提供者によるプランの共有 ・プラン終結時等の評価 ・社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討
障害	障害者相談支援事業所（市町村地域生活支援事業）	必須	障害者総合支援法第77条第1項第3号	法令上の基準は設けられていないが、委託する場合、常勤の相談支援専門員の配置が必要。	市町村（委託可、複数市町村による共同実施可）	障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者	・福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等） ・社会資源を活用するための支援 ・社会生活力を高めるための支援 ・ピアカウンセリング ・権利擁護のために必要な援助 ・専門機関の紹介　等
	基幹相談支援センター	任意	障害者総合支援法第77条の2第2項	法令上の基準は設けられていないが、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として必要になる人員の配置（主任相談支援専門員、相談支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師等）	市町村（委託可、複数市町村による設置可）	障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者 地域の相談支援事業者	・総合的・専門的な相談支援の実施 ・地域の相談支援体制の強化の取組 ・地域移行・地域定着の促進の取組 ・権利擁護・虐待の防止
子ども	利用者支援事業所（利用者支援事業）	任意	子ども・子育て支援法第59条第1号	法令上の基準は設けられていないが、利用者支援専門員（専任職員）を1名以上配置	市町村（委託可）	子ども及びその保護者等	・子育て家庭等からの相談 ・子育て支援に関する情報の収集・提供 ・子育て支援事業や保育所等の利用に当たっての助言・支援 ・地域の関係機関との連絡調整　等
	子育て世代包括支援センター（法律上の名称：母子健康包括支援センター）	任意（努力義務）	母子保健法第22条	法令上の基準は設けられていないが、保健師等を1名以上配置	市町村（委託可）	母性並びに乳児及び幼児	・母子保健に関する各種の相談対応、支援に必要な実情の把握、保健指導の実施など、包括的な支援を行う

「断らない相談支援」に必要な機能

機能	内容
相談の受け止め	○多様な相談が寄せられることが想定されるが、まずは相談の入口として一旦、包括的に受け止めることが求められる。
解決に向けた対応	○個人、世帯の状況を包括的に把握するために情報収集をしたり、対応すべき課題を明らかにして、解決の方向性を検討する。 ○また、課題の内容に応じて、専門的な機関につないだり、関係者、関係機関と連携する。
制度の狭間・隙間や、課題が複合化・複雑化したケースにおける支援調整	○複合的な課題を抱えているために、丁寧なアセスメントや、複数の支援機関による支援が求められる等の困難な事例に対して、支援の方向性を整理したり関係者の役割分担をする等の総合調整を担う。
多機関のネットワークの構築	○地域の関係機関や専門職、自治体等による多様なネットワークを構築したり、支援に関わるチーム全体の総合調整を行う。
個別支援から派生する新たな社会資源・仕組みの創出の推進	○個別支援を通じて既存の社会資源を見つけたり、不足している場合には新たに創造するなど、支援を通じて新たな支援を作ったり、支援体制を充実させる。
相談支援に関するスーパーバイズ、人材育成	○支援者に対して個別のスーパーバイズを行ったり、ケース会議等でグループスーパービジョンを行う。 ○また、研修会等において、支援の知識や技術の向上に向けた働きかけを行う。
継続的な伴走支援	○伴走支援には、「地域にある様々な居場所や地域活動等の暮らしの中で行う、支え合いや緩やかな見守り」と「専門職による課題の解きほぐし（時間をかけたアセスメント）や本人の状態の変化に寄り添う継続的な支援」の２つが想定される。「断らない相談支援」においては、後者の伴走支援を想定。 ○また、これらの支援は「参加支援」と一体的に進めていくことが求められる。 ○伴走支援の終結の考え方としては、 ・本人の状態が改善し、一定程度、課題の解決が図られた時 ・適切に専門の支援機関につながった時 ・全ての課題は解決していないものの、地域や関係機関の関わりや見守りの体制が整備された時 等とする。

地域福祉計画・地域福祉支援計画について（社会福祉法の規定）

（市町村地域福祉計画）

第107条　市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

一　地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
二　地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
三　地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
四　地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
五　前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

2　市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3　市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

（都道府県地域福祉支援計画）

第108条　都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「都道府県地域福祉支援計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

一　地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
二　市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項
三　社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
四　福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項
五　市町村による第百六条の三第一項各号に掲げる事業の実施の支援に関する事項

2　都道府県は、都道府県地域福祉支援計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3　都道府県は、定期的に、その策定した都道府県地域福祉支援計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該都道府県地域福祉支援計画を変更するものとする。

包括的支援体制の整備に関する地域福祉計画の規定～告示、通知

「包括的な支援体制の整備に関する指針」（大臣告示）「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」（局長通知）

社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針（厚生労働省告示第355号）（抄）

市町村における包括的な支援体制の整備については、地域の関係者が話し合い、共通認識を持ちながら計画的に推進していくことが求められるが、その際、市町村地域福祉計画の策定過程を活用することも有効な方策の一つである。

地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について（子ども家庭局長／社会・援護局長／老健局長　連名通知）（抄）

第一　社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）**改正の趣旨について**

⑺　法第107条、法第108条関係

（略）今般の改正では、法第106条の３第１項で定める体制整備を促進する観点からも、市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画（以下「地域福祉（支援）計画」という。）の策定について、任意とされていたものを努力義務とするとともに、策定に際しては、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する、いわゆる「上位計画」として位置付けている。また、第106条の３第１項各号で規定する包括的な支援体制の整備に係る事業に関する事項についても記載事項として追加している。

あわせて、策定した地域福祉（支援）計画については、定期的に調査、分析及び評価の手続きを行い、必要に応じて見直しを行うよう努めることとされている。

第二　市町村における包括的な支援体制の整備について

法第106条の３第１項は、「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備（第1号）、「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備（第２号）、多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築（第３号）の３つの事業の実施等を通じ、包括的な支援体制を整備することを市町村の新たな努力義務としている。

（中略）

市町村が、地域福祉計画の策定プロセスなども活用しながら、３つの機能・取組を担うべき主体とともに、どのように支援体制を整備していくかを考え、関係者の総意と創意工夫により具体化し、展開していくことが期待される。なお、包括的な支援体制の整備に向けては、これら３つの機能・取組について、個々に「点」として実施するのではなく、互いに連携・協働し、「面」として実施していくことが求められていることに留意する必要がある。

「市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画策定ガイドライン」（局長通知）

第三　市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン

1　市町村地域福祉計画

（1） 市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項

市町村地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）に盛り込むべき事項としては、法上、①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項、②地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項、③地域における社会福祉を目的とした事業の健全な発達に関する事項、④地域福祉に関する活動への住民の参加に関する事項、**⑤包括的な支援体制の整備に関する事項（法第106条の３第１項各号に掲げる事業を実施する場合）**の５つが掲げられており、それを踏まえなければ、法上の地域福祉計画としては認められないものである。市町村においては、主体的にこれら５つの事項についてその趣旨を斟酌し具体的な内容を示すとともに、その他の必要な事項を加え、それらを計画に盛り込む必要がある。

⑤ 包括的な支援体制の整備に関する事項（法第106条の３第１項各号に掲げる事業を実施する場合）

「第二　市町村における包括的な支援体制の整備について」を参考にする。

ア 「住民に身近な圏域」において、住民が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備（法第106条の３第１項第１号関係）（1の⑴の④と一体的に策定して差し支えない。）

- ㈠ 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援
- ㈡ 地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備
- ㈢ 地域住民等に対する研修の実施

イ 「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備（法第106条の３第１項第２号関係）

- ㈠ 地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備
- ㈡ 地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知
- ㈢ 地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握
- ㈣ 地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築

ウ 多機関の協働による市町村における包括的な相談支援体制の構築（法第106条の３第１項第３号関係）

- ㈠ 支援関係機関によるチーム支援
- ㈡ 協働の中核を担う機能
- ㈢ 支援に関する協議及び検討の場
- ㈣ 支援を必要とする者の早期把握
- ㈤ 地域住民等との連携

「市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画策定ガイドライン」（局長通知）

第三　市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン

2　都道府県地域福祉支援計画

（1） 都道府県地域福祉支援計画に盛り込むべき事項

都道府県地域福祉支援計画（以下「支援計画」という。）に盛り込むべき事項としては、①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項、②市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項、③社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項、④福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項、**⑤市町村における包括的な支援体制の整備への支援に関する事項**の５つが掲げられており、それを踏まえなければ、法上の支援計画としては認められないものである。都道府県においては、主体的にこれら５つの事項についてその趣旨を斟酌し具体的な内容を示すとともにその他の必要な事項を加え、それらを計画に盛り込む必要がある。

⑤ 市町村における包括的な支援体制の整備への支援に関する事項

ア　単独の市町村では解決が難しい地域生活課題に対する支援体制の構築

イ　都道府県域で推進していく独自施策の企画・立案

ウ　住民が主体的に地域生活課題の解決に取り組むことができる地域づくりを進めていくための人材育成、市町村間の情報共有の場づくり、市町村への技術的助言

エ　その他必要な事項

既存事業における都道府県の役割

▶モデル事業
- ・単独の市町村では解決が難しく専門的な支援を必要とする者に対する支援体制を市町村と連携して構築
- ・都道府県と市町村、市町村間の情報共有や技術的助言
- ・相談支援包括化推進員等の人材養成

▶地域生活支援事業（障害）※都道府県事業として位置づけ
- ・特に専門性の高い相談への対応
- ・相談支援体制整備事業（相談支援アドバイザーの配置等）
- ・相談支援従事者等研修　　等

▶自立相談支援事業（生活困窮者） ※都道府県事業として位置づけ
- ・管内自治体に対する任意事業の実施に向けた働きかけ、広域での共同実施に向けた調整等
- ・各事業の従事者に対する人材養成
- ・地域ごとの関係機関のネットワークづくり
- ・都道府県が持つ広域行政としてのノウハウ（産業雇用部門、住宅部門）等を生かしたバックアップ

▶保険者機能強化推進交付金（都道府県分）に係る評価指標（高齢者）
- ・管内の市町村の介護保険事業に係るデータ分析等を踏まえた地域課題の把握と支援計画
- ・自立支援・重度化防止等、保険給付の適正化事業等に係る保険者支援の事業内容
  （1）保険者による地域分析、介護保険事業計画の策定（2）地域ケア会議・介護予防（3）生活支援体制整備等（4）自立支援・重度化防止等に向けたリハビリテーション専門職等の活用（5）在宅医療・介護連携（6）認知症総合支援（7）介護給付の適正化（8）介護人材の確保（9）その他の自立支援・重度化防止等に向けた各種取組への支援事業

▶利用者支援事業（子ども・子育て）
- ・本事業は市町村が実施主体
- ・利用者支援事業の専任職員への研修の実施　等

地域における自殺対策の推進について

自殺対策における地方公共団体の役割　⇒　地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進

- ● 国と協力し、地域の状況に応じた施策を策定・実施
- ● 地域自殺対策推進センターの設置（都道府県・指定都市）
- ● 都道府県・市町村自殺対策計画の策定
- ● 自殺者の親族等への相談体制の充実
- ● 関係者の連携協力、調査研究等の推進、人材の確保、研修・啓発の推進
- ● 医療提供体制や様々な分野の相談機関につなげる他機関連携体制の整備
- ● 医療機関と連携した自殺未遂者支援の推進
- ● 民間団体の活動の支援

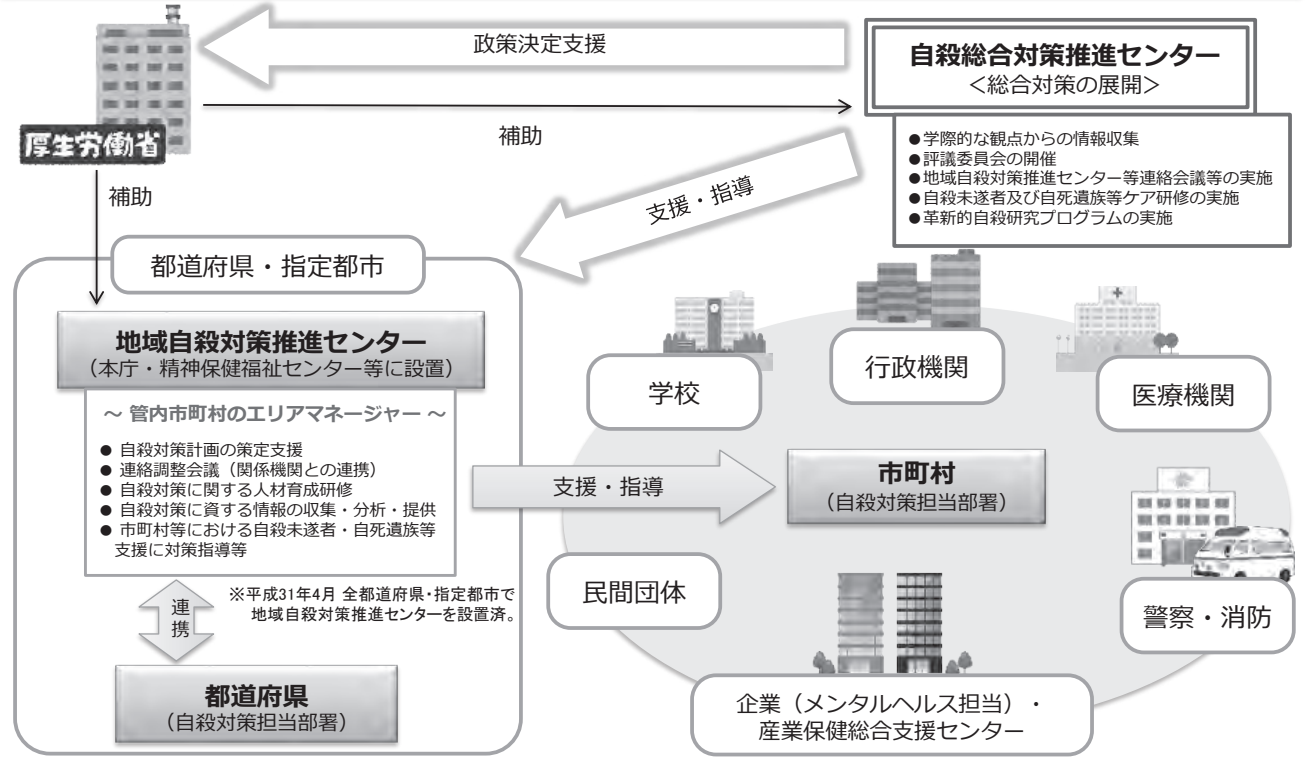

各制度等における複合的課題等
（自殺対策（自殺既遂者））

○民間団体が自殺で亡くなった方の遺族の協力を得て行った調査によれば、
- 潜在的な自殺の危機要因となり得るものは69個
- 自殺で亡くなった人が抱えていた危機要因の平均個数が3.9個
- 最初の危機要因の発現から自殺で亡くなるまでの期間の中央値は5.0年、平均値は7.5年
- 亡くなる前に、行政や医療等の何らかの専門機関に相談していた方が約70%

等といった結果が示されている。

○ こうした調査結果からは、自殺に至るまでのプロセスにおいて、様々な危機要因（課題）が複合的に絡み合い、経時的に変化・複雑化している状況が見られるとともに、個々の課題に対応するための支援とあわせて、本人に継続的に関わり続けるための支援の必要性が示唆されていると考えられる。

自殺の危機経路

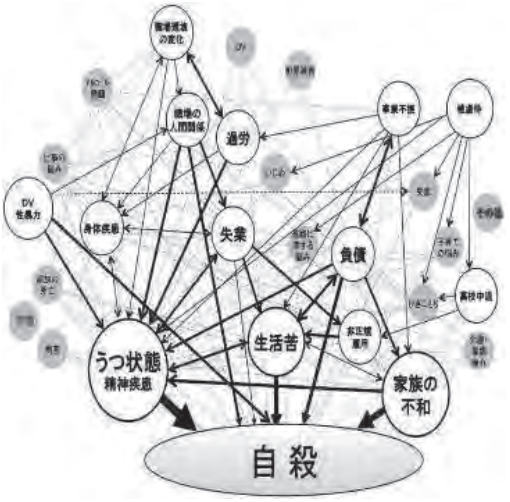

自殺の危機要因となり得るもの

健康問題（551）
身体疾患（重傷）（18）、身体疾患（その他）（88）、うつ病（274）、統合失調症等（97）、アルコール問題（34）、病苦（17）、認知症（9）、出産（1）

経済・生活問題（414）
倒産（11）、事業不振（60）、失業（57）、就職失敗（23）、生活苦（66）、負債（多重債務）（82）、負債（住宅ローン）（10）、負債（その他）（31）、借金の取り立て苦（26）、連帯保証（20）、経営の悩み（6）

家庭問題（354）
家族間の不和（親子）（71）、家族間の不和（夫婦）（76）、家族間の不和（その他）（17）、家族との死別（自殺）（22）、家族との死別（その他）（30）、家族の将来悲観（6）、離婚の悩み（47）、被虐待（当時）（4）、DV 被害（19）、育児の悩み（30）、介護・看病疲れ（24）、親の不仲・離婚（6）、妊娠・不妊の悩み（1）

勤務問題（366）
仕事の失敗（39）、職場の人間関係（95）、職場環境の変化（配置転換）（43）、職場環境の変化（昇進）（17）、職場環境の変化（降格）（6）、職番環境の変化（転職）（19）、休職（13）、過労（69）、職場のいじめ（11）、仕事の悩み（51）、定年退職（3）

学校問題（95）
進路の悩み（入試）（7）、進路の悩み（その他）（22）、学業不振（8）、いじめ（4）、教師との関係（15）、他生徒との関係（15）、ひきこもり（16）、不登校（6）、教師からの叱責（1）

男女問題（37）
結婚をめぐる悩み（6）、失恋（16）、不倫の悩み（15）、恋人の自殺（1）、性同一性障害（1）

その他
犯罪発覚（3）、犯罪被害（7）、後追い（1）、心中（8）、近隣関係（15）、将来生活への不安（29）、単身赴任（2）、災害（その他）（3）、親への家庭内暴力（2）、高校中退（5）、事故（7）、同業者・同僚の自殺（1）、配偶者への暴力（4）、その他（78）

出典：『自殺実態白書2013（NPO法人ライフリンク）』

足立区における自殺対策と生活困窮者自立支援の連携

＜足立区の概要＞
- 人口　685，447人（平成30年1月1日現在）
- 生活保護受給率　3.63%
- 面積53，25㎢

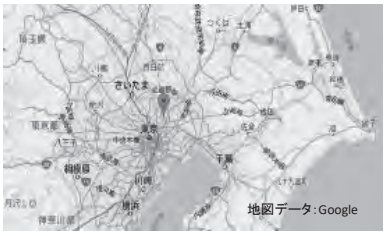

＜概要＞

生活困窮者自立支援制度
- ○ 自立相談支援機関 ： 直営＋委託（NPO法人）
- ○ 任意事業 ： 家計相談支援事業、就労準備支援事業、学習支援事業、一時生活支援事業（都区共同事業として東京都が実施）を実施

連携体制の構築
- ・庁外の関係者を含めた「こころといのちの相談支援ネットワーク」を設置。
- ・様々な相談窓口に来た相談者を総合的に支援するため、庁内の関係部署の連携体制も整備。各相談窓口がつなぎ先の対応に迷った際には、「こころといのち支援係」が相談に乗り、調整を図っている。
- ・また、支援調整会議においても、自殺対策の担当が参加している。

連携に向けた取組①

「相談者への対応が一目でわかるフローチャート」活用による早期支援
- ○ 相談機関に来た相談者のうち、自殺対策担当部署等につなぐ判断を補助するための「チェックポイント」や「フローチャート」を作成。
- ○ 「チェックポイント」は、相談者自身の訴えからは表面化しづらい課題についても、本人の様子や振る舞いなどから察知するためのツールとして、ゲートキーパー手帳に盛り込み、ゲートキーパー研修会を通じて共有している。
- ○ アセスメントの抜け漏れを防ぎ、早期に支援が可能になる。

連携に向けた取組②

総合相談会によるアウトリーチ活動
- ○ 自立相談支援機関とともに、自殺対策担当部署等や保健師、ひきこもり支援担当、弁護士等と一緒にワンストップ型の出張相談会を（年5回×6日間）実施。

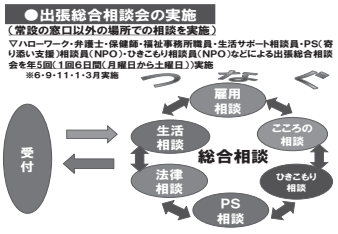

連携に向けた取組③

つなぐシートの活用
- ○ 複数の機関で連携して支援するため、段階に応じた途切れない確実な「つなぎ」を目指している。
  - ① 次の窓口を紹介する。
  - ② 紹介状「つなぐシート」でつなぐ
  - ③ 精神保健福祉士等の資格を持つパーソナル・サポーターでつなぐ。

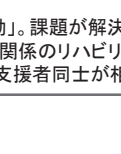

※「つなぐシート」は、次の窓口につなぐ際に情報が共有できるほか、経過を関係者にフィードバックする仕組みを設けることで、多機関の連携が有効であることを実感することにもつながっている。

連携に向けた取組④

「生きてていいんだ」と思える居場所の創出
- ○「課題解決志向の個別支援」と連動して行っている「存在肯定志向の居場所創出活動」。課題が解決しても居場所には継続参加可。
- ○相談者が、グループでの人とのつながりを通して、他者承認と自己確認を図る（人間関係のリハビリを行う）ことがねらい。
- ○支援者にとっては、相談者とフラットな関係を築く場に。また、組織等の枠を超えて、支援者同士が相談者を支える機会にも。

江戸川区における自殺対策と生活困窮者自立支援の連携

＜江戸川区の概要＞
・人口　697,801人
（平成31年4月1日現在）
・生活保護受給率2.915 %
・面積49, 09㎢

連携に向けた取組①

シート等のツールの活用
○ 生活保護受給者や生活困窮者自立支援制度の利用者を関係機関が連携して支援していくため、複数の関係機関の支援状況や、相談者のやり取りの情報を共有。
○ 複数の関係機関間での連携を円滑に行うことができる。

連携に向けた取組②

総合相談会によるアウトリーチ活動
○ 自殺の社会的要因である失業、多重債務をはじめ、個人が抱える生活上の様々な問題に対して、各分野の専門家が相談に応じるワンストップサービス
○ 月1回、健康サポートセンターで開催
○ 自立相談支援機関とともに、弁護士、ハローワーク職員、消費生活相談員、保健師などが相談に応じている。

＜概要＞

生活困窮者自立支援制度
○ 自立相談支援機関　：　委託（くらしごと相談室）
○ 任意事業　：　家計改善、就労準備支援、次世代育成等

「なごみの家」を核とした包括的な支援体制
○高齢者だけでなく、全世代を対象として、包括的な支援を行うことができるよう、①相談機能、②居場所機能、③ネットワークづくりの機能を有する「なごみの家」を区内9か所に設置している。（最終的に15か所の整備を計画）
○住民の悩みや課題を速やかに察知・把握できる機能として、住民の暮らしの中に「なごみの家」を設けるとともに、「なごみの家」を入口として、区内の様々な専門相談等に必要に応じたつなぎを行う。
○自殺防止連絡協議会や、くらしごと相談室（生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関）をはじめとした区の相談支援機関と協働している。

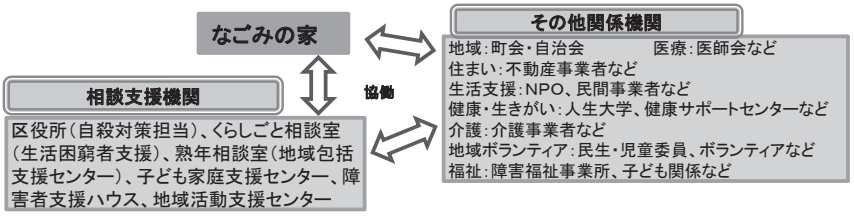

自殺対策の連携体制の構築
「自殺対策戦略会議」（年1回開催）
・区長が長を務め、自殺対策に関連の深い関係部局の長で構成

「自殺防止連絡協議会」（年2回開催）
・関係機関及び民間団体等の相互の密接な連携確保、区における自殺対策を総合的かつ効率的に推進

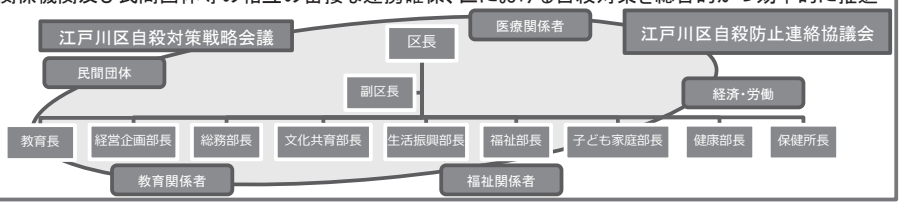

野洲市における自殺対策と生活困窮者自立支援の連携

＜野洲市の概要＞
・人口　51, 357人（令和元年9月1日現在）
・生活保護受給率　0.41%
・面積80, 15㎢

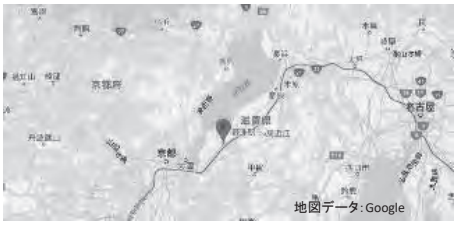

＜概要＞
○ 野洲市においては、生活困窮者自立支援は市民生活相談課が担当。市民生活相談課では、多重債務相談や専門相談（法律相談、税務相談等）、消費者相談を担当するほか、問い合わせ先がわからない等の苦情や問い合わせを受け付けて所管課につなぐなど、市民生活にかかわる総合的な相談窓口を担う。
○ 関係機関間の連携体制を構築するほか、自殺対策に関する課題や現状を分析・評価し施策展開するために設置した「野洲市市民生活総合支援推進委員会自殺対策連絡部会」の事務局を市民生活相談課と健康推進課が担当。
○ 「いのち支える野洲市自殺対策計画」において、現状の分析を踏まえ、重点施策の柱として高齢者、若年層への支援強化、心の健康づくりとともに「生活困窮者への支援の拡充」を位置づけ。

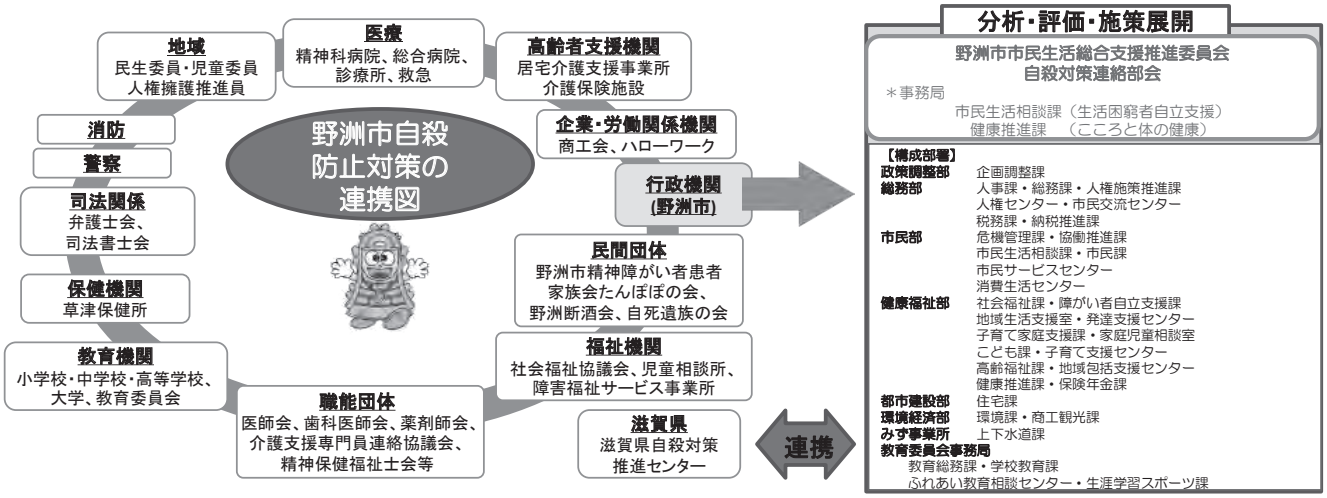

都道府県及び市町村自殺対策計画策定の手引について（局長通知）

○平成29年７月25日に閣議決定された「自殺総合対策大綱」において、国は、都道府県自殺対策計画及び市町村自殺対策計画の円滑な策定に資するよう、地域自殺対策計画策定ガイドラインを策定することとされている。
○このため、都道府県及び市町村自殺対策計画の策定に関する標準的な手順と留意点等を取りまとめ、平成29年11月に都道府県及び市町村に対して「自殺対策計画策定の手引き」を示した。
○手引きのうち、「Ⅲ自殺対策計画策定の流れ」の中で、計画の策定に当たっては、意思決定の体制づくり、関係者間の認識共有、地域の社会資源の把握等、地域共生社会の実現のための包括的支援体制の構築に当たっても重要となる要素が記載されている。

Ⅰ 自殺対策計画策定の背景
Ⅱ 自殺対策計画策定の意義
Ⅲ 自殺対策計画策定の流れ
Ⅳ 計画に盛り込む内容の決定
　Ⅳ－１ 計画の名称を決める
　Ⅳ－２ 計画の構成を決める
　Ⅳ－３ 評価指標等を盛り込む
　《数値目標》
　　１）自殺対策の数値目標について
　《評価指標》
　　１）基本施策「市町村等への支援の強化」について
　　２）基本施策「自殺対策を支える人材の育成」について
　　３）基本施策「住民への啓発と周知」について
　　４）基本施策「児童生徒のSOS の出し方に関する教育」について
　　５）重点施策＝地域自殺対策「重点パッケージ」について
　《実施の有無／実施内容の記録》
　　１）基本施策「地域におけるネットワークの強化」について
　　２）基本施策「生きることの促進要因への支援」について
　　３）生きる支援関連施策について
Ⅴ 計画の推進、推進状況の確認等

Ⅲ－１　意思決定の体制をつくる
１）行政トップが責任者となる
２）庁内横断的な体制を整える
３）広く住民の参加を得る
４）自殺対策連絡協議会の参加を得る
５）市町村の参加を得る

Ⅲ－２　関係者間で認識を共有する
１）地域の自殺実態を共有する
２）自殺対策の理念等を共有する
３）自殺対策の目標を共有する

Ⅲ－３　地域の社会資源を把握する
１）庁内の関連事業を把握する
（いわゆる「事業の棚卸し」）
２）地域の様々な活動を把握する

Ⅲ－４　自殺対策計画を決定する
１）計画の全体構成を考える
２）各事業の担当及び実施時期を明確にする
３）検証可能な指標や目標を定める

自殺対策計画策定の手引きにおける「庁内の関連事業の把握（事業の棚卸し）」について

○　自殺対策計画の策定に当たっては、自殺対策とは「生きることの包括的な支援」であるとの視点から、各自治体で既に取り組まれている既存事業を最大限に活かし、計画に盛り込むべく、庁内の関連事業を広く把握することが重要である。
○　その際に有効な手法が「事業の棚卸し」であり、関連事業の把握作業を実施することにより、庁内関係者と分野を超えた「顔の見える連携関係」の再構築・再強化にもつながるものである。
○　また、庁内の多様な事業を「生きることを支える支援」と位置づけ、幅広く計画に盛り込むことにより、包括的・全庁的に自殺対策を進めることができる。

＜棚卸しの進め方＞
①「●●年度 主要施策の概要」や「●●年度 主要施策の成果」等の予算・決算に関する資料を使って、自治体（庁内）における全事業リストを作成する。
②「事業の棚卸し事例集」を参考にしながら、全事業リストの中から「生きる支援」に関連する・関連し得る（関連しないもの以外の）全ての事業を洗い出す。
③　洗い出した事業に自殺対策の視点を加えた「事業案」を検討し、各事業の担当と協議のうえ、計画に盛り込む。

【事業案の例】

1. 滞納税の徴収事業
自殺の背景には生活苦や借金等の経済的な問題が潜んでいる場合があり、税を滞納している人の中にはそうした問題を抱えて自殺リスクを背負っている可能性がある。
税の徴収員が、滞納者がそうした状況にあるかもしれないとの視点を持つことで、必要に応じて住民に相談会等の情報を伝えることが有効となり得るため、徴収員に自殺対策の研修会を受講してもらう。

2. 図書館の管理事業
図書館は普段から活字に親しんでいる地域住民が集まる場であるため、ポスターやパネル等を展示して自殺対策や相談会等の広報啓発の場として有効である。また、自殺対策に資する「居場所（とりわけ子どもを対象とした）」としての機能を持てる場合もある。

3. 葬祭費の支給
葬祭費の申請を行う方の中には、大切な方との死別のみならず、費用の支払いや死後の手続き面などで様々な問題を抱えて、自殺リスクの高まっている方もいる可能性がある。そのため、抱えている問題に応じて、そうした方を支援機関へとつなぐ機会として活用し得る。
また、亡くなった方の中には自殺によるケースも想定されるため、遺族に対して相談先等の情報を掲載したリーフレットを配布することにより、葬祭費の支給機会を遺族への情報提供の機会として活用できる。

居住支援協議会の概要

国土交通省資料

○ 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進等を図るために、地方公共団体、不動産関係団体、居住支援団体等が連携して、居住支援協議会※を設立
○ 住宅確保要配慮者・民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対し、住宅情報の提供等の支援を実施

※ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第51条第1項に基づく協議会

概要

（1）設立状況 92協議会が設立（令和元年10月15日時点）

○ 都道府県（全都道府県）
○ 区市町（45市区町）
北海道本別町、横手市、鶴岡市、さいたま市、千葉市、船橋市、千代田区、文京区、台東区、江東区、豊島区、北区、杉並区、板橋区、大田区、世田谷区、練馬区、葛飾区、江戸川区、八王子市、調布市、町田市、日野市、狛江市、多摩市、川崎市、横浜市、鎌倉市、岐阜市、名古屋市、岡崎市、京都市、宇治市、豊中市、岸和田市、神戸市、宝塚市、姫路市、広島市、東みよし町、北九州市、福岡市、大牟田市、うきは市、熊本市

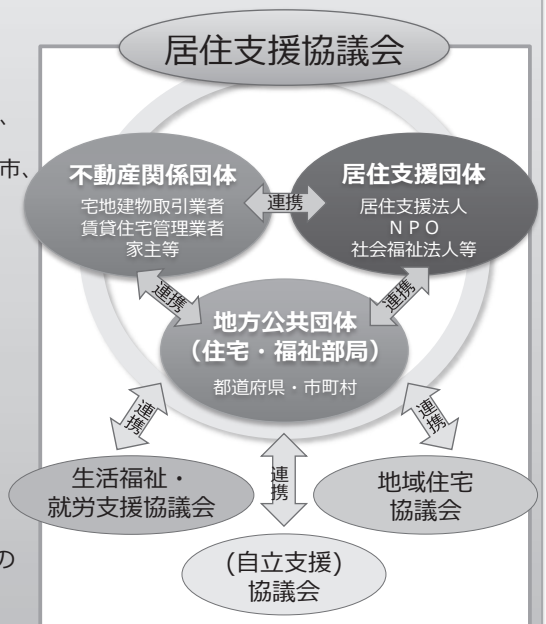

（2）居住支援協議会による主な活動内容

・メンバー間の意見・情報交換
・要配慮者向けの民間賃貸住宅等の情報発信、紹介・斡旋
・住宅相談サービスの実施
（住宅相談会の開催、住宅相談員の配置等）
・家賃債務保証制度、安否確認サービス等の紹介
・賃貸人や要配慮者を対象とした講演会等の開催

（3）支援

居住支援協議会が行う住宅確保要配慮者に対する民間賃貸住宅等への入居の円滑化に関する取り組みを支援
〔令和元年度予算〕
重層的住宅セーフティネット構築支援事業（9.3億円）の内数

権利擁護支援の地域連携ネットワークと中核機関

○ 全国どの地域においても成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築する。
※協議会･･･法律･福祉の専門職団体や、司法、福祉、医療、地域、金融等の関係機関が連携体制を強化するための合議体
※チーム･･･本人に身近な親族、福祉･医療･地域等の関係者と後見人が一緒になって日常的に本人の見守りや意思や状況等を継続的に把握。

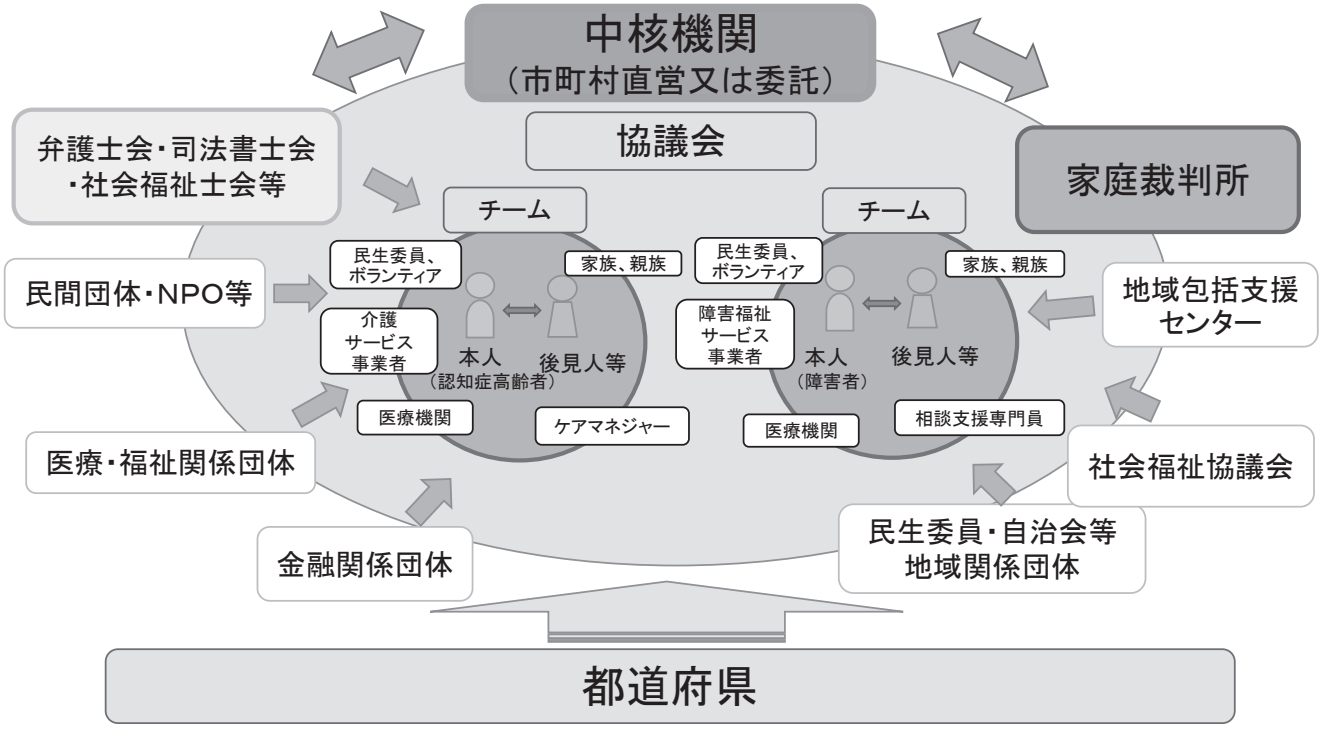

社会福祉法人による地域における公益的な取組について

○ 平成28年改正社会福祉法において、社会福祉法人の公益性・非営利性を踏まえ、法人の本旨から導かれる本来の役割を明確化するため、「地域における公益的な取組」の実施に関する責務規定が創設された。

（参考）社会福祉法（昭和26年法律第45号）（抄）
第24条 （略）
2 社会福祉法人は、社会福祉事業及び第二十六条第一項に規定する公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない。

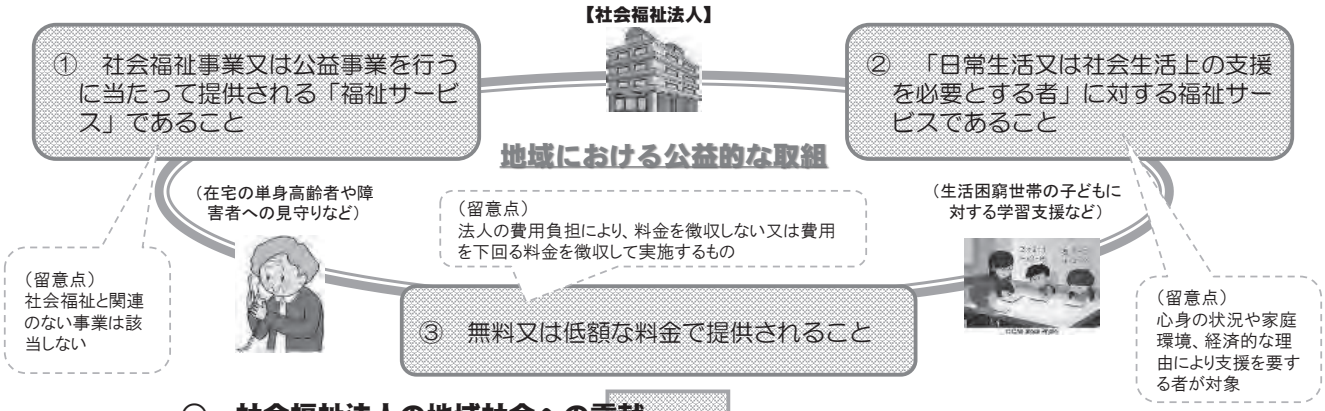

○ **社会福祉法人の地域社会への貢献**
⇒ 各法人が創意工夫をこらした多様な「地域における公益的な取組」を推進

地域において、少子高齢化・人口減少などを踏まえた福祉ニーズに対応するサービスが充実

『都城市の地域福祉 2019』
～都城市地域福祉実践報告書～

編　集　社会福祉法人都城市社会福祉協議会地域福祉課
住　所　〒885-0077 都城市松元町４街区１７号
tel 0986-25-2123　fax 0986-25-2103
http://www.m-syakyo.or.jp/
info@m-syakyo.or.jp
発行日　令和２年３月３１日

社会福祉法人都城市社会福祉協議会